矯正図書館

刑政

第四十四巻　五月號　第五號

巻頭言		2
刑政時論		4
行刑の社會化と保護思想の向上	鹽野季彦	6
刑務作業の教育的任務に就て	木村龜二	14
オランダ及びスカンヂナヴイアに於ける死刑廢止	エス・マーゲリーフライ	27
フロイデンタールの「日記」より		39
不良兇惡囚の調査（九）	吉益脩夫	43
戒護と事故とに關する統計的考察	井川信一	56
オスボーンの建設したプリズン・コムミユニテイー	フランク・タンネンバウム	62
行刑小話	玖波文一郎	71
犯罪現場指紋調査に就て	仁科正次	75
全國刑務所の沿革（三）		78
海外異聞錄——讀者の頁——刑政俳壇——家庭の頁——敍任辭令——行刑法令——行刑統計——		

財團法人　刑務協會發行

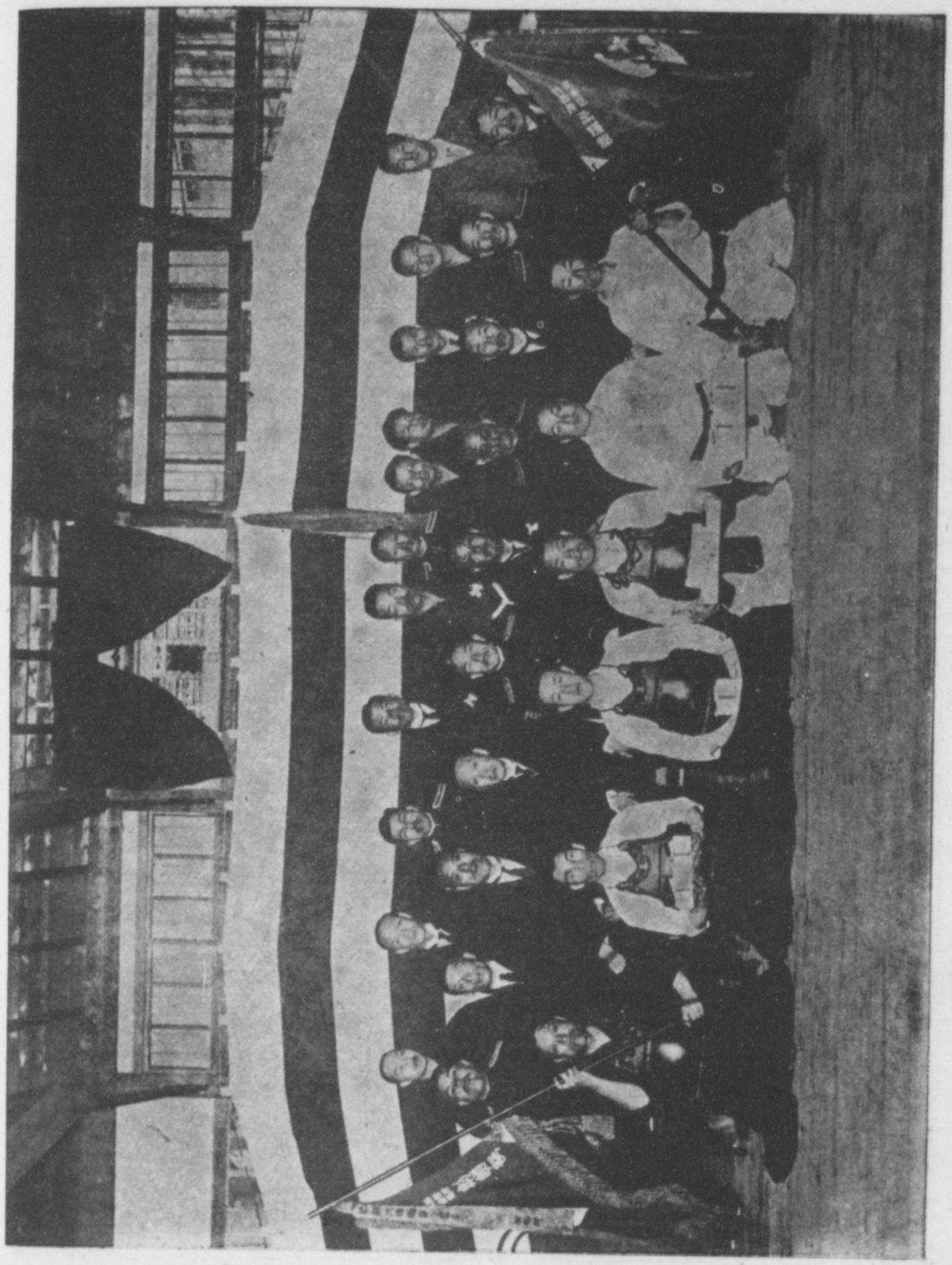
矯正図書館



岐阜刑務所落成式

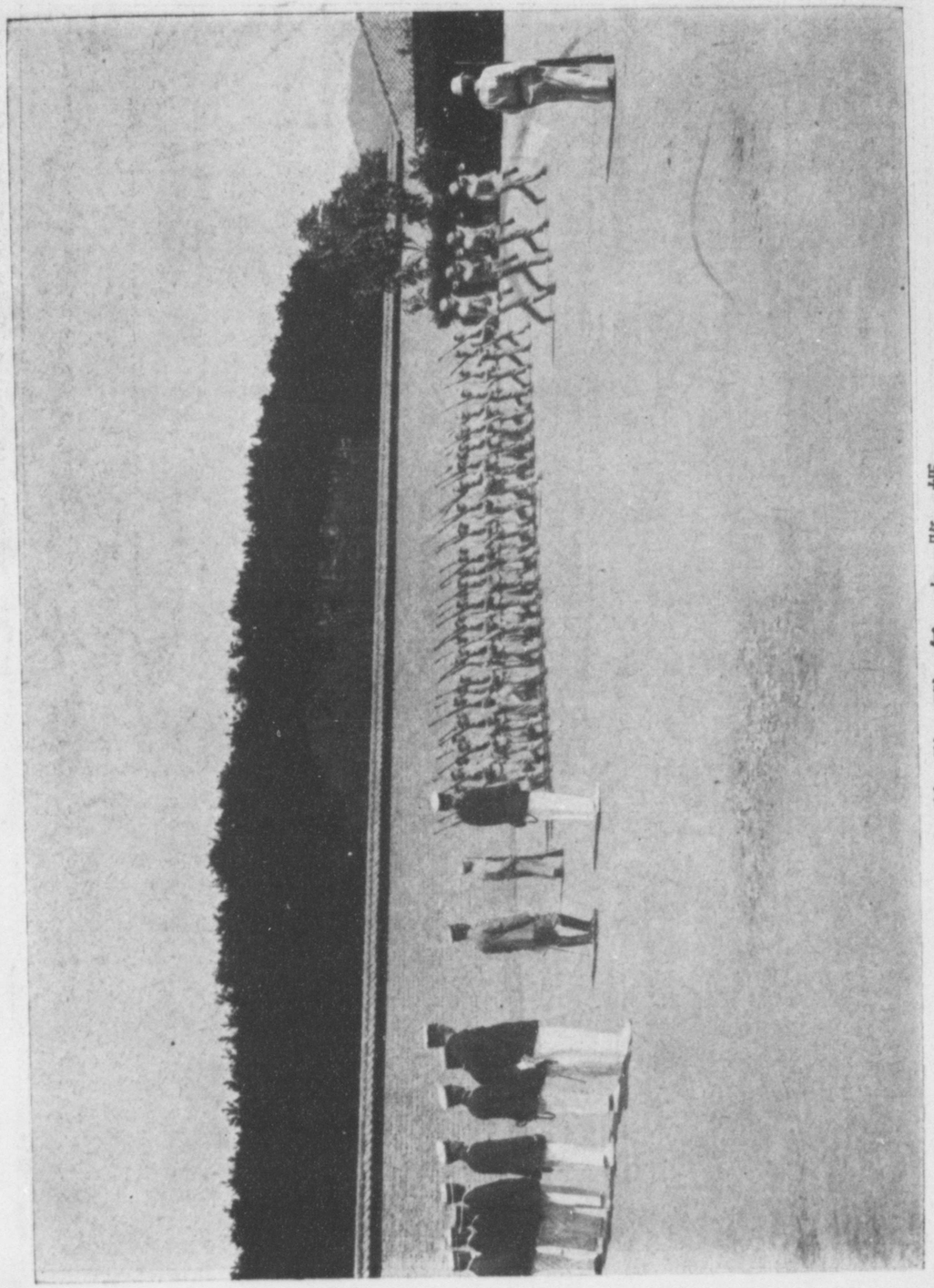
第一區第六回刑務所聯合武道大會優勝記念撮影

——柔道札幌、劍道函館優勝——（五月二十七日）



柔道　札幌一等　劍道　函館一等

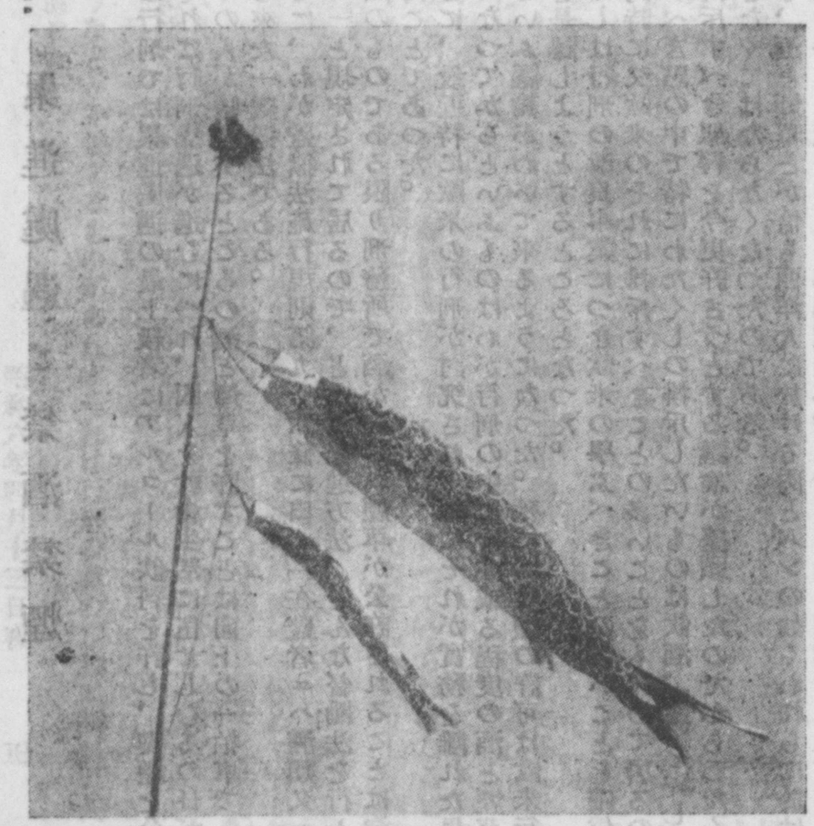
（記事は次號掲載）　網走三等　札幌二等



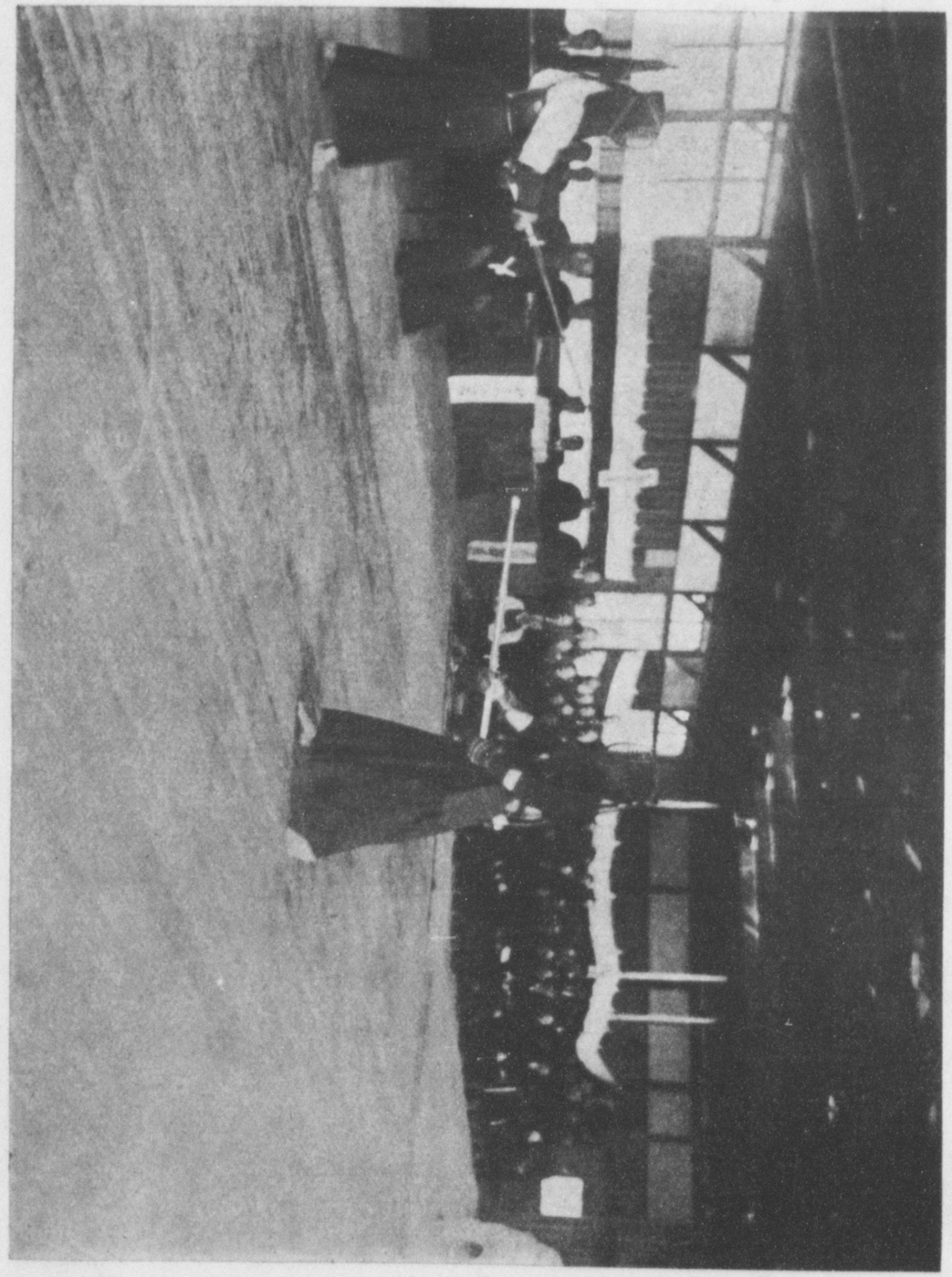
所務刑年少路姫

矯正図書館

刑政



第四十四卷・第五號



（沼池小段三海北と君山内段三館兩）　合試勝優會大道武區六第

累進處遇と禁酒禁煙

外國の行刑では累進處遇の最上級者にアルコール飲料を許し、喫煙を公許して居るものが多い。それは行刑處遇が進むにつれ、囚人を社會生活に伍せしむるの日が近づくにつれ、社會の多くの人が嗜好するところの酒と煙草を許すことは向上の一拍車であると考へられてのことから來た一處遇法である。

しかるに、わが監獄法施行規則第九十六條に曰く「在監者ニハ酒類又ハ煙草ヲ用ウルコトヲ許サズ」と規定されて居るので、どんな累進方法、どんな督勵法を行ふ刑務所でも、それがわが國のものである限り刑務所で酒が許され煙草が公許されることは洵に考へられだにしなかつたことであつた。

しかるに、最近特に歐米の行刑が討究され、殊にそれが實務を離れた思想的研究にのみ偏しがちになつてからといふものはわが行刑の中にも亦或る程度の酒と煙草とが許されて然るべきだといふ議論がわいて來るようになつた。殊に、喫煙の許可は歐米行刑を追慕するものの殆んど是認しようとするところとなつた。

わたくしは行刑の改良事業につき歐米の學ぶべきことの多いことをも認めて居るのである。その數多しかし同時に又歐米のそれに排斥すべきことの多いものは飲酒、喫煙を許して居ることである。い排斥すべき點の中で特にわたくしの排斥したいものも、その排斥すべき惡習を今更許さうとする議論が擡頭したのだからわたくしとしては玆に一言を費さなくてはならなくなつたのである。

若しも、酒と煙草とが恰も西洋人に於ける肉とパンの如くわれらに於ける麥米の如くそれなくして一日も生きることが出來ぬ必需品であるなら問題はない。否それを禁じ、それを減ずることは刑罰の加重である。しかし、酒と煙草とはわれらを養ふどころかむしろわれらの肉體を害しつつあることは何人も肯定出來よう。酒なくして櫻を愛づることの出來ぬ人でも、また煙草に一時の快をむさぼる人でもそれを知らざるの日の更に善良なる生活なりしこ

とを顧みぬ人はあるまい。

子女を持つ酒飲みの親が子女の盃を口にするを見て喜ぶものがあらうか。愛煙家と雖子供に喫煙を奬勵する人は一人もあるまい。そこに彼等は明かに飲酒喫煙の害を意識して居るのである。

その害を意識して之をすすむる者は惡を奬勵するものである。行刑の目的が善の奬勵であるべきなのに惡を奬勵することになれば行刑は教育にあらずして人生毀滅となる道理でなくてはならぬ。

累進處遇の行はるるところその上級に進めば囚人の生活を社會のそれに近似せしむべきは勿論だ。しかし、社會に於て許される生活でも萬人が認めて惡だとするところに近似せしむるを必要とするものではない。

わたくしは社會に於ける禁酒運動や禁煙運動が政策的に果して妥當なりや否やを判斷するの知識は持たない。アメリカに於て禁酒法が裏面の生活をより惡化しつつある事實に照してそれらの運動がにはかに效を納めるとは考へない。しかし、とにかくさやうな運動がわが世から有害なる酒と煙草を驅逐しようとする努力は買つてやらねばなるまい。さうして、幸か不幸かわが監獄法施行規則により國家の權力を以て長年行ひ來りし禁酒禁煙を今更解く必要がどこにあらうか。

精神的な高き二つの運動にさからつて國家が酒と煙草を公許する必要がどこにあるであらうか。わたくしは監獄法施行規則第九十六條を世界に於ける極めて有り難い規定だと誇つて居るが、さてその誇るべき規定を破つてまで囚人の惡習を是認する必要がどこにあらう。

わたくしは惟ふ。いやしくも行刑に從事し、その學理を討究するものにして好酒愛煙の士は囚人に之をすすむるよりも自ら之を禁ずるの努力を拂ふことにのみ價値が見出されるのだと思ふ。況んや先天的に之を用ゐざる者、いたづらごとに之を口にするものが酒や殊に煙草を許さうなどと主張するものがあればそれは行刑の眞の意義に觸れぬ人たちであることを斷言して置きたい。

昭和六年四月十三日夜　正木亮



刑政時論

監獄映畫の輸入

アメリカ映畫界に、昨秋一大センセーイションを起した「ビック・ハウス」が、この程我國に輸入されて近く上演される運びとなつた。

我々は、あの數度おこつたアメリカの刑務所の暴動に、深い雜多な反省をなげつけられると共に、我等日本の行刑の正しき存在を、更めて認識したことであつたが、その暴動の實狀が映畫化され、彼地の社會に新しい波紋を惹起し、それが今我等の眼前に現れやうとするとき、ある緊張した、關心をもたずに居られない。

この「ビック・ハウス」が、どこまで、彼地のそれよりカットされまたどれだけ實狀が描寫され、更に又どれだけ我國にそれが反響するかは未知數であると共に、大衆はアメリカの刑務所と我國の行刑內容とを混同するほど、それほど、無知ではあるまいと豫斷するけれども、近時、あらゆる方面に犯罪や探偵物が、大衆の興味の中心になりつゝある現狀に鑑み、相當のショックを感ぜざるを得ないのである。

現在の變態的なグロテスクな獵奇的な傾向は、永續的でないかも知れないが、とにかく一般は、堅いものはうちすてゝ、淡いナンセンスもの か獵奇的なものに流動してゆく。

こゝに、犯罪の實話や、いんさんなものが、俎上にのせられてゆくのは當然な所現に外ならぬ。

かくて、又傳統的な錆びのある秘密國監獄は、グロ化され。興味の對象となりつゝある。

自分が監獄の俳優となることは好まないが、それを觀照することによつて、興味を滿足させようとするのである。

左翼の爭鬪運動に、監獄がつねにもち上げられるのも、或る點、この點に觸れてゐるが故に、爭鬪への價値を有してゐるのであらう。

併し、刑務所の社會化が提唱され行刑の充實が叫ばれるとき、かく興味の對象として、刑務所が、遇せられ、さては、その實狀が、一般に正しく理解されないことになるのは、一の目的具現の上に障碍となるべきことであらねばならぬ。我々は、更に更に、「明るい行刑」を睥して强く昏衢を燿らしてゆくべきであらう。

救護法の實施

救護法の實施が、近づくにつれて方面委員や、社會事業家達は、その實際の運用方法に關し、具體案をすすめてゐる樣である。

いかに法が具備されても、その運用が適當でなければ、その目的が達成せられないことは言ふ迄もない。

所が、由來、內務省關係にあるところの、社會事業は、司法方面と、とかく聯絡をかきがちであつた。

近時司法保護事業の發達と、その思想の普及のために、その間かくは接近して來たけれども、然し尙、その間の聯絡交涉接觸は、圓密をかいてゐると共に、實際上、刑餘者や、その犯罪人の家族に對する感じに因襲的な報應觀念をまだ完全に、社會事業家でさへ、除却清算してゐるとは、云はれない。

併し我等が救護法の實現を切望した所以は、もとより一般貧困者のためであるとは云へ、又一面行刑の所期の志願のためからでもあつたのである。

救護法實施の具體方法を捻るとき に臨み、保護事業家の一段の活動、他の社會事業との聯絡交涉に奮起されんことを望むと共に、救護法が、刑餘者や、在監者の家族保護に積極的に運用されることを念願してやまないものである。

耕地を與へよ

いかに、立派な農具をあたへ、農業に熟練させても、耕す土地がなくては、畢竟、空しく拱手してゐるより外にあり得ない。

昔は、實は、そこらにころがつてゐたのであつた。めさきがきき孜々として働きうまされば、實は自ら手に這入つたものであつた。

然るに、現在に於ては、耕作すべき土地はすくなく更に街頭は、ルンペンの洪水、失業者の集群で、あらされ、占めつくされてゐる。

こゝに、鍬をかついで、嘆く、教化に色上げされた釋放者のあはれな姿を見、ある焦燥を感ぜざるを得ないのである。このことによつて、勿論私等は行刑の行きづまりと、その所詮なさゝを感ずるものでないけれ共、送り出した彼を、更に如何なる所へ導びひてゆくか、その確然たる案內者の、乏しく、力のなきことをかなしまざるを得ないのである。

もとより獨行して、自ら耕地を求むるだけの彼であらねばならぬだらうが、又一面、保護事業の、もつと完全なる組織による合理的案內を、提言したい。

行刑の社會化と保護思想の向上

——東京控訴院管内司法保護事業聯合會に於ける講演——

臨　野　季　彦

目　次

一　行刑の社會化に關する數個の問題
a　犯人の實質的分類
b　假釋放の運用と釋放者の監察
c　行刑陪審の是認と保護事業の責務
二　釋放者保護の種類とその結合

一

最近行刑の問題が漸く新聞紙や雜誌などで謂云されるやうになりましたが、この現象は從來の行刑觀念から見ると洵に不都合なことであります。何となれば、行刑には密行主義といふ大原則がありまして刑務所の內部のことや囚人の生活狀態は嚴に公表を禁ぜられて居たからであります。しかし、諸君この原則が今猶嚴格に保たれて居るとすると諸君の熱誠なる努力は容易に酬ひられるべきではないのであります。諸君がいかに、釋放者を保護しようとされても、囚

人だちの刑務所生活その改悛の經過が世人に少しもわからないことになれば世人は決して諸君の努力に共鳴するものではありません。釋放者はやはり一個の危險人物として世の排斥をうけねばならぬのであります。

その意味に於て釋放者保護の思想が擡頭すれば當然に行刑の密行主義は或程度までに門戶を解放しなくてはならなくなつて來るのであります。換言すれば釋放者保護事業の成功はかかつて行刑の社會化といふことにあるのだといふも過言ではないでありませう。

最近新聞紙にいろいろ行刑に關する記事が掲載されその中には眞そらごと種々雜多ではありますがとにかく新聞が行刑問題を社會問題として取扱ふやうになつたことは實に保護思想が漸く世間にしみて來た結果に外ならないのであり同時に行刑當局は釋放者保護の前には密行主義の門戶を開くに至つたと見てよからうかと考へられるのであります。さうして、それを通じて實際上の結び付は未だ充分ではないが思想的には行刑と保護とが堅く結び付けられて來たのであります。

a、さて、行刑がかやうに社會問題として取扱はれることになりますると行刑は從來のやうに刑務官が形式的な取扱ひをしては社會が首肯しなくなつて來るのであります。例へば犯人が激情の爲めに犯罪を爲した場合でも、又慣習的に罪を犯した場合でも同樣な取扱をしては到底犯人を矯正することは出來ないといふ風に考へられて參つたのであります。從つて從來は刑務官がその經驗に基いて極めて形式的に初犯と累犯、又は長期と短期といふやうに分類して居たのでありますが近時はそれのみでは足りなくて出來ればいろいろな專門家に囑託してそ

の實質的な分類までやらねばならぬことになつて來たのであります。從つて從來は全く緣のなかつた教育學者や、社會學者、心理學者や乃至は精神病學者までが行刑上の囚人分類にたづさはることが是認されて參りまして既にドイツやベルギーあたりでは之が實行に着手して居りますがわが行刑でも漸く最近二三の刑務所で之を試みつつあるのでありますが、此等は確かに行刑の社會化の一つであります。外部の人の援助によつて確實な行刑をやらねばならぬといふ必要に迫られての結果に外ならないので、諸君保護事業家もこれから必然的にこの囚人分類に關係をもたれねばならなくなるのであります。例へば社會的に犯人の惡性を判定するが爲め諸君は家庭の事情であるとか又は入所前の素行であるとか就職の關係等につき直接間接に分類の資料を提出されねばならなくなつて來るのであります。

b、次に行刑の目的はなるべく早く犯人を矯正し、なるべく速に刑務所を出してやることでありますがその目的を達成する爲めに假釋放は囚人の改善に極めて重大なる意義を持つて居るのであります。しかし、假釋放はまだ刑期中の者を釋放するのでありますからもちろん釋放後と雖行刑官署の監督を受くべきものであります。ところが御承知の如く今日の法制に於きましては假釋放者の監督は警察官がやつて居ります。從つて眞面目に働いて居る釋放者のところに警察官が劍をつつて行く爲めに失職させられるといふ樣な悲慘な事例がよく起りますが、この制度は行刑上から見ましても亦保護思想から云ひましても決して萬全なものではありません。外國ではこの制度を保護監察にかへねばならぬといふ傾向が强くなつて居りますし殊にスペインでは之を訪問委員會が監察することになつて參りましたが、此の傾向こそ洵に行

刑と保護とを連絡せしむるくさびであります。

わたくしは近き將來に於てわが假出獄取締細則も改められて刑務官と保護事業家とよりなる一の保護監督の下に屬することになることだと信じて居りますがさうなると諸君は必然的に行刑の知識に明るくなければならないのであります。苟くも保護事業家は犯人の入所當時よりその個性を觀察し釋放後その得たる經驗を以て犯罪を再びせざらしむる責任を感じなくてはならなくなるのであります。

わたくしは諸君の保護觀察に付ての御經驗が今少しつみ諸君の努力によつて充分に犯罪をくりかへすことがないといふことを社會が認めて吳れるやうになれば保護觀察は極めて速かに實現されるであらうと思ふのであります。

c、行刑の上述の如き社會化は決して刑務官のみの手によつて出來るものではありません。少くとも刑務官と社會のいろいろの人とが互に連絡をとり而して專門的知識を有する人々にはその知識によつて行刑の目的の爲めに援助せられんことを依頼することは結局行刑の大成を爲す所以なのであります。ところが今日のところでは行刑は密行主義であつて行刑の援助どころか行刑の實情視察に對しても殆んど門戶を閉ざされて居る始末なのであります。これでは行刑の目的は達せられるものではないのであります。行刑は社會の理解がなくては目的が達せられないのでありますから此の點を改良して行刑を合理化せしめねばならぬと叫ばれるやうになつて參りました。さうしてその方法として最近各國で用ゐられ、又わが刑法豫備草案及行刑法豫備草案にあらはれて來たのが即ち刑務委員會又の名を行刑陪審と稱するものであります。

行刑陪審とは刑務官以外に判事、檢事、辯護士、警察官、市町村長、保護事業家その他刑事學者、敎育學者等の中から適當なものを以て一の委員會を組織致しまして刑務官以外の者も膝を交へて或は囚人の處遇の事に關し或は假釋放の審査に關係して行刑の適正を期せようといふ計畫なのであります。殊にわたくしはそれが假釋放審査を爲す上には特に必要があると思ひます。何となれば前に述べた囚人の分類に致しましても亦囚人の個性、家族の事情、就職の狀態等を知る上には是非とも外部の力を借用する必要が起つて來るからであります。

わたくしは此の制度は我行刑制度上緊急に試みられねばならぬことと思ひますがそれにつけても玆に諸君に御一考をわづらはしたいのは此の行刑陪審即ち刑務委員會が設けられるとすれば殊に諸君の責任は加重されるのであります。諸君は行刑陪審を援けて專ら釋放すべき者の家庭の事情及び釋放後の保護狀態を確定する爲めにいそがしい努力をなされねばならなくなりますし又囚人の個性を知る爲めに間斷なく刑務所に訪ねられる必要が起つて參るのであります。故にその曉には諸君は保護事業家であり同時に刑務官の延長となられるわけでありますから今の中から層一層刑務所との連絡をとつて置かるる必要があることを確信するものであります。

二

次にわたくしは專門家であられる諸君保護事業家の前に於て釋放者保護に關する卑見の一端を開陳するの光榮を有するものであります。

御承知の如く釋放者保護に關して二大方針があるのでありますがその一は所謂保護の國營主義でありましてその二は保護の私營主義であります。

前者は釋放者保護は即ち社會制度の欠陷から生み出されたところの弱者を救濟するのは國家の責務であるから或は救貧院のそれの如く或は感化院のそれの如くその施設經營は之を國家に於て爲すべきであるといふのでありますが後者はそれと反對に斯樣な弱者を救濟することはわれわれの共同責任である。之を救濟することは國家の權力によるべきにあらずして吾人の衷心より發露する同情心から結成されねばならぬといふのであります。わたくしは兩者何れをも排斥すべきものではないと思ひます。何となれば、かの寬政二年に出來た石川島人足寄場の規則によりますとそこの釋放者は江戸出生の者即ち町人は店をもたせて貰ひ百姓素生の者は土地を貸し與へられることになつて居りましたがその制度は即ち一種の國營主義でありまして今日から想像致しましてかやうにして救濟されるところの釋放者が不幸に了る筈はないのであります。若しも今日財政がそれを許しまして國家が一の保護系統を立て又は授産場を起しますれば歸住する家の無い釋放者たちを總てそこに收容し得て累犯はもつと有效に防止し得らるるであらうと考へられるのであります。ソヴィエトの行刑當局が保護の國營主義をとりましたのは、結局かやうな長所を認めたのに外ならないのでありますが、しかしわたくしは釋放者保護は國營主義それ自體でよく效果を納め得るとは考へないのであります。抑も釋放者保護は釋放者の自活を援助すべき一の援助行爲なのであります。自活の出來る

ものまで援助することは反つて害になる場合があり得るのであります。故に釋放者保護事業は理想としては收容保護よりも間接保護を爲しつつおのづから保護の必要なきに至らしめることでなければならぬのであります。從つて、或る場合に於きましては釋放者の就職の爲めに方々かけ廻つてやらねばならぬ場合が起りますし又或る場合には釋放者を雇傭するの同情心を誘發せしむる爲めに雇主をときつける必要も起り得るのであります。

斯樣な保護方法は之を權力でやると失敗する場合が多いのでありましてその場合はどうしても諸君の如く奇篤な同情家が集つて之を私人的に經營する必要があるのであります。或る學者が保護の一人一人主義といふことを提唱して居りますがそれは一人の人が釋放者一人宛を保護して呉れればそれが一番有效な保護方法なのだからそんな保護者を見付るのが目下の急務だといふのであります。此れも正に考慮すべき一の私營主義の場合であります。

要するに私營主義は世人の同情と慈悲の心との基礎の上に立つものでありますが保護事業から此の心をとり去ればその保護事業は商買化して了ひます。さりとて、いくら同情慈悲の心があつても資財がなくてはその保護事業は空名に終つて了ふ虞れがあります。

それやこれやを考へ合せますとわたくしは保護事業といふものはどうしても國營主義と私營主義との結合でなければならぬと思ふのであります。つらつら現在の釋放者保護事業を見るのにそれは只諸君のやつて居られる私營主義にのみ委ねて國家は毫も之に援助することが極めて薄いのであります。これは決して諸君の努力が足らぬのではない。社會がその前提たる行刑の內容及び目的に理解がないからであります。又諸君の努力に對してあまりに行刑の門が固いが爲めに諸君の保護思想宣傳の前提となるべき行刑上の實績が欠けざるを得ないことになつて居るからであります。

しかし諸君、幸にして前にも述べましたように今日の行刑は漸次社會化して居りまして諸君は刑務官の延長たるべき有樣にまで進化して參つたのであります。故に諸君が刑務官と一體となつて社會に向て保護の必要を獅子吼されるならば社會一般にも保護の思想は必ずや起るであらうと思ひますし、その思想の向上はやがて私營主義を國營主義に結びつかしむるの效果を生ずることは毫も疑の餘地がないのであります。

刑政第44巻第5号
矯正図書館

刑務作業の教育的任務に就て

木村龜二

一　自由刑の理念としての勞働教育
二　刑務作業の教育的組織の問題
三　作業賦課に於ける敎化的要件

一

刑法第十二條が懲役を規定して、その內容として定役を課し、之を禁錮と區別した理由は歷史的には、刑務作業を以つて苦痛と爲し、この苦痛の有無に依つて刑罰的害惡の內容の上に差別を設けんとした時代の產物であることは謂ふまでもなからう。この刑務作業が單なる苦痛を意味するに至つたのは、少くとも近代的自由刑の發達の歷史の上に於ては、本質的なものではなくして、派生的·墮落的時代の產物であつたと考へられねばならぬ。何となれば、近代的自由刑の淵源とも謂はれるべき第十六世紀末のアムステルダムの懲役場に於ける勞働は、囚人をして勞働と勤勉とに慣れしめるための敎育的任務を中心として居つたのであるし、又、これを模倣して作られた第十七世紀の獨逸の諸監獄、例へばハムブルグ、ブレーメン、リューベック、カッセル、ダンチ

ッヒのそれに於ても同樣に敎育のための勞働が刑務作業の根本任務であつたからである(一)。サン·ミケーレの少年感化院や(二)ガンの監獄が同じく敎育思想の上に築き上げられて居つたことは繰返すまでもなからう。

(一) クリーグスマンはアムステルダムの懲役場について『敎育的觀念のための强制勞働といふことがこの設備に於ける最も特徵であつた』として居る(Kriegsmann, Einführung in die Gefängniskunde, 1912, S. 5)。參照、瀧川敎授『近代的自由刑の誕生』(行刑論集第六三頁以下)。ハムブルグについては特に Guckenheimer, Gefängnisarbeit in Hamburg seit 1622, Rechtsstaatsidee und Erziehungsstrafe, 1930, S. 103 ff. 參照。

(二) 武藤學士『羅馬の聖ミカエル院に於ける少年感化院』(刑政第四四卷第二號第二六頁以下)參照。

この近代的自由刑の根本理念たる勞働敎育の思想は何回も見失はれんとした。先づ最初には第十八世紀に於て、次には第十九世紀に於て。然し、その度にその根本思想の回復のための努力は新しく盛り返された。第一回目は第十八世紀末に於けるハワードの改革運動、第十九世紀初頭に於けるアメリカの監獄改良運動となつて現はれた。これ等の運動は第十八世紀に於ける監獄勞働の墮落頹廢から監獄を救はんとしたものであつた。同樣に、佛國革命が監獄に對して懷いて居つた抱負もこのアムステルダムの精神の回復に外ならなかつたのである。佛國最初の中央監獄たるルーアンの監獄に對して革命第十年霜月に發せられた知事ブーニョーの命令の中には、勞働及び敎化は囚人改善の最も確實なる手段であることに鑑み』と明らかに記して

在つた。そして、これは、又、千九百十年の佛國刑法の精神でもあつたとせられて居る(三)。

(三) Léon Barthès, Du rôle du l'Etat dans les industries pénitentiaires, 1903, p. 25, 26.

現代に於ける教育刑及びその手段としての刑務作業の意味の自覺は、近代的自由刑の根本理念の第二回目の復興運動に外ならない。そして、この理念を蔽ひ隱して居つたのは、第十九世紀を支配した應報刑の思想であつたと謂ひ得るであらう。何となれば、應報思想の不合理が理解せられるに從つて、刑務作業の眞の意義たる教育的任務が自覺せられるに至つたからである。そのかく應報刑の不合理を自覺して教育勞働の本義を理解するの道を思想的に辿つた人としては、例へば、グリーグスマンの如きを揭げ得るであらう。彼は、現行法が作業を以つて刑罰的害惡として規定して居るとしながら、一方ではそれが刑務作業の教育的意味を無視したものであるとの非難を理由ありとし、又他方では、懲罰として作業の賦課を拒絶するのは、作業によつて拘禁生活の緩和が行はれ、作業が教育的效果を有するからであるとして、結局次の如き結論に到達した。曰く勞働が自由刑の本質的要素であるとすることは、自由刑の特別豫防的(即ち教育的)任務を强調することである。故に、若し行刑の價値が教育的處遇の完成の程度によつて測定せられるとするならば、作業經營の進化と特質とが行刑の價値を判斷するための根本的出發點とせられるであらう。かくて、行刑の問題は刑務作業の問題であると謂ひ得る』(四)と。即ちクリーグスマンは刑務作業の本質が害惡苦痛を與へる爲めであると主張しながら、それを批判することによつて、刑務作業は教育的性質を持たねばならぬといふ結論に到達したのである。このク

リーグスマン個人の思想的展開を刑罰思想の歷史は、第十九世紀から現代までの過程に於て、一般的に經過したのであつて、第十九世紀の行刑が、アムステルダムの精神を忘れて、刑務作業を苦痛のためなりとするに至つたのが、批判せられるに從つて、現代に至つて再び刑務作業が教育のためでなければならぬといふ結論に到達せられることになつたのである。かくて、現代は正しく近代的自由刑の根本理念の復興の時代であると爲され得るのである(五)。

(四) Kriegsmann, Einführung in die Gefängniskunde, 1912, S. 206.

(五) 教育刑の根本思想については、牧野博士著『刑法における法治國思想の展開』(昭和六年)、その日本に於ける發達の簡單な歷史的考察としては、正木學士『行刑六十年の足跡』(法律時報第三卷第四號第一五頁以下)。

二

自由刑の本質が教育であり、その教育は刑務作業を基柱とするといふことから三箇の問題が成立する。第一は作業賦課の有無に依つて自由刑の種類的區別を設け、一方には懲役を、他方には禁錮を立てることは意味のないことと謂はれねばならぬ。この意味に於て單一刑といふことがその結論となる(一)。第二は、作業の經營形式と作業條件との問題である。作業の經營形式は、單に勞働力を搾取せしめるためのものたるべきではなく、勞働力を適當に行使せしめるものの、換言すれば、受負制よりも官司業制に重きが置かれねばならぬこととなる。又作業條件とし

ては時間の合理的短縮、賃金、災害保險、衞生設備等が根本的に自由勞働と接近せしめられなければならない(二)。この二つの問題については、その結論は既に理論的には大體一致して認められて居るところであつて、單に傳統的保守的應報主義者の反對、國家財政の不足等がその實現の阻害となつて居る位である。

(一) 單一刑の問題は久しく學者の論究して居るところであつて、國際刑法及刑務會議のプラーグ會議でもその議題とせられて居た(拙稿『プラーグの國際刑法及刑務會議』刑政第四四卷第二號第八頁參照)。尙ほ、この問題を統計的に研究したものとして、最近には津久井氏『行刑上より見たる禁錮の價値』(刑政第四四卷第三號第四七頁以下)は注目すべき論文である。

(二) 正木學士『監獄法概論』第八頁以下に問題が要約せられて居る。尙ほ、拙稿『教育刑と監獄勞働』(法律時報第三卷、第四號第二二頁以下)參照。

第三の問題は、作業賦課の問題である。監獄法はその第二十四條第一項に於て『作業は衞生、經濟及び在監者の刑期、健康、技能、職業、將來の生計等を斟酌して之を課す』として、その大綱を掲げて居る。このうち衞生、經濟は作業條件、經營形式の問題に包含せしめられる。刑期については、短期刑は自由刑としては不合目的的で、根本的に他の方法例へば、罰金刑、無拘禁强制勞働によつて代らしめられねばならぬ。又、健康については、老幼、不健康者には特別處遇が爲されねばならぬ。故に問題は、技能、職業及び將來の生計といふことが普通人については中心問題となるであらう。かくて、受刑者の收容前の職業とその技能と釋放後の生活とから見て、教育刑的見地から如何なる作業賦課の方針が立てられねばならぬかといふことが考へられねばならぬことになるのである。

これに關して、豫め考察して置かねばならぬことは、作業の教育的價値及び教育的作業賦課が論ぜられる時、それは大體に於て教育者、作業賦課者の見地が中心になつて居つて、受刑者自身が作業について如何なる見解を持つて居るかについては餘り研究が爲されて居ないといふことである。然しながら、作業に依る教育が受刑者に對する行刑の中心任務であるとせられる限り、受刑者が作業に對して如何なる觀念を持つかが研究せられないならば、作業賦課は往往にしてその目的たる受刑者の勞働教育の結果を齎し得ぬ處なしとしないことにならう。この點についてブランドステッターの研究は特に注目に値するものがあると思ふ(三)。

(三) Heinz Brandstätter, Sozialpädagogische Betrachtungen zur Gefängnisarbeit, Monatsschrift für Kriminalpsychologie, 21. Jahrg. 5. Heft, 1930, S. 258–260.

ブランドステッターの謂ふところに從へば、受刑者の勞働に對する心理は全然功利的なものであると謂ふ。一方では、受刑者は作業を拘禁生活の無聊を慰めることを目的として要求するのである。その意味に於て勞働は受刑者にとつては、敎化、スポーツ其の他の慰安設備とともに絶對に必要と考へられて居る。それ故に、彼等には作業の缺乏即ち失業は一種の刑罰的苦痛と感ぜられ、不平の原因とせられて居るといふ。作業は普通人には、それ程入用とせられるのであつて、作業を拒絶して三ケ月間獨房に無爲で暮した受刑者を發見し之を診査したところ、彼は高度の精神病者であることが發見せられたとせられて居る。他方では、受刑者の作業心理の根柢

にはそれによつて特別の食料其の他の生活資料を購入する金錢の取得が目的となつて居ると謂ふ。即ち胃の問題が作業の直接の要求の原因となつて居るのである。それで、給與せられた勞銀で家族の窮乏を救濟するといふ考へを持つ者は甚だ稀であるとのことであり、又、被害者に對して彼が犯罪行爲によつて成立せしめた損害を塡補するといふ思想の如きは絕對にないのあつて(四)、有罪宣告と刑の執行といふことによつて被害者に對する償は濟んだものと考へられるといふのである。

(四) Luz, Ursachen und Bekämpfung des Verbrechens im Urteil des Verbrechers, S. 291.

これに由つて觀ると、受刑者には勞働の欲望は存在して居ること明であるが、その心理は單純なる瞬間的、功利的なものであつて永續的なものではない。然しながらこの微少でも存在して居るところの勞働心理こそ重要であつて、これを有利に發達成長せしめ、受刑者をして勞働に慣れしめることに刑務作業の根本的な任務があるのである。この點から作業の性質の選擇といふことについて次の諸點が考察せられねばならぬ。第一には作業が斷片的部分的であつてはならぬといふことである。何となれば、斷片的部分的作業は勞働の慣習を作るに何等の役に立たぬからである。然るに、現代の社會の機械的生產に於ては、產業一般が非常に分業的となつて居つて、生產の全過程の極めて微細なる一部分のみが一つの作業部門となつて居るのが普通である。のみならず、かかる部分的分業は機械的且つ單調で何等の勞働の興味を惹起することがない。故に、眞に受刑者に勞働意思を喚起するためには、作業の結果について見透しがつき、之を

樂しみ、創造の愉悅をもたらすが如き勞働が選ばれねばならぬのである。それ故、かかる目的達成の爲めには、手工業的勞働が最も適當であることになるであらう。この意味に於て『受刑者職業訓練槪則』(大正十五年六月行甲第九七八號行刑局長通牒)の精神は充分是認せられ徹底せしめられねばならぬ。然しながら、ここに第二として、受刑者の作業賦課はそれが刑務所內に於て單に勞働意思を喚起するといふことだけでは何等の意味がない。何となればその勞働は釋放後に於ける受刑者の生活を保障して再び犯罪に陷入らしめぬが如きものでなければならぬからである。然るに、現代社會に於ては、手工業は機械的生產の應用範圍の擴大とともに益々敗滅の運命に向はしめられ、その失業率は益々激增しつつある。故に、受刑者が刑務所內に於て手工業によつて折角勞働意思を涵養し得ても釋放後の社會はそれを滿足せしめる機會を與へなくなりつつあるのである。かくて、一方では、刑務作業は、機械的分業ではなく、手工業でなければ受刑者の勞働意思を養成するに役立たぬが、又、他方では、手工業によつて折角勞働意思が發達せしめられても釋放後の社會生活では直接に生活に役立つことが少ないといふ矛盾に陷入ることとなるのである。この矛盾を如何にして解決するか。謂ふまでもなくこの矛盾を根本的に解決することは現代の社會組織に於ては殆んど不可能な問題であらう。それ故、問題は、かかる矛盾の程度を出來るだけ最少限に還元せしめることによつて、作業賦課の教育的效果の最大限を期するといふ方法に依る外ないと謂ふべきであらう。そして、そのためには、作業の技術的敎授以外に更に受刑者をして現代の社會の全面に亙る勞働の分配、分布、組織に關する知識と自覺とを

充分に持たしめ、職業への應化能力を持たしめることが、根本的に努力せられねばならぬことになると謂ふべきであらう（五）。

（五）　森山氏は『刑務作業は漸次機械作業に轉換せしむることを以てその敎化的使命を完了する所以だ』とせられて居る（『刑務作業に關する敎化的考察』行刑論集第二八二頁）。

三

そこで、更に進んで、作業賦課による敎育的效果を收めるための一般的要件を個々の作業について考察して見よう。この場合、第一に考察の出發點として置かれねばならぬのは、受刑者の從來の職業である。行刑統計の示すところに依ると（一）、大正十二年から昭和二年に至る新受刑者職業別の五箇年平均の數は、刑法犯及特別法犯を含めて、新受刑者數二萬三千百八十二のうち農業に從事する者が二千三百十九、工業が五千九百八十四、商業が三千六十三が特に多い部で、その他雜の部に該當する有職者三千八百九十七、無職者四千八百五十五が特に注意を惹いて居る。それで、結局農業及び商工業其の他の產業が最多數の割を占めて居ることになる。勿論、このうち、既に職業を修得し職業的知識と技術とを有して居る者については、その職業の繼續し得る狀態が作業賦課の一標準とせられることは勿論であらう。唯、その場合、特に、所犯と職業若は技能との關係が累犯助成の原因たらさらしめられるやう適當に考慮せられねばならぬことは敎育上最も重要とせられねばならぬ（作業賦課に付注意の件昭和二年行甲第八三號行刑局長通牒第三項第四項）。このことは無職者たりし者に對し新に職業敎育を施す場合についても同樣である。そこで、これ等兩場合を包含して作業賦課の敎育的效果が得られるためには、その賦課せらるべき作業が釋放後の生活の建設、保障について如何なる貢獻を爲し得るかといふことが眼中に置かれねばならぬ。特に、その點について、農業と一般產業との間に如何なる得失が在るかを區別して問題とせらるべきである。これに關して、ブランドステッターの論じて居るところを參考して考察して見ると、次の如き諸點が注意せられねばならぬこととなると思ふ（二）。

即ち、——

（一）　第二十九行刑統計年報（昭和二年）第一二〇——一二七頁。

（二）　Brandstätter, Monatsschrift, ibid. S. 261 ff.

農業が刑務作業として特に敎育的であるといふ考へは從來から主張せられて來たところである。その理由は、受刑者が自然と親しみながら作業することがその心理に好影響を及ぼすといふことであつた。然しながら、それには種種の缺陷が在ることが考慮せられねばならぬ。即ち、（一）作業が嚴重なる監視の下に行はれたり、若は作業に際して戒具が用ひられる時は、その目的とせられたる自然との交涉といふことは殆んど行はれずして、作業は專ら不愉快なものと化せしめられる。（二）又、農場が餘りに廣過ぎる時は、例へば受刑者からは、彼が自己の播種した農產物を自ら收穫するといふ興味を奪ひ去り、單なる部分的な分業に就事せしめ、結局農業の興味が減殺されて了ふ處が多い。（三）且つ、經理作業又は敎誨等の爲めに一日の仕事が途中に於て中斷せ

られることになると前者と同様の不結果に導かれねばならぬ。(四)特に、釋放後の生活を考へる時は、受刑者が自作農の如き場合は別として、小作又は單なる季節的被傭者として農事に携る場合は、現時の如き農産物市場の不況なる事情の下では殆んど受刑者の生活を保障して累犯を豫防することは困難である。その上、農村に於ける道徳感情は甚だ狹隘であり、且つ農村には都市程保護設備がないが故に、前科者としての釋放者の就業は非常に困難に陷入らしめられることになるのである。かかる點を綜合的に考察して見ると、賦課さるべき作業としての農業の教育的效果は今迄考へられて居る程大ではないとせられねばならぬことになるであらう。唯、受刑者が地主である場合又は特に農業の盛んな地方に於て、比較的自由な狀態、例へば、刑務所内の農場又は累進制の上級で、農業經營が行はれるが如き極く狹き範圍に於てのみ眞に教育的效果が約束せられる位であらう。

次に、產業に關するのであるが、その前に商業については、受刑者が釋放後從前の職業へ復歸することは特に困難である。それは、釋放者の前科の事實が既に然らしめるのみならず、現代の如き一般的失業時代には有能なる普通人の就職要求のために殆んど釋放者に餘分の地位が殘されて居ないといふのがその最大原因である。この意味に於て收容前商業に從事して居つた受刑者には絶對に職業轉換の必要が明らかにせられねばならぬであらう。このことは公務交通業を職業として居つた者についても同一程度に適用せられるであらう。かくして、その場合、轉換さるべき職業の根本的に重要なのは工業であるとせられるのである。從つて、工業勞働が作

業賦課に際して最も重要な地位を有するものの一となるのである。この場合、勿論作業の種類を抽象的に論ずることは不可能であり、結局作業の性質と受刑者の作業能力即ち技能との關係が一般的に研究せられることとなるのであるが、我が國で行はれて居る職業訓練概則では建築木工、建具木工、家具木工、鋸力工、左官、製材ペンキ工、鍛冶工等の手工業について實習夫の制度が設けられることになつて居る。この點は既に述べた如く、釋放後の社會に於ける手工業の凌落と受刑者の釋放後の生活保障との關係については非常に困難なる問題を藏して居るのであつて、それが根本的に考慮せられた上作業賦課が爲されねばならぬのである。ブランドステッター(三)はこの工業勞働者を三種に分けて、職業知識を全然有せざる者、單に部分的な產業部門の知識ある者、一個の職業全般の知識を有する者と區別して論じて居る。そして、第一種の者から第二種の者へ教育することは容易であるのに反して、第三の種類の者の訓練は設備の不備、刑期の都合等の上から甚だ困難であるが、一箇の職業について全體の技能を授けることは根本的に必要であるとして居る。然るに、この工業勞働の賦課及び訓練は、受刑者が釋放の上は都市住居者たることを豫定して居るのであつて、その結果、釋放者がややもすると都市に於ける職業犯人の群に投ずることが在り得ることの危險がある。これが第一に警戒されねばならぬことである。又、第二には現代社會の經濟組織では景氣の變動が激しく、從つて勞働の需要が甚だ變化し易い。故に、受刑者には單に一箇の職業を授けるだけでは足らず、相當廣い職業轉換の能力を與へるために、出來るだけ數種類の職業の教授が爲されねばならぬことになるのである。これ等の點が

充分注意せられて、始めて工業的勞働の賦課が受刑者の釋放後の生活に於て眞に教育的效果を發揮し得るのである(四)。

(三) Brandstätter, ibid. S. 264 ff.

(四) 以上は、專ら釋放後の生活と作業賦課との關係を一般的に論じて見たものであるが、尙ほその他の點については、森山氏前掲行刑論集第二七一頁以下參照。

右に述べられたところは甚だ抽象的な一般論であつて、更に行刑の實務家によつてこれ等の點が科學的に、特に統計的に、研究せられ、更に具體的に論定せられねばならぬことは謂ふまでもなからう。然しながら私が敢てこれ等の諸點を論じて見たのは、我々の主張して居る教育刑の中心が刑務作業にあると謂ふ以上、刑務作業の賦課が單に刑務所内の秩序教育のみならず、釋放後の受刑者の生活を眞に保障し犯罪豫防の目的に適合するものたらしめられねばならぬからである。又これ等の諸點について更に理論的にも實際的にも研究が進められない限り、教育刑の主張は單なる標語として終る處なしとせられぬからである。教育刑といふことは決して刑務官が受刑者に智的・道德的教育を施すといふが如きだけに止まるべきでなくして、受刑者をして眞に社會生活に應化し得る勞働能力を持たしめることを以て根本的意義とするのである。かかる眞意についての充分の理解とその實現への努力とが特に行刑の實務家に對する最も根本的な要求であるのである。

オランダ及びスカンヂナヴィアに於ける死刑廢止

エス・マーグリー フライ

緒言

我國には死刑の廢止せらるることは贊成だがその結果は殺人犯の增加を伴ひはしまいかといふことを慮れる人が澤山居る。かうした人々は一般にこの問題に關係のある資料は如何なるものでも凡て之れを虚心坦懷に研究するだけの充分の用意は有つてゐる人々なのである。處がかうした資料が纏つて得られるやうになつたのは極く最近のことであつて、今日と雖も外國の事情に關する正確なる報告を得ることは一般の人々にとつては極めて困難な有樣である。かくて加へて數字といふものは、たとへ手に入れ得たとしても、中々分かりにくいものである。一般に死刑の防衛的效果と認められてゐる原因以外の多くの原因が考察されねばならないのである。かくて、合衆國は、そこではまだ大部分死刑制度が保有せられてゐるのみならず、武器を手に入れることが容易なのであるが、一九一一年乃至二一年に於てイングランド及びウェールスの約九倍半に當る平均殺人犯件數を示してゐる。又イタリーは死刑廢止國であるに係らず兇器の携帶が自由な國で、殆んど同期間にイングランド及びウェールスの約四倍半の殺人犯を擧げてゐる。然るにオランダは同じく廢止國であるが、我國と殆んど變らない。勿論一國の殺人犯件數の多少は無數の原因によつて影響せられる。その氣候、その文化の狀態、その政狀など凡てのものが影響を及ぼす。國民の人種的構成亦然り。或る人種は生來他の人種に較べて暴力沙汰に走り易いといふことがあらうし、更に同一領土に二種又は二種以上の相反目せる人種の居住することは必然的にこの種の犯罪の增加を招き易いものである。武器、アルコール其他の藥品の使用に關する一國の法律及び慣習も犯罪の捜査處分の確實性の問題と共に之れを看過し得ざるべく、又精神病者の

發見處遇に關するその規定の範圍も亦看過し得ない。これらの點を考察することは單に各國の殺人犯率を比較することに依つて死刑の防衞手段としての有效無效を立證出來るものでないことをわれわれに敎へるものである。けれども、先づ第一には死刑を廢止せる一國の廢止前後に於ける成績を研究することにより、第二には死刑の問題を異にするのみで其他の點は相近似せる國々の殺人犯率を比較研究することに依つて、その廢止が永久にこの率を高めることはないであらうといふ、殆んど證明といつてもいい確率の證據を得ることが出來るのである。

英國の住民にとつてはこのパンフレットの主題となつてゐるデンマーク、オランダ、ノルウェー及びスウェーデンの四國位近似せる國は歐洲にはない。先づ第一番目のデンマークに於ては死刑は既に古くから死文となつて居り、今や之れを國法中から取除かうと企てられてゐるし、以下の三國に於ては法律に依り凡ての普通犯罪について廢止されてゐる。從て、これらの諸國に於ける經驗は我國に於ける本問題に關して特別の關係を有するのであるが、今日に至るまで容易にその報告を手に入れることが出來なかつたのである。われわれは玆にこのパンフレットの爲に各自國の經驗を書き寄せられた四名家に對し特に感謝の意を表せねばならない。各氏とも刑事方面に於ける有名なる專門家であつて、各自國の政策について權威を以て語らるる權限を有せらるることは、四氏とも國際監獄會議の政府代表であり、加ふるに殊にシモン・ヴアンデルアア博士の如きは同會議の書記長をされてゐる事實によつて證することが出來る。われわれはこれらの諸氏がわれわれの問ひに答へてかくも明瞭に指示せられた以下の事實が一ト度英國に知れ渡つたならば、北歐のこれら從兄弟國の例に倣ふて年毎に英國民の感情及び良心と合はなくなりつつある處の死刑制度を廢止するも決して社會の安寧は害せられることのないことを我が國民をして確信せしむるに至るであらうと信ずる。

エス・マーゲリー　フライ

デンマークに於ける死刑廢止

コペンハーゲン大學刑法敎授

カール　トルプ博士

一八六六年二月十日のデンマーク刑法典は謀殺罪その他大逆罪の如き二三の重大なる犯罪について死刑を規定し、且つその他の數種の重大なる罪（故殺、放火等の如き）について懲役刑に代へて之れを科することを許してゐるけれども、一八九二年以來、即ち過去三十二年間に於て死刑は只の一度も執行されたことはない、又今後と雖も之れを見ることがあらうとは思はれない。

一八九二年以前と雖も死刑執行は極く稀であつた。刑法典が施行されるに至つた一八六六年と一八九二年の間に於て執行を見たのは四度に過ぎなかつた。更に近き將來に於て死刑が法律に依て廢止せらるるに至るべきことも大体確實と思はれる。一九一四年余は司法大臣より新刑法典起草のことを依囑された。而して一九一七年提出せられたこの草案には死刑に關する規定は含まれてゐなかつた。後一九二三年余の請求に依つて最後の起草を依囑せる委員會が起草せる草案も同樣であつた。

この委員會の委員は全員一致で死刑廢止の提案に贊成し、その結果は最近政府が議會に提出せる新刑法案に具現された。死刑廢止を掲げたこの法案が異議なく通過するに違ひないことは實にデンマークに於ては、他の一二國に於けると同じく、死刑の廢止（事實上又は法律上の）が決して從來死刑を以て處罰されてゐた處の犯罪の增加を招きはしなかつたといふ事實によつてトすることが出來る。

以下の統計表の理解に便せしめる爲めに少しく說明を加へて置かう。一八六六年の法典は二三の重大なる罪について死刑を科することを許してゐるが、實際は謀殺罪以外には死刑を宣告したこともなければ、執行せられたものは更にない。唯この謀殺罪に於ては刑法百九十條が規定せる如く、死刑を科せねばならぬのである。併し、故殺、强姦、放火等の場合はさうでない。從て統計的調査はこの百九十條違反の場合についてだけ爲せば足りるやうに思はれるのであるが、政府の刑事統計は一八九六年に至るまでは次ぎの數條の違反の場合を一ト纏めにしてゐる。

百八十六條（故意はあれども豫謀を用ひざる故殺）
百八十七條（被害者の挑發による興奮の下に犯したる同一罪）
百八十八條（暴行致死）
百八十九條（百八十七條の場合と同一條件の下に犯したる暴行致死）
百九十條（謀殺）
百九十一條（同居の父母又は配偶者故殺）
（國家に對する重大なる罪（大逆罪）の場合に死刑を科する刑法の規定は施行以來一度も實施されたことがない）以上の罪の總數につき刑法百八十六條乃至百九十一

條の違反に對して死刑の宣告せられたるものは次ぎの通りである。

一八八一年——一八九〇年……八四	即ち人口百萬人につき	四・二〇
一八九一年——一九〇〇年……六二	〃	二・八二
一九〇一年——一九一〇年……八八	〃	三・三二
一九一一年——一九二〇年……九二	〃	三・一七
一九二一年……一二		

けれども統計の分類が整理され、刑法百九十條(謀殺)に基く死刑宣告が分離せらるるに至つた一八九六年以後の數字を見るとこの罪の數字は下の如くなる——

一八九七年——一九〇〇年(四箇年)……五	
一九〇一年——一九〇五年(〃)……九	
一九〇六年——一九一〇年(〃)……六	
一九一一年——一九一五年(〃)……六	
一九一六年——一九二〇年(〃)……四	
一九二一年……一	

一八九七年乃至一九二一年間に於て人口は約二百三十一萬八千人から約三百二十六萬八千人に增加してゐるから、上記の表は一八九七年(死刑が事實上廢止された五年後)から一九二一年までの間に刑法百九十條(一八六六年以來死刑の科せらるる唯一の場合)に基く宣告數が著しく減少せることを示してゐる。故にこの死刑の廢止が死刑を以て罰せらるべき罪の數に對して些かも反對の影響を與へなかつたことが立證されたものと考へることが出來る。

目下問題になつてゐる法律上の死刑廢止がデンマークに於て今日まで一人の反對を見なかつたこと、そして恐らく今後も見ないであらうことは實に一八九二年以來の廢止の成績によるばかりでなく、死刑といふものは、たとへ後にその宣告の不當なりしことが判明しても、他の刑と全く異つて、最早回復すべからざるものであるといふことが今や廣く一般に認められるに至つたことにもよるのである。更に行刑の改善が完全に逃走の機會を減少せしめたので事實上その憂がない以上、社會は今や犯罪人の危險から充分に防衛されてゐるといふ觀念を一般が有つてゐるからでもある。

唯戰時兵士の犯せる或る種の罪に關してはこの最後の手段を放棄することについて幾分の疑念が起るであらう。けれども、これはデンマークのやうな國にとつてはただ理論上の興味のある問題にすぎないことを我々は信じ、且つ希望するものである。

オランダに於ける死刑廢止

グロニンゲン大學刑法教授

國際監獄會議書記長

ジエー・シモン ヴアン デル アア博士

オランダに於ては死刑は一八七〇年法律によつて廢止されたのであるが、次ぎの表を見られれば分かる通り、その前から實際には極く稀れであつたのである。

一八四九年より一九二二年に至る間に於て謀殺及び謀殺未遂(嬰兒殺を除く)の爲に死刑を宣告せられたものの實數は以下の通りである。これら宣告數の人口に對する一年平均率は最近のものしかない。しかし上部の欄に揭げてある國勢調査の數字はこの率を概算するの基礎となるであらう。

オランダに於ける謀殺罪(又は謀殺未遂)處犯數

國勢調査 年次	人口	期間	處犯數 實數	處犯數 人口百萬人當一年平均數	死刑宣告數 執行	死刑宣告數 減刑
一八四九年……三、〇五六、八七九	一八四九—五〇		一	〇・一		
	一八五〇		二	〇・二		
	一八五一—五五		一七	〇・一四		
一八五九年……三、三〇九、一三八	一八五六—六〇		一〇	〇・一		
	一八六一—六五		三三	〇・二一		

一八六九年……三、五七九、五二九	一八六六—七〇	一五	〇・八			

死刑は一八七〇年九月十七日の法令によつて廢止

	一八七一—七五	一四				
一八七九年……四、〇一二、六九三	一八七六—八〇	一七				
	一八八一—八五	一九				
一八八九年……四、五一一、四一五	一八八六—九〇	三〇				
	一八九一—九五	四一				
一八九九年……五、一〇四、一三七	一八九六—一九〇〇	二七	一・〇七四			
	一九〇一—〇五	二九	一・〇七七			
一九〇九年……五、八五八、一七五	一九〇六—一〇	四一	一・四二〇			
	一九一一—一五	五〇	一・六一九			
一九二〇年……六、八六五、三一四	一九一六—二〇	三四	一・〇一三			
	一九二一	八	一・一五六			
	一九二二	五	〇・七二一			

オランダに於ては裁判所は法律の定めたる制限內に於て刑期を自由に定めることが出來る。この謀殺罪については他の罪の場合と同じく短期は一日で長期は無期又は二十年の懲役である。特に著しい挑發に基けることが立證された場合には刑期は非常に短くされる。無期刑はただ最も重大なる、最も深く計畫された罪の場合に限られてゐる。故に、無期刑に處せられた者の數及び彼等の其後の成績を考察することは特に興味あることなのである。

さうした數字は無期刑を減刑した場合には受刑者は社會に對する新しい危險となるであらうといふ一般の觀念を無くするものである。

その數は極めて僅かで社會に重大なる負擔を課する程のものではない。無期刑に處せられた男女受刑者は既決刑務所の一部の特に定められた部分に個別的に拘禁せられ、他の受刑者から隔離されてゐる。最初の五年間は獨居拘禁である。

死刑廢止以來無期刑の宣告を受ける者の數が減少の傾向を示してゐることは注目に値する。「有罪」の判決に對して唯一の刑の宣告しか出來ない國では恐らく裁判官をして犯人の責任即ちその受けた挑發の程度を正確に評價せしむる誘因は少ないであらう。

オランダの現行法は裁判官に對して公衆の安寧の爲に刑期を適當に裁量するの重大なる責任を負はしめてゐるのであるが、一八七一年乃至七五年以來無期刑の非常に減少せることは彼等がこの責務の遂行に益々注意を拂ふやうになつたことを示すものである。

無期刑

期間	無期刑宣告數
一八七一——七五	一〇
一八七六——八〇	五
一八八一——八六	三
（新刑法典實施さる）	
一八八七——九五	六
一八九六——一九〇〇	三
一九〇一——一九〇五	一
一九〇六——一九一〇	一
一九一一——一九一五	三
一九一六——一九二〇	五
一九二一	一
一九二二	〇

一八八七年には無期受刑者が十二名居た。その內八名は夫々一八九四年、一八九七年、一八九八年、一九〇一年、一九〇二年、一九〇六年、一九〇九年、一九一三年に一名づつ釋放された。その後此等の者の行狀については何の便りも聞かない處を見ると、彼等が二度と罪を犯さなかつたことは確言することが出來る。一八八七年乃至一八九五年に宣告された六名の者の中二名は收容中に死亡し、一名は精神病院に移され、三名は釋放された（一九一二年、一九二二年、一九二三年）——何れも行狀は良い。一八九五年以後に處罰された者の中一名は一九二〇年釋放されたが之れに對しては其後罪過を聞かず、三

名は死亡し、八名は今尙ほ收容されてゐる。

一八八七年には一名の婦人が無期刑に服してゐた。その後尙二名の婦人が無期刑に處せられた。以上の內一名は二十年間拘禁された後精神病院に移された。他の二名は一人は二十年の後、もう一人は三十年の後刑務所內で死んだ。

死刑復活の問題は一八八六年オランダ刑法典が議會の審議にかけられてゐた時に起つた。しかし政府はその復活を提案せず、復活を要求せる修正案は議會に於て一蹴された。それ以來も時々議會の內外に死刑の復活を要求する聲が起つたけれども、さうした運動の根據は死刑の廢止が犯罪の增加を齎すといふ主張ではなくして、殺人犯に死刑を科するは神の命令であるとするカルヴィン教徒的な團體（政治的の）教義であつたのである。けれども近頃は從來さうした考を有つてゐた者の間に於てもかうした極端な思想は緩和されて行く傾向である。

ノルウェーに於ける死刑廢止

前ノルウェー行刑局長　故エフ・ウォツクスン氏

昔はノルウェーに於ても他國に於けると同樣死刑は極端に用ひられたものであつたが、次第に制限せらるるやうになり、二十年前全く廢止されてしまつた。戰時の際は或る種の軍事上の罪について用ひることが出來るけれども、これは實益がない。

一八四二年八月二十日の刑法に據れば、死刑は數種の罪即ち大逆罪その他國家に對する二三の罪、謀殺及び故殺の或る場合、更に强姦、强盜、放火等に於て人を殺したる場合に對する唯一の刑として規定されてゐる。この刑法に對して各種の修正を加へた一八七四年六月三日の法律は從來死刑を以て處斷せられた殆んど全ての場合について懲役刑を以て之れに代へることになつた。其後一八八九年六月二十九日の法律は或る特別の場合を除いては故殺の場合の死刑を廢止した。而して遂に一九〇五年より實施された一九〇二年五月二十二日の現行普通刑法に至り死刑は全く廢止されたのである。

死刑が廢止せられる迄の間も死刑は專ら謀殺（註）に限つた刑で、而かも普通は恩赦によつて懲役に更へられたので、執行されることは例外に過ぎなかつた。

處犯數	死刑宣告數	恩赦	執行	總計
一八五九——六八……二八		一六	六	二二

一八六九——七八……二六　一〇　三　一三
一八七九——八八……二四　三　〇　三
一八八九——九八……二八　一　〇　一
一八九九——〇四……一一　一　〇　一
合　計　一一七　三一　九　四〇

（註）「謀殺犯」とは故意を有し豫謀を用ひて爲す殺人及びその未遂を意味し嬰兒殺を含まない。嬰兒殺については特別の規定が別にある。

殺人犯件數は以上の通り各期とも殆んど同じであるが死刑の宣告を受ける者の數は徐々に減少してゐる。一八五九年乃至六八年に於ては二十八名の犯人中二十二名が死刑の宣告を受けたが一八八九年乃至九八年には二十八名中僅か一名に過ぎなかつた。

死刑の最後に執行されたのは一八七五年であつた。一八五九年乃至七五年には平均二・七名が謀殺罪で死刑の宣告を受けたが一八七六年乃至一九〇四年には二・四名であつた。かくの如く死刑が稀れにしか宣告されず、しかも執行されることは全然なかつた期間中と雖も謀殺犯件數は少しも殖えはしなかつた。

若し死刑の宣告を受けた謀殺犯人數を平均人口數に比較するならば次ぎの様になる。

一八五九——六八……人口百萬人當　一・六九
一八六九——七八……　〃　一・四五
一八七九——八八……　〃　一・二四
一八八九——九八……　〃　一・三六
一八九九——一九〇四……　〃　〇・八〇

概して犯件數は人口に較べて減少してゐる。一八九九年乃至一九〇四年に於ける數字は一八五九年乃至六八年のそれの半分にも當つてゐないのである。

一九〇五年以來ノルウェーの刑事統計は謀殺故殺の區別を設けなくなつた。然し余は一九〇五年乃至二十四年間に謀殺又は謀殺未遂によつて拘禁された者の數を刑務所から集めた事がある。それによると總數二十六名で即ち一年平均一・三名に當る。之れを平均人口數に比較すると人口百萬人につき約〇・五二といふ結果になるのであつて謀殺犯人數は更に著しく減少してゐるのである。

ノルウェーに於ても他國に於けると同樣死刑を廢止すべきか否かについては相異る意見が行はれてゐた。一九〇二年の刑法案を準備せる委員會に於ては死刑廢止に贊成する者が五名の多數（余を含めて）を占めたが少數派の二委員は或種の場合に存置すべきであることを主張した。殊に彼等はノルウェーに於ける一般の正義觀は明か

に廢止に反對であること、及び或場合には社會は自己防衛の爲に之れを用ひることを得ねばならぬことを力說した。彼等の意見では最近の種々の事件が强く死刑の絶對廢止を警戒せしめるものがあるとされたのであつた。議會の同法案討議中にも或種の罪につき死刑を存置すべしといふ提案が爲されたけれども、これは大多數を以て斥けられた。勿論今尙ほ我國には特殊の場合に死刑を用ひることが出來るやうにしておくのが本當だと考へてゐる人々がゐるけれども、之れを復活させようといふ積極的の運動はない。今迄に集めた經驗から推すと、將來に於ける事情の變化が現行制度では社會の保護すべき法益の充分なる防衛を爲し得なくなるまでは死刑の復活を見るやうなことはあるまいと思はれる。

現行法に依れば謀殺罪を犯した者は無期又は十五年以下の懲役に處せられる。有期の懲役に處せられた者は刑期の三分の二を經過したる後、即ち十年以下服役したる後、釋放を適當ならずとする特別の事情なき限り、即ち受刑者にその資格なしと認められざる限り、條件附の釋放を得ることが出來る。若し假出獄を許されたる者が懲役を以て罰せらるべき罪を犯し、又は假出獄取締規則に違反した場合には再び殘餘の刑期に服せねばならぬが、その罪は殘餘期間內三年以內に犯したるものなること、又は殘餘期間が三年以上なる場合であることを要する。無期刑に處せられた者は二十年を經過したる後假出獄を許されるが、これはその後十年を經てば決定的なものとなる。しかしながら、謀殺罪を犯したる者が恩赦によつて上記期間の經過前に釋放されることも屢々見る處である。釋放後の謀殺犯人が更に罪を犯した二三の場合に於てもその性質は極く輕微なるものであつた。

刑務所に收容中の謀殺犯人は極く僅かである——目下五名に過ぎぬ——から、彼等が社會に及ぼす負擔はさう大したものではない。

スウェーデンに於ける死刑廢止

スウェーデン行刑局長

ヴィクター　アルムキスト

スウェーデンに於ても他國に於けると同樣應報といふことは長い間刑罰に於ける一般に認められた原則であつた。國家は復讐を要求する義務を家族の者の手から取上げ、從て人を殺したる者は當然死刑を以て罰せられたのであつた。復讐心を充分滿足せしめんが爲に、死刑は極端な場合には車裂き又は手の切斷の如き他の刑と併科

矯正図書館

された。他の罪人に恐怖の念を與へ、且つ警ましめる爲に國家は死刑の執行を出來るだけ公開した。一七三四年の法律では約二十種の罪、例へば謀殺、故殺、嬰兒殺、墮胎、放火、强盜、强姦等の場合に死刑が科せられた。

元來死刑は以上の罪については絶對的に規定されてゐたものであつたが、「恩赦」による緩和が行はれるやうになり、死刑は上級裁判所の許可なくしては行ふことが出來なくなつた。嬰兒殺及び墮胎は一八六一年死刑の中から除かれた。これらの罪については一八三〇年以來死刑は實行されたことがなかつたのである。

一八六五年實施された新刑法は數種の大逆罪及び不敬罪、謀殺及び故殺、强盜致死、放火並びに强姦致死についてだけ死刑を存置した。けれども當時は裁判官がこれらすべての場合に無期刑を以て死刑に代へることが出來た。而して一九二一年の法律によつて死刑は實際上全く廢止せらるるに至り、唯戰時又は動員中の罪につき軍法に於て規定されてゐるのみとなつた。

以前は死刑執行方法としては斬首、絞首、射殺の方法が用ひられたが一八六五年以來は普通罪については斬首、軍事上の罪については射殺といふのが一般の方法であつた。一八七七年以來執行は公開せず刑務所構內で行つた。

次表は一八四六年以降のスウェーデンに於ける處刑者數の一年平均人口百萬人當りの比率及びその罪種を示せるものである。

年次	謀殺	謀殺未遂	故殺	嬰兒殺及墮胎
一八四六——一八五〇……三・八三 ※			三・三七	六・九
一八五一——一八五五……四・三八		〇・三四	三・〇八	六・五八
一八七一——一八七五……二・五一		〇・五六	一〇・二一	九・九
一八九一——一八九五……一・五		〇・七八	六・一七	一〇・〇
一九〇六——一九一〇……〇・四四		〇・三六	三・六三	六・一八
一九一一——一九一五……〇・四六		〇・二	二・〇五	六・〇
一九一六——一九二〇……〇・三六		〇・三四	一・四三	四・〇一
一九二一……〇・四四		一・〇	一・八五	三・八五
一九二二……〇・三四		〇・一七	〇・六七	一・五
一九二三……〇・三三		〇・三三	〇・八三	二・五

※謀殺及謀殺未遂ヲ含ム

全體を通じて謀殺及び故殺が著しく、且つ絶えず減少しつつあることは注目に値する。

例へば一八四六年乃至一八五五年の場合を取つて考へて見ると、謀殺未遂を含めて、人口百萬人當り一年平均一六・六であるに對し、死刑廢止後なる一九二二年及び二三年には一・三六に落ちてゐる。嬰兒殺についてもその割合で減少してゐる。即ち一八四六年乃至五五年には

六・三四であり、一九二二年及び二三年には二である。

全體を通じて嬰兒殺に對する刑も著しく緩和されて來た。即ち死刑又は無期から六年の懲役といふ最長期又は六月の禁錮といふ最短期に緩和された。

陳情書を提出し且つ死刑廢止法案を起草せる委員達の調査によつて十八世紀にこの刑の實施された回數が明かにされた。即ち一七四九年乃至五七年に於て人口百萬人につき五名の婦人が平均毎年處刑されたのである。十九世紀の最初の三分の一に於てさへ死刑宣告の大部分は執行されたのであつて一年平均百萬人當り六名であつた。

一八四〇年乃至六〇年間に於ては執行數は毎年百萬人につき約二名であつたが、六十年代の初にそれが〇・七名に減じ、一八六四年の新刑法が施行されてからは裁判所が一般に無期刑を選ぶやうになつて益々減少した。一八六五年乃至八九年間に實際に死刑の宣告されたものは四分の一、一八九〇年乃至一九一二年には五分の一であつた。執行は益々少くなり、斬首による最後の死刑の行はれた一九一〇年を以て全くその跡を斷つた。次表は一八六五年以降實際に執行されしものの數を示す。

年次	人口百萬人當り	年次	人口百萬人當り
一八六六	〇・四八	一八八七	〇・二一
一八七二	〇・二二	一八九〇	〇・二一
一八七六	〇・四五	一八九三	〇・二
一八七九	〇・二二	一九〇〇	〇・五八
一八八二	〇・四三	一九一〇	〇・一八

從て、死刑の廢止に至る迄の五十五年間に於て斬首の平均數（人口百萬人につき）は〇・六となる。

右に引用せる處の數字によつて、死刑宣告の多いことも十九世紀初の比較的執行の多かつたことも殺人犯を抑へるに足りるものではないことが明かになつたことと思ふ。のみならず、死刑宣告數の減少及びその最後の廢止もこの種犯罪の增加を導く處か事實は死刑を以て罰せらるべき罪の著しき減少を齎したのであつた。

今日の文明社會をして自己防衞以外の場合に他人の生命を奪ふ野蠻と調和せしめる事は極めて困難なので死刑の辯護者は一般に其防衞的效果に訴へる。けれども死刑が必要だといふ證據がない。もし數字に證明力ありとすれば、それは寧ろ死刑の無用なる事を立證するであらう。

既に一八四四年最も著名なる司法委員ジェーイー・リヒャート氏はこの問題について次ぎの樣に語つてゐる。

「余は自己の眞の目的を自覺せる國家が眞の人道に向つて進むに從ひ、文字通りキリスト教的になるに從ひ、

犯人の改善を目的とせずして人間の血を要求するやうな刑罰はすべて地上の憎悪となるであらうことを深く信ずる。死刑は余の死後半世紀と保たれることのないことは絶對的に確かであるから、余は右の確信を抱いて瞑目するものである」

スウェーデンに關してはこの豫言が當つた。リヒャート氏は一八六四年に死去されたが、最後の死刑の行はれたのはその四十六年後であつた。けれどもその豫言は一部分しか當らない、といふのは、多くの國がまだ昔はキリスト教の正義によつて命ぜられたものと信じられてゐた處の刑罰を固執してゐるからである。

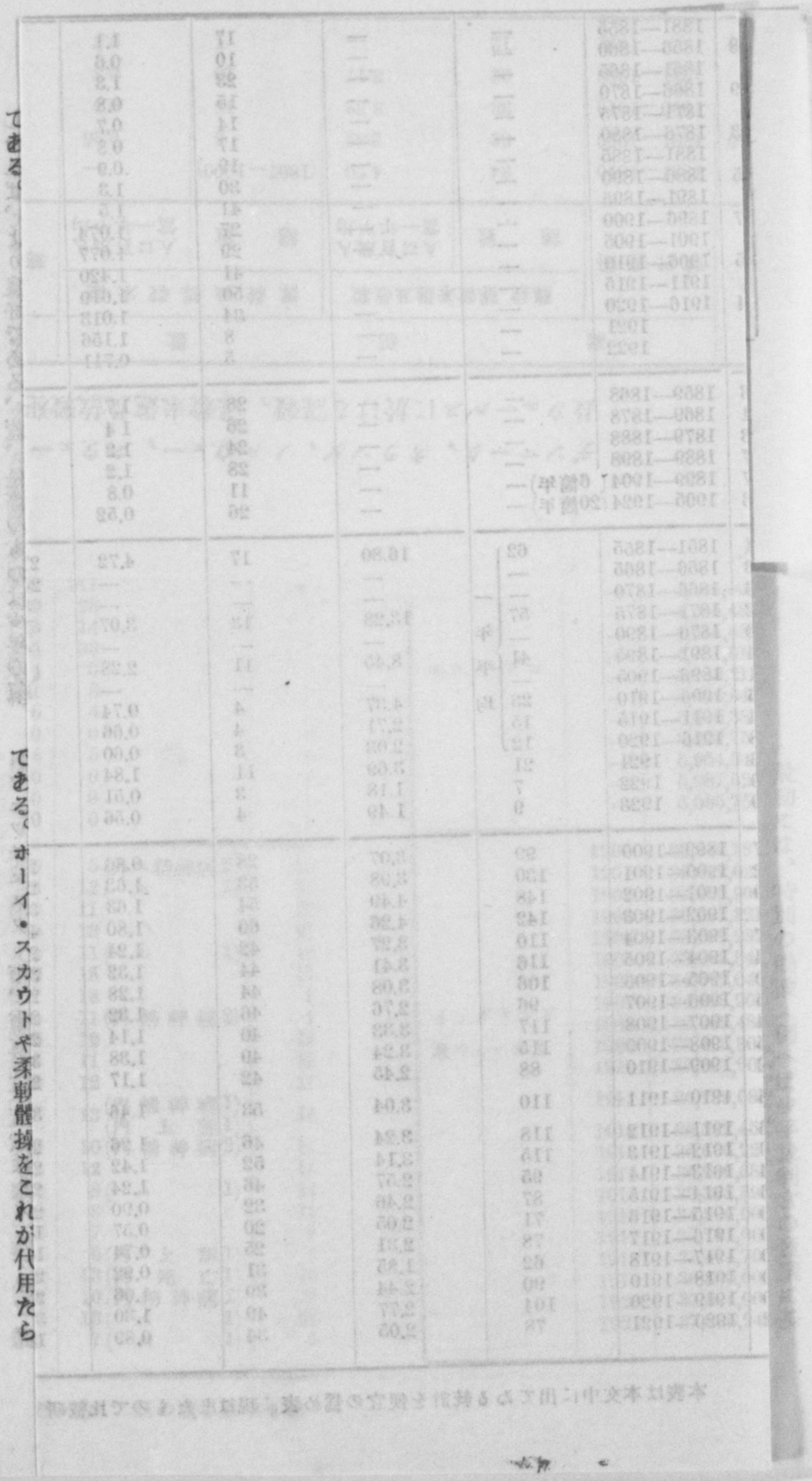
無期刑に處せられた罪人は普通長い間には職人として刑務所内の生活に必要以上のものを稼ぐ丈の技倆を修得する。從て國家にとつて損失ではなくて寧ろ利益となる。

經驗によると、早晩恩赦に與れるといふ希望は罪人に對して實に重大なる影響を與へるものであつて、殆んど例外なくこの希望を失はしめるやうな事を爲す事を避ける。しかし若し所内に於て更に罪を犯すと、スウェーデン法に依れば、無期刑は更に苛酷となり、一回二十一日間の割合を以て密閉せる獨房に屏禁せられるのであるが、罪狀の重い場合には三月の期間に三回之れを繰返へす。

一八六五年以來無期刑に處せられた者は原則として二十年又は二十五年の後尚生存せる場合には之れを釋放することとなつた。少數の極めて重大なる罪の場合、又は行狀の良からざる場合には釋放は三十年後にしか與へられない。しかし一方には僅か十年を經過しただけで釋放された者もある。

釋放された者で謀殺又は故殺を犯した者は一人もない。彼等は殆んど大概長い刑務所生活中に覺えた職によつて善良なる市民として暮した。普通彼等は貯金を有つてゐるので、靴屋又は大工等として店を始めることが出來るのである。二三の者は小さな田舍家又は農場を買つた。或る者は製本業を始めたが目下繁昌してゐるし、又ある一人は印刷店の支配人となつてゐる。

スウェーデンに於ては死刑廢止法案は一九二一年第一院に於ては四十六票對三十二票、第二院に於ては百十六票對四十八票を以て通過されたのであるが、第二院に於て大多數を古めた事は國民のこの野蠻なる風習を嫌ふ感情が如何に根强いものであるかを示すものである。一九一〇年の斬首による最後の執行以來死刑復活に關しては何等の積極的要求を聞かない。確かにスウェーデンに於ては死刑に復歸する事は車裂き、手の切斷その他昔の苛酷なる刑罰を復活する事と同樣に起り得ない事である。



であるボーイ・スカウトや柔道體操をこれが代用たら

デンマーク、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、イングランド及ウェールスに於ける謀殺、謀殺未遂及故殺犯件數並死刑執行數

國名	年次	人口	處犯數 統計期間	謀殺、謀殺未遂及故殺 總數	謀殺、謀殺未遂及故殺 人口百萬人當一年平均	謀殺及謀殺未遂 總數	謀殺及謀殺未遂 人口百萬人當一年平均	死刑宣告 總數	減刑	執行	人口百萬一人當一年平均執行數	人口百萬一人當一年平均宣告數	摘要
デンマーク			1831—1890	84	4.20	(1897—1900)	—	—	—	—	—	—	1886年乃至1892年に於て死刑の執行されしもの四度であつた。最後は1892年、1925年の新刑法草案は死刑を廃止してゐる。
	1897	2,318,000	1891—1900	62	2.82	6	0.25	—	—	—	—	—	
			1900—1910	88	3.32	15	0.6	—	—	—	—	—	
			1911—1920	92	3.17	10	0.3	—	—	—	—	—	
	1921	3,268,000	1921	12	—	1	0.3	—	—	—	—	—	
オランダ			1881—1855	—	—	17	1.1	14	14	—	—	—	これが最後である。死刑は1870年廃止された。
	1859	3,309,128	1856—1860	—	—	10	0.6	3	1	2	—	—	
			1861—1865	—	—	23	1.3	11	11	—	—	—	
	1869	3,579,529	1866—1870	—	—	15	0.8	8	8	—	—	—	
			1871—1875	—	—	14	0.7	—	—	—	—	—	
	1879	4,012,693	1876—1880	—	—	17	0.8	—	—	—	—	—	
			1881—1885	—	—	19	0.9	—	—	—	—	—	
	1889	4,511,415	1886—1890	—	—	30	1.3	—	—	—	—	—	
			1891—1895	—	—	41	1.5	—	—	—	—	—	
	1899	5,104,137	1896—1900	—	—	27	1.074	—	—	—	—	—	
			1901—1905	—	—	29	1.077	—	—	—	—	—	
	1909	5,858,175	1906—1910	—	—	41	1.420	—	—	—	—	—	
			1911—1915	—	—	50	1.619	—	—	—	—	—	
	1920	6,865,314	1916—1920	—	—	34	1.013	—	—	—	—	—	
			1921	—	—	8	1.156	—	—	—	—	—	
			1922	—	—	5	0.711	—	—	—	—	—	
ノルウェー	1860	1 608,653	1859—1868	—	—	28	1.7	22	16	6	—	1.69	最後の執行は1875年。死刑は1905年廃止された。
	1870	1,739,841	1869—1878	—	—	26	1 4	13	10	3	—	1.45	
	1880	1,923,283	1879—1888	—	—	24	1.2	3	3	—	—	1.24	
	1890	2,000,917	1889—1898	—	—	28	1.2	1	1	—	—	—	
	1900	2,242,167	1899—1904 (6箇年)	—	—	11	0.8	1	1	—	—	0.80	
	平均	2,514,666	1905—1924 (20箇年)	—	—	26	0.52	1	1	—	—	—	
スウェーデン	—	3,707,901	1851—1855	62	16.80	17	4.72	270	229	41	—	14.6	公然の執行は1877年廃止された。最後のものは1910年であつた。死刑は1921年廃止された。
	—	3,859,173	1856—1865	—	—	—	—	253	211	42	—	6.55	
	—	4,165,906	1866—1870	—	—	—	—	30	28	2	—	1.4	
	—	4,295,482	1871—1875	57	13.28	13	3.07	15	14	1	—	0.7	
	—	4,615,450	1876—1890	—	—	—	—	45	38	7	—	0.6	
	—	4,831,814	1891—1895	41	8.45	11	2.28	4	3	1	—	0.16	
	—	5,123,211	1896—1905	—	—	—	—	11	8	3	—	0.21	
	—	5,428,646	1906—1910	23	4.37	4	0.74	5	4	1	—	0.18	
	—	5,639,384	1911—1915	15	2.71	4	0.66	0	0	0	—	0.0	
	—	5,829,758	1916—1920	12	2.03	3	0.60	5	5	0	—	0.17	
	—	5,954,346	1921	21	3.69	11	1.84	0	0	0	—	0.0	
	—	5,987,520	1922	7	1.18	3	0.51	0	0	0	—	0.0	
	—	6,005,759	1923	9	1.49	4	0.56	0	0	0	—	0.0	
イングランド及ウェールス	1900	32,249,187	1899—1900	99	3.07	28	0.86	20	5 (外ニ精神病2)	13	0.40	0.62	國勢調査の行はれなかつた年の人口數は戸籍吏の推定に據つた。
	1901	32,612,022	1900—1901	130	3.98	53	1.63	28	12 (〃 1)	15	0.46	0.85	
	1902	32,950,909	1901—1902	148	4.49	54	1.63	33	11	22	0.66	1.00	
	1903	33,293,321	1902—1903	142	4.26	60	1.80	40	13	27	0.81	1 20	
	1904	33,639,287	1903—1904	110	3.27	42	1.24	28	11 (〃 1)	16	0.47	0.83	
	1905	33,988,844	1904—1905	116	3.41	44	1.32	32	15	17	0.50	0.94	
	1906	34,342,040	1905—1906	106	3.08	44	1.28	27	18	9	0.26	0.78	
	1907	34,698,905	1906—1907	96	2.76	46	1.32	20	11 (内精神病2)	9	0.25	0.57	
	1908	35,059,484	1907—1908	117	3.33	40	1.14	25	12	13	0.37	0.71	
	1909	35,423,805	1908—1909	115	3.24	49	1.38	31	11	18	0.50	0.87	
	1910	35,791,902	1909—1910	88	2.45	42	1.17	28	12	16	0.44	0.78	
	1911	36,189,685	1910—1911	110	3.04	53	1.46	31	13 (内精神病1) (内上訴1)	16	0.44	0.85	
	1912	36,382,456	1911—1912	118	3.24	46	1.26	25	10 (内精神病2)	13	0.35	0.68	
	1913	36,606,226	1912—1913	115	3.14	52	1.42	28	12	16	0.43	0.76	
	1914	36,960,684	1913—1914	95	2.57	46	1.24	23	8 (〃 1)	14	0.38	0.62	
	1915	35,358,896	1914—1915	87	2.46	32	0.90	20	8	12	0.33	0.56	
	1916	34,500,000	1915—1916	71	2.05	20	0.57	15	7	8	0.23	0.43	
	1917	33,711,000	1916—1917	78	2.31	25	0.74	16	6 (内上訴1)	9	0.26	0.47	
	1918	33,474,700	1917—1918	62	1.85	31	0.92	24	13 (内死亡1)	10	0.29	0.71	
	1919	36,800,000	1918—1919	90	2.44	39	1.06	24	10 (内精神病2)	12	0.32	0.65	
	1920	37,524,000	1919—1920	104	2.77	49	1.30	35	13 (〃 1)	21	0.55	0.93	
	1921	37,885,242	1920—1921	78	2.05	34	0.89	13	7 (〃 1)	5	0.13	0.34	

本表は本文中に出てゐる統計を便宜の爲め表に現はしたもので比較研究の爲に二三の概算數字も加へてある

フロイデンタールの一日記より

一九二七年十月十八日

私は十六日から十七日迄モーア氏の宅に宿泊した。本日朝早く八時に私達はジエームスブルグへ出かけた。感化監獄典獄、カルヴイレ・デリツク氏が私達を歡迎して呉れた。モーア博士と夫人は間もなく歸宅した。

×

ジエームスブルグ少年感化學校（紐育州）

毎月曜日、シイ・デリツク氏を議長として此の敷設の幹部會議が開かれるが、私は丁度よく是に來合せた。此會議では第一に、何人を宣誓のために局へ推薦すべきかといふ事、第二には新收容者を如何なるコツテーヂ、學校及び職業に割宛てるべきかといふ事が審議竝に決議せられるのである。

全ての少年のために各部の報告及び動議が書き取られてあつて、各部長が是等を讀み上げるのである。心理學部々長は氣の毒な不具の兩腕を持つた感化監獄典獄の娘である。

最初には、特別の動機（例へば少年裁判官の發議に基くが如き）から議題とされる特別の人件（スペツシヤルケース）が取扱はれる。是等の幹部は八人の會員から成り、內二人は婦人である。

局は七人の會員から成り、內二人は婦人である。彼等の內の一人が宣誓局の局長となる。監獄の、即ち典獄の推薦は大概は受け容れられる。

一人の卓越せる典獄が來るや否や、その敷設は有名となり、彼が退職するや否や忘却せられるのである。

私に言はすれば、青年は決して充分過ぎる程に理解され得るものではない、何故なら老人達は第二の線內に居るからだ。

多數の生徒達は男女の教師の下に働いてゐる。斯て「彼等の勞働の重要さが人々によつて認められてゐるといふ事を彼等は示されねばならない。」

シイ・デリツク氏は最初軍隊的教育を重んじてゐたが此れを危險なるものとして認めるに到つた。此の教育は個人的教化の可能性を五十％だけ持つてゐる。夫故此の教育は啻に感化學校に於いてのみならず、又感化監獄に於けるより年長のものに對しても退けらるべきものである。ボーイ・スカウトや柔軟體操をこれが代用たら

しむれば、より良好である、蓋、是等のものは少年の氣分に影響し且、此の氣分を前提とするものなるが故である。少年は五十%だけ個人的敎化の可能性を受けつけてゐる。

シイ・デリツク氏はドツブスフエリイでは保姆達により、少女達に體罰が課せられて居るといふ事を斷言した。だが、六週間程前から、――試驗的に――毆打は行はれない相だ。

「體罰は麻醉劑の様なものであつて、人々がそれを用ふれば用ふる程、人々にはそれが必要となるのだ。」

現在シイ・デリツク氏はジエームム・ブルグに典獄、感化監獄典獄、及びその幹部の者のための訓育所（トレイニングスクール）を設立してゐる。

大雜居房には監督が居る（此監督は先に紐育州が拒絶せる所であつたが、デリツク氏はそれにも拘らず是を設け、それがためその筋の罰を受け、斯て此の事件で彼は新聞の公衆の內に避難を求めたのであつた。）

內面からの敎育は一つの制度のうちにこれを齎し得るものではない。

シイ・デリツク氏は敎育の原則としては自治制に贊成し、それ以外のものには全く贊成してはゐない。

ウエツチエスター市、市立既決監獄はシイ・デリツク氏が專門學校出の職員許りと、自治制とを以て、（此地方唯一の監獄として）――建設し管理してゐる處のものである。

アイオワに於いても亦、シイ・デリツク氏は五百乃至六百の成人のための感化監獄の管理者として卅三人の專門學校出の職員を使つてゐる。

キルヒウエー氏は私に次の様に言つた、即ち彼は決して文字に於いても印刷に於いてもヱルマイラを最惡の州立監獄とは呼ばないであらう。何故なら斯うした事は「無茶苦茶に喋り散らされて」居るからだと。

デリツク氏はフランクモーア氏の現在の感化監獄を以て眞實の監獄だと呼んだ。

如何にすれば處遇に於ける間違ひない診斷は得られるかといふ事に就いてアドラー氏は次の様に暗示してゐる――

幾度も個人的異常性を矯正すべく努めらるべきだと。

×

ロンドン、一九二七年十一月四日

ホーワード協會では、殊更知るべき程の事もなかつた。ヱム・フライ孃は現在オツクスフオードで働いて居

り、彼女の後繼者は未だ事務に熟達してはゐない。

所で彼女と彼女の婦人助手は次の様に語つた。英國では一般に、而して又愈々益々、ボルスタール制度、――即感化監獄制度――が贊成されてゐると。

サア・イ・ラツグルス・ブライズ氏は言ふ――

アメリカの感化監獄が良き成績を擧げてゐないとしても、その原因は決して執行猶豫に存するのではない。英國に於いても、ボルスタール監獄の在監者は一回乃至二回の執行猶豫を持つてゐる。而かもボルスタール制度は輕微の犯作に對してではなく、重罪犯に對して常に調節されて來たのだ。有罪の判決を四回乃至五回受けて始めて、青年達は法律上ボルスタール監獄に入れられる事になつてゐる。寧、原因はアメリカに於ける年齡如何にあるのだ。即ち卅歲迄といふのが長過ぎるのだ。英國に於ける如く廿一歲迄が適正である。それ以後の敎化は困難であるからだと。

ボルスタール制度は健全なる人間の理性に立脚する事實である。

豫防的監禁は威嚇的ではあつても斷じて改善的ではない、而かもそれは當然の事である。

バターソン、即ちボルスタール監獄の典獄は內務省（ホームオフイス）に居る。

ボルスタールは少年七十人に付き舍一つを持てゐる。年齡は十六より廿一迄。總人員數は三三〇人である。各舍の舍長及び副舍長、長官等等から成る進級局が進級に就いて決議する。

ボルスタール監獄に委托せられるまでは、此處でも亦一回乃至二回の執行猶豫が行はれてゐたけれども、ボルスタール制度の成績は非常に良好である。六五%が改善せられてゐる。五ケ年乃至六ケ年に亙つて考査せられるのである。

ボルスタール職員のための敎程書には次の様に言はれてゐる、即ち等級制度は敎化的に利用さるべきであつて單なる規律の手段として利用さるべきではないと。

×

ヴエントナア（ワイト島）、一九二七年十一月八日

今日は午前と午後をニューポート近くにあるカンプ・ヒル Preventive Detention Prison 豫防監禁所で過した。

規定收容人員四〇五人の代りに一五八人を收容してゐる。即ち收容人員は極めて不足だ。學級は三つ、懲罰級は一つ。先づ第一に第三級に入り、次で第二級、第一級

と上る。進級は素行善良の十二ヶ月目毎である。これを了へてから、出獄を許可されるまで六ヶ月間、高い周塀の外側にあるが、最う一つの低い周塀の内側にある宣誓室（パロール・キャビン）に入る。

懲罰級に入れられる者は、三學級中の一つに於いて素行宜からざりし者である。

カンプ・ヒルが建設され當時に於いては、人々は數犯を重ねし習性的犯罪者がその野獸性の故に處遇困難なる事を考慮してゐたのであつた。夫故又、各室には看守のために特別嚴重に用心された小室（キャビン）等々があつたのだ。

だが五十前後に監獄に入れられる是等の人々の一部の者は、事實上子供と同じであつて、感化學校に居る十五歳の少年よりもより取扱は容易である。

是等の人々は世間に居る間だけは如何しても身を守り得ないのだ。だが、監獄に舞ひ戻つて來る者はその三三%にも充たない。併、その內には外見上改善せられし者よりは全く消えて失くなつて終ふ者の方が多いのだ。

彼等が親切に取扱はれる場合には、彼等は殆ど報告の必要がない。十五年乃至廿年內に報告の必要ある者は十二人にも充たないのだ。夫故、囚人に取つて報告が少いと云ふよりは、寧ろ監獄の職員に取つて少いのだ。

監獄內で唯典獄のみが懲罰權を持つてゐる。

體罰は職員に對する手向ひや暴動の際に加へられる。だが內務省の報告掛りが先づ以てこれを許可しなければならない。

囚人達の作業に對しては第一年目には一週一志、第二年目には一志半、第三年目には二志が與へられる。加之六ヶ月間素行善良なる者に對しては、最初の二ヶ年間五志與へられる。

最初の二ヶ年が經つてから、彼等に小さな農園が割宛てられ、彼等はこれを監獄のために耕作し刈り入れる、これに對しては彼等は一年二片を與へられる。十ヶ年內に彼等は五〇片まで貯蓄する事が出來る。此の貯蓄せる金額を彼等は出獄の際に、自由に使ひ得る樣、交附せられる。これは善い事だ、彼等がそれを稼いだのだから。それは中央協會（セントラルアッソシエーション）によつて前渡しされる。此の中央協會は監獄のために殆ど何にもしないのであつて、政府の許可に就いてはカンプ・ヒルが少くとも役に立つてゐる。

本來の意味の改善のためには殆ど積極的な事はなされてはゐない。それは故意（わざ）とである。目的は威嚇によつて豫防するにあるのだから。がこれは嚴格な處遇によつて

到達されるものではなくして、寧、五年から十年迄の長期の繼續的な收容によつて到達されるものである。蓋斯に收容は囚人達の上に、又一般の上に威嚇的に作用するが故である。

懲役を受けた後に尙、豫防的監禁が行はれると言ふ事は宜しくない。これは豫防的監禁のための前提をなす處の、即ち行はれたる犯行に基く最初の三回に亘る刑罰の後に加へられる第二の刑罰の如きものなるが故である。

夫故、輿論は豫防的監禁に對し贊成してはゐない。而して此處に居る少數の囚人達——それは容易にその何十倍にもなり得るかも知れないが——も亦、裁判官が豫防的監禁を重んぜず、夫故稀にしか斯る宣告を下さない樣にする事を目的としてゐる。

夫故、此監獄も亦恐らくは此儘で何時迄も維持せらるる事はないであらう。囚人達は何れ他日小さな監獄に移されるに到るであらう。斯て其處に於いても目的、即ち社會を脅威から保護するといふ事は到達せられるのだから。

刑罰と安全のための手段、即ち豫防的監禁との區別に就いては、以下引用する一在監者の記錄よりの一文は注目せらるべきだ、「ヂ・ダブリユ・テーラーは三年の懲役と強盜器具（鑿二丁）を所持し、犯罪の習性を有するといふかどで、強盜をなす事に對する豫防的監禁として十年の判決を下した」と。即ち囚人の危險なる狀態に對して安全のための手段が規定されてゐるのだ。これが一體英國である事だらうか？

森を近間に監獄は美しい地勢に在る。典獄（彼及び彼の夫人と共に私は食事をなし、夫人は私を馬車でニューポートに送り屆けて呉れたのだが）は以前は海軍士官であつたが、全く卒直な氣持ちの良い、快活な人である。

×

「斷片的日記」から

ボルスタール（英國）一九二七年十一月十日

舍は四つ、その各々に約八十五人。その內ある舍は大雜居房を有し、他のものは獨房を有してゐる、年齡は十歳より廿一歳迄。總人員數、三五〇。一つの中央圖書室がある。

最初は藁蒲團を敷いた木床で、後に寢臺となる。

各舍は各區（セクション）に分れる。週間勤務の最善なる者は日曜日に舍長と共に散步する。各區は普通の公開學校に於けると同樣に「級長（ボーイ・イン・チャージ）」を有し、彼は舍內で眠り且つ責任は

重大である。

各舎には万事の面倒を見る處の保姆、即ち母親が居る。彼等は男に對すると同様に彼女に對しても誠實である。

各舎にはピンポン等々のための娯樂室がある。

六時に一時間乃至二時間の授業があり、その後は娯樂である。

獨房は獨房と呼ばれずして、室と呼ばれてゐる。繪畫は許可されてゐる。

各舎にはピヤノがある。

現在、脫走者は一年間に二十人である。周屏がなくても行はれて居ただらう。だが全ての典獄の下でさうある譯ではない。

快適な悦ばしい作業。——

大概の舎にはラヂオがある。

寢室の横で一人の在監者、即ち舎内の頭(ハウスキヤプテイン)が眠り、他の側には一人の職員、即ち舎長が眠る。彼は舎全體を監督する。

最初第一級に三ケ月
次に第二級に四ケ月
第三級に四ケ月
第四級に四ケ月
褐色の衣服

合　計、十五ケ月

それから彼は碧色の服を着、特別級(スペシヤルグレードボーイ)の少年（九ケ月）となる。彼には看守はつかない。

彼はサツパリした衣服でロチエスターの工業學校に通ふ。

斯て二年間善良に勤めた後、彼は自由の身となる。

農園は三〇〇エーカー。

毎日、—冬季でも—其處で二百の少年が働いてゐる。

五年乃至六年間で改善される。

全ての少年は判決後、直ぐにワンヅウオース監獄（ボルスタールのための準備所(クリヤーリングステーション)たる）に行くのだ。

彼等は其處で精神的に生理的に、又今迄の一般經歷に就いて、考査される。

病院内での特別の事と云へば——

毎週土曜日に講義があり、音樂會がある事だ。教材は殆ど無料でロンドンから來る。

音樂會へ來る者は比較的少數だ。

軍隊的教練以上の身體の訓練がある。彼等はそれでも充分とは考へてゐない。

精神的訓練も玆では許されて居る。

注意の集中と思考とが兩つの目標である。

彼等は三年間此處へ來るのであるから、不定期判決は最早や全然必要ではない。公民への改善が目標であり、六十%は改善されてゐる。

自治制に就いて云へば——

一、各舎に級長の居ること

二、級長が箇々の犯罪者を識つてゐること

三、音樂團體

執行猶豫に據つて働いてゐる者が過半だ。

一九一三年に暴行が一度あつて體罰を受けた切りだ、それ以來「二度と起つてはゐない」。

人々が制服を着なくなつて以來、特別の事は何等起つてゐない。人々は一切武器を携へてゐない！

吾々は此の事が極めて有効なるを見出す。蓋、斯て少年達は愈相互に和合するからだ。公開の學校こそ、この場合模範である。

一人の在監者が獨房全部の鍵を持つてゐる。獨房は夜間も閉め切る事がない。

暗房（Dunkelzelle）は最早や使用されてはゐない。

全體で十五人の少年が夕方工業學校に出かけて行き十時半に返つて來る。一九二四年以降からだ！

此處の典獄は一九一三年には醫者であつたが、一九二〇年以來、現在迄又もや醫者であり、且一九二三年以降は典獄(ガヴァナー)として醫者（即ち唯一の醫師典獄として）となれる者である。

英國では米國に於けるよりは最つと良い人々、即ちケンブリツヂやオクスフオード出の人々が管理をして居り、然かも彼等は薄給である、が斯て氣持ちの良い雰圍氣が漂つてゐるのだ。

此處では一切の政治的勢力がないが、以上の事がその主要なる理由である。

殆ど全ての裁判官は現在ボルスタールへの三ケ年間の委托を認知してゐる。夫故不定期判決は必要ではない。三年間の内、一年は免除され得る。

六ケ月後に少年達は自由となり得るのであるが、それから三ケ年半、自由年限を持つのだ。此の決議は委員會（典獄、その代理、舎長から成る）の權限内にある。

特別級では彼等は最初の三ケ月は五志、次の三ケ月は七志、次の三ケ月は十志を受取る、

懲罰級がある。

その行爲の重大如何によつて彼は一級乃至それ以上を逆戻りするのだ。

懲罰監禁の最長期間は十四日間である。

一九二四年以來、監獄内には一切制服がなくなつた。

—— 終 ——

不良兒惡囚の調査【九】

吉益脩夫

(45) K・S・

明治三十八年二月十一日生
生地　東京府の村
職業　無
罪名　殺人
刑期　五年
入所　初回

一、家系の狀態

父は飲酒せず性質稍短氣であつた。本人の十二歳の頃母と弟妹三人と共に溺死した。姉一人健在。父方祖父の妹精神病に罹つて死亡した。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕
農村

〔家庭〕
生計普通、海苔製造業をなす。異狀なし。

〔養育〕
十二歳まで兩親に育てられたが、貧厄に遇ひ家族五人溺死するに及び、父方叔母に育てられた。

〔學校陶冶〕
尋常小學三年中途退學。

〔道德的狀態〕
小兒期異常なし。

〔思春期〕
最初の性交十八歳。

〔身體的精神的疾患〕
小兒期から憤怒逆上して眩暈を催し、頭内痺乎とすることがあつた。(興奮すると顏色蒼白となると云はれて居た)。十九歳横痃を患つた。

三、成年期

〔職業〕
海苔製造→すし屋の奉公→無職（現在俠客乾分）

〔兵役〕
籤免れ。

〔結婚〕
未婚

〔性生活〕
五日に一回位遊廓に赴く。

〔嗜好〕
飲酒殆んど毎日二合、對酌時七八合に及ぶ。喫煙一日一包賭博を好む。

〔經濟〕
貯金なく、收入なし。

〔宗教生活〕
今までは無信仰であつたが、入所以來親兄弟に濟まない樣な氣がして、每朝經文を唱へる。

〔社交〕
交際を好み、親友もある。

〔法律生活〕
今回が初犯であつて、洲崎遊廓に於て賭博中、兄弟分の一人が自分のやり方が惡いと云つて打つて掛つて來た。仲裁が入つて止めたが、又用事のため被害者の家に行き、喧嘩になり、仲裁されて一旦分れたが、後から、被害者の方から喧嘩をしに來たので遂に殺害するに至つたものである。(被害者は亂暴な人間で平素ピストル、棍棒を携へて居たと云ふことである)。
判決に對する態度　不服なし。

〔自由刑の體驗〕
感謝する所なしと。當刑務所は他の刑務所に比して苦しい。玆で懲罰を受けたことはない。前刑務所に於て始めよく働いて減刑されたが、或日印刷のことで同囚と喧嘩をなし、唾壺で相手の頭を毆打したために分房に入れられた。早く出して呉れと何度か看守長に願つたが待てと云つて出して呉れない。終に二ヶ月後の或日擔當と此事に就いて口論して丙種とされたと語る。

〔生活史中の形成的體驗〕
なし

四、現在狀況

〔身體構造〕
類型明かならず。　計測省略

〔外部的異常〕
文身。

〔機能障害〕
睡眠稍不良、皮膚紋劃症可なり著明。膝蓋腱反射亢進す。

〔智能〕
輕度の缺陷

【智能檢査】

分析	1	〔12.1〕
批判	4	〔11.7〕
理解	0	〔12.6〕
綜合	4	〔 8.6〕
辨別	8	〔10.4〕
點	17	〔55.3〕

I II III V 總
（括弧内ハ標準點ヲ示ス）

附記　第一回の智能檢査の結果は條件が惡かつたためか（食事直前）著しく不良であつた。時を變へて再檢査をなし、種々研究した結果は第一回よりは幾分成績が良かつた。然し、理解力不良であつて、輕度の精神薄弱者であることを知つた。

〔人格構造の分析〕

衝動生活　強し。
氣　質　粗暴、短氣、無頓著、樂天。
性　格　外交性、自我亢進、虚榮心強し。
診　斷——魯鈍（Debilität）

(46)

I・T・

明治三十五年五月九日生
生地　栃木縣の村
罪名　强盜傷人、竊盜
刑期　八年
入所　三回

一、家系の狀態

父は十年前病死し、母は離婚して、他に再嫁す。家系に關し、記すべきことを知ることが出來ない。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕
農村
〔家庭〕
赤貧、父は酒屋の樽拾ひをして居た。
養育
十二歳頃まで兩親に育てられた。
〔學校陶冶〕
尋常小學四年中途退學。
〔道德的狀態〕
不明（本人は不德行爲を否認す。）
〔思春期〕
最初の性交十九歳。
〔身體的精神的疾患〕
なし。

三、成年期

〔職業〕
始め肥料商に奉公したが、後新聞集金係となつた。
〔兵役〕
甲種合格歳免れ。
〔結婚〕
未婚、家庭を持たうと望んだことがない。
〔性生活〕
平均一週一回女遊びをする。
〔嗜好〕
飲酒極少量。喫煙一日一包。
〔經濟〕
貯金なく、收入月に約三十五圓、大部分女遊びに費す。
〔宗教生活〕
生來無關心。
〔社交〕
交際をするけれども、親友なし。
〔法律生活〕

初犯、横領　大正十三年　動機、享樂
終犯の判決に對する態度　不服なし。
〔自由刑の體驗〕
何等腦裡に殘ることなし。不平もなければ、感謝することもなしと。分房に居るも何の苦痛もない。
附記　平素の行動　作業の進捗遲く時々興奮して器具を壞したり働かないことなどがある。
〔生活史中の形成的體驗〕
なし。

四、現在狀況

〔身體構造〕
競技型。

二、
頭圍……56.0
頭縱徑……
頭橫徑……
身體長……156.0
體重……50.7
肩幅……35.2
胸圍……83.0
腹圍……73.5
腰圍……87.5
前腸圍……17.9
手圍……20.0
腓腸圍……32.5
下肢長……88.6

〔外部的異常〕
なし。
〔機能障害〕
主觀的症狀の訴全くなく、客觀的にも次に述べる智能の缺陷以外になし。分房に於ける特有な反應は殆んど現はれず。應答動作遲鈍。
〔智能〕
輕度の缺陷。

【智能檢查】

Ⅰ	分析	1	〔12.1〕
Ⅱ	批判	7	〔11.7〕
Ⅱ	理解	10	〔12.6〕
Ⅲ	綜合	0	〔 8.6〕
Ⅴ	辨別	0	〔10.4〕
	總點	18	〔55.3〕

〔括孤內ハ標準點ヲ示ス〕

附記　再檢查の結果種々な點に於て、輕度の缺陷あることを確めた。第一回のテストは本人の智能程度よりも稍不良な結果を示して居る。
〔人格構造の分析〕
衝動生活　稍强し
氣　質　遲鈍であつて、而も興奮し易い。
性　格　多少自我亢進
診　斷——魯鈍

(47)

T・K・

明治十三年七月一日生
生地　千葉縣の村
職業　處職（不定期）

罪名　竊盜
刑期　五年
入所　八回

一、家系の狀態

父は性質短氣、飲酒毎日晩酌二三合現在喘息を病んで居る。母も喘息（?）で死亡したと云ふ。家系に關して詳にすることが出來ない。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕
農村

〔家庭〕
父は船乘をなし、生計貧困。

〔養育〕
主として母に育てられた。

〔學校陶冶〕
不就學、無筆。

〔道德的狀態〕
小兒期不德行爲なしと。

〔思春期〕
最初の性交十八歳。

〔身體的精神的疾患〕
なし。

三、成年期

〔職業〕
不定期の勞働。

〔兵役〕
關係なし。

〔結婚〕
二十歳結婚し、二年間同棲したけれども、刑務所に入つて離緣した。

〔性生活〕
性慾强し、金のある間は大抵毎日遊廓に泊つた。

〔嗜好〕
壯年時は毎日平均一升飲酒、喫煙一日一包。賭博を好む。

〔經濟〕
貯金なく、收入なし。

〔宗教生活〕
生來宗教を好まず。

〔社交〕
交際好きで、人が何か惡事の誘惑をすると拒むことが出來ない。

〔法律生活〕
初犯、竊盜　明治二十五年　動機　酒色、賭博
終犯の判決に對する態度　不服なし。

〔自由刑の體驗〕
感謝することなしと。只食物に關する不平を常に訴へる。食物の質が惡く量の足らないことを不平となす。

前刑務所に於て數回喧嘩して、傷害を與へたこともある。少し何か云はれるとむか〳〵して手が出るから獨房の方が却て好ましいと云ふ。

〔生活史中の形成的體驗〕
なし。

四、現在狀況

〔身體構造〕
虛弱型（計測省略）

〔外部的異常〕
齒列不規則、把手狀耳。

〔機能障害〕
皮膚紋劃症陽性、他に異常なし。夢の頻度小である。

〔智能〕
稍缺陷がある。

【智能檢查】

	智能檢查		
I	分析	7	〔12.1〕
II	批判	2	〔11.7〕
III	理解	4	〔12.6〕
IV	綜合	0	〔 8.6〕
V	辨別	7	〔10.4〕
	總點	20	〔55.3〕

（括弧内ハ標準點ヲ示ス）

〔人格構造の分析〕
衝動生活　强し。

T. S.

明治十五年一月十三日生
生地　福島縣の村
職業　無
罪名　竊盜
刑期　五年
入所　十一回

一、家系の狀態

父は病沒大酒家で酒亂。母は飲酒少量。本人は同胞五人中の第四子に當る。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕
農村

〔家庭〕
貧困な所へ、父が飲酒して亂暴したために、家庭平和を缺いた。

〔養育〕
十六歳まで兩親に育てられた。

〔學校陶冶〕

氣質　憤怒し易く、原始反應に出る。
性格　自我亢進、厭き易く、誘惑され易し、無分別。
診斷——魯鈍

不就學。

〔道德的狀態〕
少時から自家の金を盜んで買食ひをした。十六歲頃から他家のものを盜む樣になつた。

〔思春期〕
最初の性交二十歲。

〔身體的精神的疾患〕
十歲まで遺尿症狀あり。現今に至るまで時々寢惚ける。

三、成年期

〔職業〕
始め農であつたが二十一歲のとき、鑛山の雜夫となつたが三年後、方々を放浪して職に就かない。

〔兵役〕
關係なし。

〔結婚〕
未婚。

〔性生活〕
性慾著しくない。

〔嗜好〕
飮酒每日平均二合時々一升に達することがある。喫煙せず、甘い物を好む。

〔經濟〕
貯金なく、收入なし。

〔宗教生活〕
無信仰であつたが、當刑務所に於て佛を信仰して身體が丈夫になる樣に祈つて居ると。眞の宗教心ではない。

〔社交〕
交際なし。

〔法律生活〕
初犯、竊盜　十六歲　福島
その後の犯行　總て竊盜（屋外竊盜が多い。）
終犯判決に對する態度　不服なし

〔自由刑の體驗〕
前刑務所に於て苦情を云はなかつたら、斯んな所へ來なくても濟んだと後悔して居る。
今回前刑務所よりの押送の理由は「低能にして徒らに苦情を申立てるため」と書いてある。當刑務所に於ては食物の苦情を云つて困ると云ふことである。

四、現在狀況

〔身體構造〕
虛弱Ⅱ肥滿混合型。（計測省略。）

〔外部的異常〕
右耳は前耳輪中斷、軟骨異常附著。兩耳把手狀耳に近い。耳朶の銳角的癒著。

〔機能障害〕
顏貌、動作、談話愚鈍の感を與へる。生活能力不充分獨立生活不能。

睡眠不良、起床時眩暈、時々頭痛、眼花閃發症狀あり。物が二つに見えたり、三つに見えたりすることがある。左耳鳴あり。膝蓋腱反射亢進、手指、舌尖に震顫を認める。

〔智能〕
缺陷。

【智能檢查】（括弧內ハ標準點ヲ示ス）

Ⅰ	分析	2〔12.1〕
Ⅱ	批判	2〔11.7〕
Ⅲ	理解	0〔12.6〕
Ⅲ	綜合	0〔 8.6〕
Ⅴ	辨別	3〔10.4〕
	總點	7〔55.3〕

附記　指南力は正しいが記銘、記憶不良である。
計算は次の樣な程度である。5+8=13, 2+3=7, 3+2=6, 2+2=4, 4+4=8, 5+2=7, 1+2=3, 5+5=10 7+7=10,（指を用ひて）10−5=5, 10×3=30, 5×4 20, 50×2=1
判斷檢查の一例を擧げると次の樣である。
放火と竊盜と何れが惡いかを問ふと次の樣に答へる。
「竊盜は五年か六年だが火附けははりつけになるかどうか分らんから決してしない。」

〔人格構造の分析〕
衝動生活　強くない。
氣質　無頓著、粘液質。
性格　自我の形成不充分。
診斷——疑愚（Imbezillität）神經衰弱の症狀を伴ふ。

(49)
H・H・
明治十九年九月十一日生
生地　群馬縣の村
職業　八百屋
罪名　竊盜
刑期　四年六月
入所　八回

一、家系の狀態

父は本人の四十二歲のとき老衰死亡。大酒家であつた。平素より憤怒すれば顏色蒼白となり、非常に亂暴したと云ふことである。母は本人の三歲のとき行方不明となつた。異母弟妹七人ある。

二、小兒期と青年期

〔環境〕
農村

〔家庭〕
資產なし。四歲のとき繼母來る。

〔養育〕
三歲母を失ひ、四歲繼母來たために、祖母の所に預け

らる。九歳まで甘やかされて育てられた。

〔學校陶冶〕
不就學。

〔道德的狀態〕
九歳頃より自家の金を盗むことがあつた。

〔思春期〕
最初の性交十八歳。

〔身體的精神的疾患〕
十三歳まで遺尿。疼惻、夢中遊行の起ることがあつた。（船乘をして居るときなど知らずに海中に飛込んだことがある）。
十八歳顳癇發作三回あつた。（其後三十歳代に至るまでなかつたが、それより屢に發作を見る様になつた。）發作前には頭痛を見た。

三、成年期

〔職業〕
船乘り（七年）→人足→八百屋（三年）

〔兵役〕
關係なし。

〔結婚〕
三十五歳より三年間內緣の妻と同棲したが、刑務所に入つて別れた。

〔性生活〕
一ヶ月の半分は遊廓遊びを缺かしたことがない。

〔嗜好〕
飲酒每日燒酎五合。喫煙少量。賭博を好む。

〔經濟〕
貯金なし。收入月二十二圓直ちに賭博に用ひる。

〔宗教生活〕
若い頃は少しも信仰心が起らなかつたが、近頃になつて、親や祖母が死ねば佛樣になると云ふことを考へて佛樣が有難くなつて每朝拜む樣になつたと。

〔社交〕
交際を好み、惡友が多い。

〔法律生活〕
初犯、竊盜　十七歳頃
其後の犯行　殆んど總て竊盜（贓物牙保一回、强盜一回）
終犯の判決に對する態度　不服なし

〔自由刑の體驗〕
今回は猶を被つて溫順にして居ると云ふ。
前々刑は興奮甚しく看守に反抗したり、獨房に於て高聲に軍歌を唄ひ、或は同囚と喧嘩し、腹に嚙み附いたり、毆打したりして屢々亂暴した。（自身に記憶の缺けて居ることがある）。尙猥褻行爲を屢々發見された。
前刑も興奮すること屢々で、殊に大正十二年九月一日午前五時突然精神異常を來し糞便を頭に塗り、常軌を脫した行爲をなしたと云ふことである。（保健技師）

〔生活史中の形成的體驗〕

なし。

四、現在狀況

〔身體構造〕
虛弱型に近し。（計測省略）

〔外部的異常〕
耳朶の鋭角的癒著のみで意義少し。

〔機能障害〕
當刑務所に於て二回顳癇發作を起した。發作に際しては前兆として頭痛、惡心あり、それより突然倒れて間代性痙攣發作を起し其間意識喪失。間もなく、漸乎として疲勞感を以て覺醒す。
近來記憶の減退を來した。膝蓋腱反射稍亢進して居る。觀念聯合甚緩徐。

〔智能〕
下

【智能檢查】（示ス◎準標ハ內括弧）

Ⅰ	分析	12	〔12.1〕
Ⅱ	批判	3	〔11.7〕
Ⅲ	理解	6	〔12.6〕
Ⅲ	綜合	0	〔 8.6〕
Ⅴ	辨別	8	〔10.4〕
	總點	29	〔55.3〕

〔人格構造の分析〕
衝動生活　甚强し。

氣質　憤怒爆發性
性格　自我亢進、凡帳面、執拗。
診斷——顳癇（Epilepsie）

松富書記轉任

刑務官練習所事務擔當松富哲君は四月一日附を以て前橋刑務所（浦和支所勤務）看守長に任ぜられ本會書記を退職した。

刑政第44巻第5号
矯正図書館

戒護と事故とに關する統計的考察

井川信一

目次

一、最近五ヶ年間の逃走及自殺數
二、逃走の原因（附言）
三、自殺の原因（附言）
四、逃走及自殺に對する戒護上の缺陷
（一）逃走に對する戒護上の缺陷
（二）自殺に對する戒護上の缺陷
五、戒護官吏の注意力
六、戒護に對する改良意見

一、最近五ヶ年間の逃走及自殺數

最近五ヶ年間即大正十四年乃至昭和四年間に於ける逃走及自殺事故の件數は左記の通にして昭和二年三年の兩年は五ヶ年間の平均件數より減少し最近年度たる昭和四年は漸次增加の傾向を示し居るを以て斯種不祥事故は遺憾ながら今尙減少せざるの現況に在りと謂ふを得べし。

昭和二年、三年の兩年度に於ける事故の減少は蓋し御大典前後に際會し戒護職員の緊張と收容者謹愼の結果如斯減少したるものと思考せらる。

最近五ヶ年間の逃走及自殺數調

年別	逃走 既遂	逃走 未遂	逃走 計	自殺 既遂	自殺 未遂	自殺 計	合計	收容者一日平均千人ニ對スル歩合
大正十四年	三七	一〇	四七	二〇	四	二四	七二	一・七
昭和元年	三三	四	三六	一四	一	一五	五一	一・三
昭和二年	三三	四	三七	一四	七	二一	五三	一・三
同三年	二六	六	三二	一五	三	一八	五〇	一・二
同四年	三七	一	三八	一七	六	二三	六一	一・五
平均	三三	五	三八	一八	四	二二	六〇	一・五

二、逃走の原因

收容者が戒護當局者の嚴重なる視線を脫し逃走を敢行するに至りたる其原因に就き最近五ヶ年間（自大正十四年至昭和四年）に於ける逃走者二百三十五名に對し調査したる處逃走時に於ける心身狀態或は各個人の境遇等の相異に依り一樣ならざるも比較的同一原因と認むるものを列擧すれば次の如し。

原因	人員	逃走者百人ニ對スル歩合
父母妻子其他弟姉等を思慕するの情禁し難く是等の者に面接したき爲	三四	一四・四人
長刑期に處せられたる爲再び社會に出つること能はざるものと悲觀し今一度社會に出て自由生活を爲さんとしたる爲	一四	一四・四
刑罰の苦痛を遁れんとしたる爲	九	三・八
情婦に未練を有し今一度面會せん爲	九	三・八
身體衰弱且長刑期の爲到底無事釋放は望まれざるものと悲觀し生存中に今一度社會に出てんとしたる爲	七	二・九
溝外作業に於て戒護力の屆かざる位置に在りて逃走の容易なることを察知し不圖逃走を企つ	六	二・五
重刑に處せられるを恐れ其科刑を免れんが爲	六	二・五
長刑期を言渡されたことを悲觀し受刑前に一度兩親及內妻の消息を知らんが爲	五	二・一
受刑の身と爲りたるを悲觀し自暴自棄に陷りたる結果	三	一・二
內妻に面接し度き爲	三	一・二
科刑豫想外に重かりしことを悲觀し遂に自暴自棄に陷りたる爲	三	一・二
病褥に在る母の身上を憂慮し一度面會し度き爲	三	一・二
恩赦に浴し得さる不服と徒らに人の喜ふを見て氣不味思ひを爲すより寧ろ逃走するに如かすと決意したる結果	三	一・二
病母死亡の夢を見爾來母を思慕するの念禁し難く偶々戒護上の間隙を目擊し前後の思慮なく逃走	三	一・二
精神變調者にして前後の分別なく突然發作的に逃走	三	一・二
長期間自由を束縛せらるゝを悲觀せると一面工場の建物脆弱にして容易に脫出せられ得るを察知したる結果	二	〇・八
僞名及前科發覺重刑に處せらるゝを憂ひ比較的逸走の機會在る被告當時に於て逃走せんと決意したる結果	二	〇・八
性懶惰にして正業を厭ひ强制作業の苦痛を免れんとしたる結果	二	〇・八
受刑の身と爲り家族は益生活困難に陷りたることを想起し逃走して家族を援助せんとしたる結果	二	〇・八

前刑執行刑務所へ移送せらるゝは職員に對し面目なく寧ろ逃走して其苦痛を免れん爲	二	〇・八

附言

少年受刑者の逃走原因は其大部分父母其他家族に對する追慕に基因せり

長刑期に處せられたる爲社會生活を憧憬し、逃走するに至りたる者の多くは累犯にして初犯者は比較的少し

三、自殺の原因

最近五ケ年間即大正十四年乃至昭和四年間に於ける自殺者（主として縊死）百四名に對し自殺するに至りたる原因に就き調査したる處其主なるもの次の如し

原因	自殺者百人ニ對スル歩合	自殺人員
疾病を苦にして厭世的自殺	一三・四	一四
到底重刑は免れ難く前途を悲觀し且自責の念に驅られたる結果	一三・四	一四
犯罪に對する自責の念に耐えざると處刑後の前途悲觀の結果	八・六	九
遺傳的素質に基き突然的に精神變調を來したる結果	八・六	八
長刑期に處せられ親族にも見離されたる自己の境遇を悲觀したる結果	六・七	七
自己の罪過を懺悔懊惱の結果精神に異狀を生したる結果	五・七	六
居房孤獨の寂寞を感すると共に反省の念に驅られ發作的に縊死を決行	四・八	五
自己の不正行爲を懺つると共に檢事の求刑を聞き釋放後家庭に歸住時の苦痛を想起し憂慮煩悶の結果	二・八	三
老齡の前途を悲觀したる結果	二・八	三
病氣快復の望なきと長刑期の前途を悲觀し突發的に厭世觀を起したる結果	二・八	三
長刑期に處せられたると身體虛弱にして將來生甲斐なき自己の前途を悲觀したる結果	一・九	二
近親として賴るへき者なく且急治の見込なき疾病にて日々衰弱し苦惱の餘り只管身の不遇を想ひ唐突の間に死を決す	一・九	二
受刑の身となり父母其他親族に申譯なきことを苦慮したる結果	一・九	二

附言

自殺者の大多數は刑事被告人の房内縊死とす

尙本調査の結果に依れば收容時の疾病竝判決言渡前後に於ては收容者の心身に不安を生じ憂慮の結果遂に自殺を敢行せるもの比較的多數を占むるを以て斯種事故防止に就ては特に此點に留意すべきものありと思考す

四、逃走及自殺に對する戒護上の缺陷

（一）逃走に對する戒護上の缺陷

最近五ケ年間（自大正十四年至昭和四年）の逃走事故件數一九〇件に對し當時の戒護狀態に就き調査したるものの内主なる戒護上の缺陷を件數順に列擧せば次の如し

缺陷	件數	逃走件數百件ニ對スル歩合
構外出業者としての人選を誤り且つ作業中鎖錠を用ひさる時は特に監視を嚴重にすへきに拘らず之を怠り視線外に置きたること	三二	一六・八件
運動、入浴、其他舍房外に在る收容者を戒護者か視線外に放置したること	三二	一六・八
工場、舍房其他出入口に施錠を怠りたること	二七	一四・二
器具、器械の點檢及檢身に周到なる注意を拂はさりし結果利器を房内に持込みたるに氣付かさりしこと	一一	五・七
居房の視察に周到なる注意を拂はさる結果房内の切斷個所を發見し得さりしこと	一〇	五・一
手錠、捕繩、鎖錠の施用不完全なりしことに氣付かさりしこと	九	四・七
攀越の用に供し得へき物の取締に注意を缺きたる結果	八	四・二
立會者無くして居房を開扉したる結果	七	三・六
居房の構造比較的脆弱なりしこと	六	三・一
舍房の搜檢不充分なりし爲隱匿せる利器を發見し得さりし結果	五	二・六
看守の位置か視線上不便の個所に在りたること	五	二・六
他受刑者の運動のみを監視し逃走者本人の動作に注意を怠りたること	四	二・一
護送途中看守は捕繩の末端を確實に把握し居らさりし爲突然引離し疾走せらる	四	二・一
居房扉の施鍵を失念したること	四	二・一
被告人をして廁舍等の掃除を爲さしめたること	四	二・一
梯子を藏置したる倉庫窓口の施錠を怠りたること	三	一・五
工場に於ける器具器械の檢查及取締不完全爲りし結果	三	一・五

（二）自殺に對する戒護上の缺陷

最近五ケ年間に於ける自殺者百四名に對し戒護上の缺陷を調査したる處其の主なる缺陷及件數次の如し。

缺陷	件數	自殺者百名ニ對スル歩合
巡回視察の怠慢	八件	七・六

縊死の前日既に其擧動不審を認めなから之を看過し何等の豫防策を講せさりしこと	四	三・八
縊死直後居房を視察しなから之を發見し得さりしこと	三	二・八
縊死決行の前日房内に於て長文の遺書を認め又は食事を採らさる等異常の狀在りたるも戒護上何等不審を抱かす看過したること	三	二・八
自殺豫防上特に雜居房に收容したるものなるに戒護者は不注意にも本人か入浴を拒みたるの故を以て本人のみ居房に殘留せしめたる其間隙に乘し縊死を決行す	三	二・八
自殺の虞ある者を雜居に拘禁せす其儘獨居に拘禁し而かも何等特別注意を拂さりしこと	二	一・八
戒護看守の居房一巡警に十五分を要したるを以て其間悠々自殺を決行す	二	一・八
精神又は身體に害ありと認めたる者を獨居拘禁に付し之か視察を怠りたること	二	一・八
巡警視察中他用務に從事し約二十分間居房巡警を怠る	二	一・八

五、戒護官吏の注意力

敍上逃走竝自殺の原因と戒護上の缺陷とを綜合し之を考察するに斯種不祥事故の發生は畢竟戒護官吏が戒護上周到なる注意を拂はざりし結果なりと斷定し得べく戒護當局者が其の戒護視察に當り收容者の個性、家庭との關係及び其の擧動に對し細心なる注意を拂ひたらんには其の事故發生の原因を事前に發見し之を除去し得たるべく假令除去し得ざりしとするも戒護上間隙を與へざりしなば斯く不祥事故は未前に防止し得たるべし、是に依つて此を視れば不祥事故の發生と否とは一に戒護官吏の注意力の如何に基因するものと謂ふを得べく、而してその注意力は只に收容者の動作のみにとらはるることなく、その個性を洞察せざるべからざる必要は之を統計的に說明し得らるるなり、此の統計的觀察によれば戒護の充實が從來の傳統を離れ科學的個性調査と密接なる關係あることを如實に示すものなり。

六、戒護に對する改良意見

逃走及自殺事故の原因が敍上の通り主として拘禁に依る心身の不安と直接戒護上の間隙とに基因するを以て斯種不祥事故防止に就ては先づ以て收容者に心身の安定を得せしめ他面に於ては戒護視察の周到を期する爲め戒護官吏に科學的知識を普及せしめ且作業、醫務、敎務等との連絡を圖ること最も緊要なる事項と思考す。

心身の安定を得せしめすして徒らに物的戒護を嚴にし逃走、自殺を前提に彼等を視察するが如きは反て自省しつつある收容者の心情を害し逃走自殺を敎唆するが如き弊害あり。

戒護視察に當りては精微なる觀察に依つて先づ其の不安原因を究明し溫情理解の下に其の之を許すべきものは之を許し、極力之が原因除去に努め以て不祥事故を未然に防止せざるべからす。

此點に關し現在一般の戒護視察の實況を見るに其視察形式的にして直接戒護者は單に收容狀態に關する異常の有無のみを視察し、積極的に收容者個性の洞察竝心身狀態等の觀察に付ては比較的等閑に付せらるるの傾向あり。

將來之が改善方法として收容者各人に對し個性觀察票なるものを設け之に收容者の經歷殊に兩親、家庭、環境等に付蒐集したる事項を記載し置き之を受持看守に交付し受持看守に於て精神竝身體的の特質、接見、出廷、信書發受其の他居常動作の狀況等に付視察上得たる參考事項を記載し置くの方法を採らば是に依つて戒護上の適策を講じ得るのみならず一般行刑上の參考資料に供し得て他面には戒護官吏の向上をも期し得て行刑の目的遂行上至大の効果ありと思考す。

◇本會名譽會員推薦

左記諸氏は今回本會名譽會員に推薦せられた。

前名古屋支部長	奥田峻
前宮城支部長	井桁貞男
前宇都宮支部長	兒島三郎
前德島支部長	秋元源次郎
前岐阜支部長	青木七太郎

刑政第44巻第5号
矯正図書館

オスボーンの建設したコミユニティ、プリズン・コミユニティ、シン・シンの巻（一）

The Comunity that Osborne built

Frank Tannenbaum

フランク・タンネンバウム

（一）

トーマス・モット・オスボーンがシン・シン・プリズン（註――Sing Sing Prison――ニューヨーク市（ニューヨーク州）を流がるゝハドソン河（Hudson River）を北へ溯ること三十哩同河の東岸オシニング町（Ossining）に在りて、アメリカに於ける世界的に有名なプリズンである。此町は昔時はシン・シンク・インデイアンス（Sinck Indians）の名より取つてシン・シン（Sing Sing）と呼ばれてゐたのであるが、一九〇一年以来オシニングと改められたのである）へやつて來たのは、一九一四年の十一月十九日であつた。頃年シン・シン・プリズンは週期的な騒擾に惱まされてゐて、恰も此時は所長は收賄其他の醜聞に堪えられずに職を退かうとしてゐた所で、已にこの前年には、オシニングの陪審員の一人は辛辣な難詰の公文書で所長を告發してゐたのである。オーバンに於て好成績を示したオスボーンがシン・シン・プリズンのワーデン（所長）たることを切に請はれたのは、實に此事情の下に在つたのである。

十一月十九日、彼は自ら求めて、食堂に集つた受刑者の前に現はれたのである。彼はホールの正面に在つたテーブルに上つた。彼の前には、千四百九十六人の受刑者は一様に鼠色の服を着て、希望に緊張して眞白な顏をして、一心に彼を見守つてゐたのである。ホールの中には六十人のガードはづらりと列んで、平常のように鉛入のクラブ（棒）を手にして嚴重に見張つてゐたのである。空氣は緊張しきつてゐた。

オスボーンの彼等に告げた所は、前にオーバンで屢々受刑者に語つた所と少しも變らなかつたのであるが、新しいプリズンで異つた事情の下に語られたので、非常に耳立つて聞えたのであるが、彼のメツセーヂは全く前と同じだつたのである。

「自分は何かお前達に役に立つことをすることができなければ、自分にとつては玆處へ來る何等の理由もないのである。お前達が玆處を出てから身を誤らないように、克己の精神を養つて行くことに役立つ一切のものが、自分の常に求めて已まない善なのである。決して一時の氣紛れではないのである。」

彼は更に語をつゞけて、彼がワーデンになるとすれば只だ一つの條件によるのである――それは公平に正直に受刑者を取扱ふことができるといふことである。彼は受刑者の承諾と協力とを得てプリズンを支配して行きたいのである。若し彼が「プリズン・ラット」（"prison rat"――裏り切者――密偵となる受刑者を云ふ）に賴らなければ支配ができないようならば、ワーデンの職に就くことは欲しないのである。と述べ、更らに、

「自分は刑務官（オヒフサー）の仕事が極めて困難で酬ひらるゝ所の少いものであることを知つてゐる。で、自分は職員のためにお前達の助力を求めるのである。職員はこれまで自分もお前達も一樣に誤つてゐると信じた一つのシステムと戰つて來たのである。自分は「スツール・ピジオン」（密偵）と呼ばれてゐるものを始終蛇蝎視して來た……若し自分の支配權がスツール・ピジオンを意味する虛僞僞善欺瞞といふような特殊の手段に依らなければならないものならば、自分は明かにお前達に宣言するが、決してワーデンの職を欲しないのである。我々が萬事を公明にやつて行くことができなければ、自分はこの職には就くまいと思ふのである」と重ねて力を込めて曰つたのである。

彼は、常に彼の胸中に蓄へてゐたもの、即ち受刑者の責任の行使といふことに言ひ及び、受刑者は自分達に委ねらるべかりし責任といふことを常に念頭に有ち、自ら萬事を正しく處理して行くように意を用ひなければならないものである、といふことを懇々と說いたのである。

彼のこの訓話は一齊の喝采を受けて終つたのである。其時からシン・シン・プリズンには新しい日が來たように思はれたのである。そしてこの氣分は今日も尙ほかなり多分に存してゐるのである。オスボーンは、若しこの古いプリズンのワーデンになるとすれば、一つの新しい方針、即ち、受刑者の同意を得てやるといふ方針を自由に腹藏なく宣言してからにしたいと思つてゐたのであるが、其通りに先づ彼の方針を宣言したのである。而して、彼の願つてゐた通りに、受刑者の支持を全く自分のものとしてしまつたのである。飜つてオスボーンが何故にシン・シンにやつて來たかといふ理由を了解するためには、少しく溯つて當時の事情を詳しく語らなければならないのである。彼が過ぐる數ケ月間オーバーンに於て成し遂げた革命的な革新は社會一般の人心に多大の感銘を與へたのである。若しかゝる改革がオーバーンで行はれ得るものとしたら、アメリカの行刑制度の縮圖のように一般から思はれて居つて、しかも現在頻々たる紛擾で惱まされてゐる彼のハドソン河上の古いプリズンに何故に同じ改革が施されないのであらう。と、世間では不思議がつて、新聞紙は筆をそろへて疑問の聲を揚げたのである。で、此の聲に促されて、時の所長はシン・シンの受刑者に數々の特權を許し、團體を作る權利をも與へたのである。しかし、その方法は頗る專斷で、受刑者の努力から生れたものでなく、從つて彼等の責任の引受といふことは十分考慮されてゐなかつたのである。で、彼等の境遇は以前よりは非常に樂にはなつたが、オーバンに於ける受刑者に許された特權の基本的な理由となつてゐた所の、受刑者の判斷力と實行とを發達させるための仕組といふものは彼等に與へられなかつたのである。これが爲めに、間もなく、所長は幾多の困難に遭遇しなければならなくなり、斷えず不正直だといふ非難を受くるに至り、終に職を辭せなければならなくなつたのである。是に於て、同じデモクラット黨であるガヴアーナー（努事）のグリン氏は所長の位地をオスボーンに引受けるようにと申出たのである。

（二）

オスボーンは初めは引受けることを躊躇したのである。彼はオーバーンに於ては殆んど個人の資格といふようなもので職員達と働いてゐたのである。で、今ワーデンたることを承諾すれば、一箇の官吏となるのであるから、全く個人の自由を放棄しなければならなくなるのである。且つまた、彼は、オーバンに次いで革新すべき場所は、シシ・シンではなく、ニューヨークの刑務所の中で、世間では「クロンダイク」だとか「シベリヤ」だとか呼ばれて怖ろしがられてゐたクリントン・プリズンだと思つてゐたのである。このクリントンが管理に困難で、「ロングタイマー」（長期刑者）だの「ライフアー」（終身刑者）だの極めて兇惡な受刑者を收容してゐるので有名なプリズンであるといふ事實は、受刑者の立場からしてもまたオスボーンの立場からしても、更らに進んだプリズン・リホームの實驗をするのに極めて有望なラボレートリー（實驗室）であつたのである。

しかし、州の行刑局長のレーリー判事から是非にと就職を迫まられたので、オスボーンは彼一流のやり方で、オーバーンに於ける受刑者中の最も親しいもの、其中には曾つてシン・シンにゐたことのあるものもあるので、其等を集めて、これこれと事情を明かして、彼等は此事についてどう考へるか、オスボーンが就職を承諾した方がニューヨークに於けるプリズン・リホームのために好いだらうかどうか、といふことを問ふたのである。彼等はこの事について殆んど一日半もかゝつて其是非について彼此と議論を闘はしたのである。オスボーンの就職に贊同するものは、シン・シンにはオスボーンの立場を護つてくれるだけの「古い連中」（old timers）や「しつかりした奴」（square guy）も澤山ゐるから大丈夫だと主張し、反對するものは、後で分明つたのであるが反對したものゝ方が正しかつたのであるが、若しオスボーンが所長になればきつと「してやられる」（sbeing "framed"）虞があると言ひ張つたのである。彼等はニューカマース（新入の受刑者）が面倒を起したり、土地の政黨屋が之に乘じてオスボーンの所長としての位地を危うしようとする手段を見出すのを恐れたのである。最後の投票の結果は十八人が贊成で七人が反對だつたのである。面白いのはオーバーンの所長のチャールス・ラテイガンも亦就職に反對したことで、オスボーンは彼の著書の中にラテイガンの語を引いてゐる、「何故君がシン・シンの所長（ワーデン）の職なんどを考慮しようとするのか、到底自分は了解しがたいのである。ワーデンの仕事が一體全體どんなものであるか、ニューヨークの政情に通じてゐる君にはよく分明かつてゐる筈だ」（註――アメリカではワーデンはガヴアーナーの任命する所で、ガヴアーナーは選擧によつて決するのであるから、州に於ける時々の政情の

變化によりワーデンの仕事は民主共和兩黨の間に獵官の目的物となり、爲めに其地位は頗る不安であるので、かく言ふたのである）

然るに、このオスボーンの就職に關する議論が進行中に、彼は最近にオーバーンからシン・シンに移され曾つてオスボーンの多大の信用を置いてゐたことのあるシン・シンの受刑者の一人から「密造」の電報を受取つたのである。其文に曰く、「ゼヒ就職シテ下サイ、皆貴方ヲ得タガツテイマス、歎願書ガ發送サレルバカリデス」。彼が最後の決斷をするにはこの電報が大いに與つて力があつたのである。十一月の十五日に、オスボーンはシエネクタデイ市で演說をしたが、其時にも、受刑者が彼を欲しがつてゐるなら就職しても可いと語つてゐるのである。これまで極度の壓抑主義で有名であつた行刑施設の長となるために招かれた人からかゝる前例のない條件が持ち出されたので、世間では一齊に嘲笑を浴びせかけたのである。

オスボーンは後になつて彼の著書の中で、「自分は受刑者を知つてゐるためばかりでなく、一製造業者としての經驗から學び得た一つの敎訓、即ち使用人の信用と尊敬とを得るにあらざれば好結果を擧げることはできるものでないといふ一つの枉ぐべからざる眞理を徹底せしめようとしてこの處置に出でたのである」、と曰つてゐる。

彼は受刑者の信用と支持とを得る見込が立ち、其上に州政府の形式的並びに精神的の協力が確實に得られるならば、土地の反對黨の邪魔があつても、二三の不正直なガードがゐてもきつと巧くきり抜けて行けるものと、簡單に考へてゐたのである。大體かう信じてゐた上に、恰も此時新たにガヴアーナーに選まれたチヤールス・ホイツトマンのオスボーンを支持するといふ聲明があつたのである。此人は前きのニューヨーク州の檢事總長で、レパブリカン黨（共和）であつたが、ホイツトマンは、自分はオスボーンの親友で彼の才能には多大の尊敬を拂つてゐるもので、ニューヨークの市民がオスボーンの才と力とを用ひなかつたのを常に惜しんでゐたものである、と言明してゐるとの報が傳はつたのである。しかし、オスボーンは最後の承諾を與へる前に、尙ほ念のためにホイツトマン氏と會見して、彼の協力をたしかめたのである。そして終に一九一四年の十一月の三十日にワーデンの職を引き繼いだのである。

（三）

かくして、オスボーンのワーデンとしての第一日は、食堂へのビヂツト（巡閲）から初まつたのである——玆處では彼は受刑者の朝食を試食したのである。次で、工場、死刑室、それから監房と順次に檢閲したのである。彼はその第一日から糧食、待遇、規律、清潔の諸問題の周到なる研究を初めたのである。其上に、彼はヤード（庭）に出て自由に受刑者の間に入つて行つたのである。到る處に彼は此上もない親しみを以て迎へられたのである。ニューヨーク・タイムス紙は、「過去に於てワーデンの交つてつとは必ずつきものであつた放火もストライキも起らなかつた」と特に書き立てたのである。各新聞社のリポーターは爭つてプリズンに集つて來たのである。オスボーンは喜んで彼等を迎へて、プリズンは何時たりとも社會一般のために開放せられてゐるものであつて、市民の有たる施設の中の出來事を知悉してをくのは州の市民たるもの〻權利である、と言明したのである。

「分明かりきつた事ではあるが、古いプリズン・システムの特色ともいふべき不公平の大部分とはいはないまでも、その多くのものは、プリズンが社會から隔離されて、開放せられない一箇の秘密となつてゐたことから生したのである」、と彼は彼等に告げてゐるのである。

就職後第二日に、オスボーンは前の所長のこしらへた一部の受刑者の團體であるゴールデン・ルール・ブラザーフード（Golden Rule Rratherhood——「己の欲せざる所之を人に施すなかれ」といふキリスト敎の黃金律（ゴールデンルール）をモットーとする友愛團）の常務委員に理事會の會員によつて監督せらるべき受刑者の裁判所（prison court）の構成の案を起草することを求めたのである。オーバンに於ける經驗は、この裁判所が一般受刑者の意志思想のエーゼンシー（機關）として、同時に小さな規則違反で受刑者を罰する責任と手數とを管理當局から解く手段としての大きな價値を有つてゐることを、彼に敎しへてゐたのである。十二月五日には、受刑者の代表者がかんごく規則の變更に關する十五ケ條の要求をワーデンに提出したのである。此等の要求に對して、オスボーンは次の日の六日の日曜日にチヤペル（禮拜堂）で回答を與へたのである。

その日から、古いシン・シン・プリズンの受刑者のために刑務所の管理の新しい規則が始まつたのである。プリズン・ルール（かんごく規則）を變更するための幾ケ條かの要求をなす受刑者の權利を認めるといふこと其事

自身が已に大きな變革であるのに、オスボーンは更らに一歩進んで、大膽にも數時間只だ獨りで手にをへない受刑者達の中に留まつてゐたのである。大きなブリズンのワーデンが法典中のあらゆる重罪を犯してゐる幾百のクリミナルの間に數時間只だ獨りでゐたといふことは、シン・シンの歴史あつて以來、いな恐らくはかんごく行政史あつて以來、これが始めてなのである。彼は腹藏なく議論を闘はすことができるようにガードを退けてしまつたのである。看守の代りに、受刑者の代表者は同じく受刑者から選まれた守衛（sergeant-at-arms）と共に、オスボーンの右手に受刑者に面して坐つてゐたのである。この出來事は單に理窟の上の革命ではなく事實上の革命だつたのである。現に二年にも足らない以前の日には、シン・シンのワーデンにして先づ自分のポケットに彈丸のこまつたピストルを入れずにヤードに出て行つたものは、未だ曾て一人もなかつたのである。この前年には、受刑者は暴動を起して工場に火を放つたのである。しかるに、同じ其ブリズンで、異樣な道具立の中で、今や受刑者は一人前の人間として相會し已等の求むる所について語つてゐるのである。彼等の要求に對して讓歩すべき所は讓歩し、拒絶すべきものは拒絶して、凡て自由に腹藏なく討論が行はれたのである。彼等は自分達の要求の拒まれた理由の說明された時にも喜んで拍手さへしたのである。

受刑者の提出した要求の中で最も重要なものは、

「我等は懲罰の古い仕組を實質的に變更し、並びに審判官たる我々の團體の常務委員が凡ての小さな懲罰事件を處理し、且つ若しできるならば、委員がブリズン・ルール（規則）や團體の規約の違犯に對して科せらるべき懲罰の性質や範圍を決定する權利を與へられんことを要求するものである」

といふ箇條である。

オスボーンは、この要求を許すばかりでなく、彼等の要求以上のものまでも許さうと答へたのである。彼は凡ての懲罰事件を一切受刑者の裁判所に移さうといふのである。しかも、懲罰の當不當に關して爭ひの生じた場合には所長の審判廷に控訴する權利をも與へようといふのである。この所長の審判廷（Warden's Court）といふのは所長と戒護主任（principal keeper）と保健技師（prison physician）とより構成さるゝものなのである。オーバーンでは、逃走、受刑者に對する毆打致死、看守に對する毆打、就業拒絶、ストライキ等に關する裁判は、所長

に留保されてゐたのであるが、シン・シンでは、凡ての懲罰事件は、控訴の權利を有つてゐる第一審の裁判所としての受刑者の裁判所で取扱はるゝことゝなつたのである。彼等はオスボーンの此の處置を喝采を以て迎へたのである。

其他の要求は之に比べるとさ程重要なものではないが、全體として其結果から見ると意義の多い影響の大きなものといへるのである。その要求は次のようなものである。

「最近シン・シンに入れられた活動寫眞は土曜の午後よりもむしろ日曜日に映寫されたし」

「多くの受刑者の家族は普通の勞働日を休むわけにいかないので、接見日は日曜日に定められたし」

「姓名の通信表（correspondence list）に載つてゐない外部のものに書信をなすことを許されたし」

「從來の如く郵便切手を友人及び家族の寄贈に待つの規則を廢して、受刑者自身の領置金を以て通信課より切手を購入することを許可されたきこと」

「日々の新聞紙は直ちに敎誨師の室へ返還を迫らるゝことなく、留め置きを許されたし」

「領置金はいたとへ金錢の送付者の姓名の示されざりしものといへども、これをブリズンの規則にて已に可されたる物品の購入に費消することを許可されたし」

「父子又は兄弟ならざる限り、二人の受刑者を同じ居房（cell）に收容すべからざること。但し父子兄弟といへども特別の要求ありたる場合に限ること」

「雜居は先づ第一に癲癇及心臟病あるもの、不具者及び老齡者に許さるべきこと」

「雜居房及び獨房に於ける燈火は、讀書を欲するものゝために更らに半時間を延長して午後十時まで點燈せられたし」

此等の要求は凡てオスボーンによつて許可されたが、接見室に於けるスクリーンを撤去すること及び日曜日の新聞紙を許可されたいとの要求は拒まれたのである。

以上の特權を許可した代りに、オスボーンは、一層規律を正しくし、掃除を清潔にし、夜中居房に於て喧噪にわたることを愼しみ、尙ほ彼等の要求により活動寫眞が日曜日の午後に映寫さるゝことになつたのであるから、土曜日の午後の作業時間を延長することを受刑者に求め、更らに、ブリズンのガード（看守）と選出された受刑者の役員との間の協力一致に努むべきことを切に受刑

者に訴へたのである。會議は靜かに愉快に終つて、其日は何の規則違犯も報告せられなかつたのである。此等の受刑者の要求はいづれも皆小さな事柄ではあつたが、プリズンの中ではかういふ小さな事柄が重きをなすのであつて、かゝる小さな事柄が受刑者の生存の意義、延いてはその性格を決定してしまふほどに、プリズン・ライフ（生活）といふものは單調で束縛されてゐるのである。

魔法ででもあつたように、忽ちにしてシン・シンの氣圍氣は變化してしまつたのである。久しい間の疑惑と恐怖は漸次消えてしまつて、刑務官と受刑者との間に相互に好意といふようなものが示さるゝに至つたのである。クリスマスが近いた時に、此等の新しい感化の力ははつきり現はれて來て、そのプリズンの歷史あつて以來、シン・シンは初めてクリスマスを樂しく迎へたのである。

（つづく）

全國二萬人の 方面委員が團結

救護法實施のため

全國の方面委員代表百五十名は、十七日午前九時から日比谷市政會館に集合し、救護法案通過後最初の會議を開いた。死力を盡した同案が曲りなりにも今議會を通過し、實施されることになつたので、當日は首相、內相、藏相、貴族院、政民兩黨等歷訪御禮廻りをすまして、會議に入り今後救護施行の際何かの場合に、一同の結束をはかるべく、全日本方面委員聯盟を組織して、二萬人の方面委員の團結を實現することとなつた。一方救護法の實施は來年一月からであるが、內務省社會局保護課が中心となつて、近く救護を要する人々の詳密な調査を行ふ筈である。

行刑小話

玖波文一郎

若い巡閲官

（一）

巡閲官といふと大抵は大官で刑務所の役人はビリビリするものだと聞いて居た。小河滋次郎さんが巡閲官のときは窓ぎわを白い手巾でふいて見て、ほこりでも見つからうものなら頭から湯氣が立つほどどなられたものださうだ。なにしろ巡閲官は司法大臣の名代なのだからすさまじい。

大玄關の前に看守諸君や幹部の面々が整列して居る中を車で横揚な挨拶をしながら行かねば格がさがるので巡閲官の頭ははげ頭か白髪頭に限る。答禮も手の先を帽子のてつぺんにちよいとふれる位なところが恰度いい。

ところがどうだ今度の巡閲官は未だ口邊に黃色いものがついて居るではないか。學生生活を巢立つて高等官になつたばかりで、未だやつと二年しかたたない彼なのだ。はげ頭でも白髪頭でもないいが栗の茄子頭の所有者なのだ。どう見たつて巡閲官たるの資格はない彼だ。

だが茄子頭でこそあれ、いつぱしの彼は論じ、彼は批判し行刑を百年もやつて居るやうな顏付をするではないか。彼は老典獄をつかまへると松島事件（遊廓事件ではない、巡査と兵隊の喧嘩の事件）で堀川監獄にかがんだ釋放後の名典獄永田君の話や佐賀の監獄で同囚に歌はされた後の名典獄野口老の話を持ち出した。彼は若い典獄にあふと外國行刑の話で煙にまこうとかかつた。その筈だ彼は朝から晩まで刑務協會で協會雜誌の第一號から讀み始めて話のたねをあさつて居るんだもの。

その彼が玆に光榮ある巡閲官を命ぜられたのである。さあ彼は弱つた貧乏な彼は未だモーニングといふものを持ち合せて居ない。司法官試補のときに小倉袴と紺絣を着て出勤するので所長にどなられた彼だ。モーニングどころではない。そこで彼は速成の「行刑と洋服との關係」を考へ出して曰く「行刑は人と人との關係なのだ、よろしく巡閲官は囚人の師表たらざるべからず」と。彼は茄子頭に鐵條眼鏡をかけた。眞白な綿

ボプリンのつめ襟を着て隨行に守れて東京驛を西に向つて出發したのである。

二等車に納まりはしたものの時々隨行の旦君が世話をして呉れるので彼は悲鳴を擧げ出した。故あるかな金椽眼鏡をかけて薄い鼠色の背廣を着て堂々たる體軀を所有する絶好の紳士旦君が、世話をすることによつて茄子頭は竟に元の大學生に還元されて了つたからである。旦君は彼の兄さんで彼は今將に夏休暇に歸省をいそぐ一介の貧乏書生になりはてて了つたからである。

(二)

汽車は目的地に近付いた。旦君の話によるとあと二時間ださうである。O驛につくとサーベルをガチヤガチヤさせて數人の人々が押し寄せた。彼は來たなと思つたが、雜踏の驛頭に見入つて居た。サーベルとも

は旦君のところに行つて大いに外交をやつて居るではないか。

竟に發覺。茄子頭の巡閲官は乘客の中でまた役人に還元された。所長が、搬んで來たビールを飲ませようとする。果物をむいて呉れる。乘客の視線は集まる。こんなことなら友達の金椽を借りて呉ればよかつたと彼は今更ながら後悔したのである。僕は酒はきらひですと彼は叫んだ。そしてついで呉れたビールを窓から捨てて了つた。はげ頭の巡閲官がかうしたのならその行動は所長の神經を刺戟したであらうが、彼の頭は茄子なのだ。飜弄されながら一行はF驛につく。

夜は宴會だ。彼はH君と逃走術の研究を遂げて置いたので所長をまくことが出來た。

翌朝から巡閲の開始だ。巡閲虎の卷を暗記して居る彼の檢査は中々皮肉だ。小河さんの巡閲ぶりを聞いて居る彼も、ともすれば大官の眞似をしたがる。この獨房を開けて見て下さいと彼は要求する。こんな落書はけづつて置かないといけませんねと彼は老練家の眞似をする。

銃丸はどこにしまつてありますかねと彼はたづねる。拳銃をこんなところに藏つては囚人に窃まれると責任がもち上りますよ、なぞと一通り行刑家らしい。あとで戒護主任は笑つて居るかも知れない。

巡閲官殿情願をお聽きになる時看守を立會はしましようかといはれていが栗巡閲官大いに逡巡はしたものことはつた。情願は立會があつては遠慮でなにも言へなくなりますからねと理由を付けた。

いが栗頭だが彼若き巡閲官の頭にはとげはない。彼の頭の中はむしろもやしの如くもえて居る。情願者に

じゆん〳〵ととく彼の眼には時に涙があり、ときに熱にかゞやく光がある。情願者はいつも若き巡閲官の熱情になやまされて情願はすらすらと運ぶ。やつぱり行刑は權力よりも熱だなあとその夜若き巡閲官は旦君にささやいたことであつた。

(三)

彼の一行はN刑務所に移つた。その典獄は有名な永田君である。彼と永田君との年の差には三十五のひらきがあつた。しかし昔を語る點に於て彼は永田君に伍し得た。

永田君は變り種だ。一例を擧げると永田君の部屋に永田君を呼びつける爲めの呼鈴があるではないか。彼は此の役所には典獄を呼び付ける奴がありますかねと訊ねると永田君は看守がおいどんを呼び付けますよといふ。永田君のいふとは一々振つて居る。玆波さんどうせ典獄は遊んで居るのでがすが看守はいつもいそがしい。遊んでる奴がいそがしい奴を呼び付けるのは矛盾でごわすからおいどんは看守に呼ばれてやるのちやといふ。成程遊んでる奴に限つてベルをよけいにならすもんだ。僕の今日にかへりみて先づさうだ、お客と話をする時に限つてお茶の爲に給仕を呼び付ける。給仕に對するベルの數とお茶の數とはどこの役所でも先づ正比例するものと見ていいもの だ。永田君は中々話せる男だ。

翌朝五時僕は旦君と相談してまだ朝まだきに刑務所を襲撃して、自慢屋の永田君の鼻毛を抜いてやる積りだ。

ところがどうだ。永田君と戒護主任のK君はちやんと出て居るではないか。しまつたと思ふと永田君は矢嘴早にやつた。おいのところはいつも朝五時から出動して精勵の範を垂れて居るのだといふ。僕はその言葉の裏においどんは二十八、九のいが栗頭に喰はされるやうなへまではないよといふ意味のあることが今でもくやしい。

なんとかして永田君をやつつけねば僕の蟲が納まらぬ。K町の支所の出來事だ。永田君と僕とは連れだつて支所長に案内させた。その支所長がいやにいばつて居る奴なので僕は裏面々々と見て廻つた。何もない。屏禁室に來た。僕は支所長此處をあけて下さいといふ。何もありませんよと支所長は僕を馬鹿にするではないか。いいから開けて下さい。あつた、あつた便器が一つそのままあるではないか。しめつ！

そのふたを取つて下さい。驚くではないかそのふたをとると數ケ月來腐敗しきつた糞尿がそのままあるではないか。僕は大いに得意になつた

傳染病はかやうな不注意から始まりますよと。永田君はほんとでがすとも。いやいつもは注意して居るのですがこれは面目ごわせんといふ。いややつぱりえらい人間にもぬけめはあるものだ。逃走や自殺がたへきらぬのもそこが原因だと玖波先生大いに自省する。

（四）

永田君にかき廻され老大家に敬服しつつ若き巡閲官は高等學校時代を聯想し得る點々たる小島、松島に似た盆景的海の景氣にあこがれつゝM刑務所にうつる。

そこは有名な地底勞働の行はるるところ。典獄は温厚重口の清水君である。永田君の覇氣に對し清水君は何んだか孔夫子の感じのする人だ。何を話してもニコツとするだけが氏の全部である。そこに刑務官としての重味がありさうだ。

僕は清水君の假釋放者に對する應接をのぞき見た。これだ、眞の人と人との關係は。釋放者が典獄の前に出る。彼は直立不動である。清水君はだまつてジーツと相手を見て居る。そのうちに君はえもいはれぬ微笑をもらすとだまつて假釋放證票を手渡した。彼は泣いた。清水君言はず。まるで活人畫だ。

僕は不言の雄辯といふやつを清水君にまなんだ。豪い、清水君は僕の知れる唯一の名典獄だ。こんなんが十人居たら嘸日本行刑は結果が得られるであらうと思つた。

僕にはもう巡閲の氣力がない。巡閲官の權力も、巡閲の效果を擧げたい功名心ももう僕にはない。僕は只清水君に學ぶのみである。

僕は清水君につれられてそこの囚人の働いて居る炭坑に這入る。たてに坑二千尺、カンテラをともして暗路をたどる。老功ではあるが暗い路を先頭に立つだけに禿頭の清水君が天井にぶつつかるが、清水君は決して一言を發しない。たしかに君は立派な豪傑だ。坑内の囚人は褌もして居ない。ラムネを飲んで居る菓子を食べて居る。矢張時々落盤にやられる虞があるだけに御馳走は食へる。

感化上よくありませんねと清水君にたづねると只ニヤツとするだけだ。そのニヤツが千萬無量の味である。巡閲官はたしかに此の話すことを忘れた無言の典獄に無言の中にあやつられるのみである。

しやべる典獄はやはり駄目だ。僕が典獄になつたらしやべることを止めよう。無言は人を支配する。

かくて若き巡閲官は巡閲に代ふるに典獄學を學んで都に引上げた。彼のいが栗頭の中には人格は行刑の基調なりといふ基本觀念が如實に此の時に植付けられたのである。

犯罪現場指紋調査に就て

仁科正次

犯罪現場の存置には特別な注意が必要である。何人も係官の出張のあるまでは濫りに其の現場に手を觸れてはならない。判檢事又は所轄警察官の臨檢迄其儘の狀態に現場を維持して置ねばならぬ。

犯罪現場には犯人が如何にして侵入し如何な方法を以て、しかも如何なる狀態の下に犯行し、如何にして逃走したか又犯行の目的は奈邊に存するか、之を推測せしめ或は的確に夫れを證明し得る何等かの資料が存置してゐるかどうか。それ等の難問は言ふまでもなく犯罪現場によつて解決することが出來るのである。だから現場を目茶苦茶に掻き廻して、肝腎の指跡や其の他の證據資料を壞はし、犯罪捜査に支障を生ぜないやうに注意をせねばならぬのである。犯罪現場にある事物は犯罪と直接又は間接に關係のあるものと、全然否ちざるものとある。即ち犯人が物色した形跡のあるものには指紋なり足紋なりが犯行の動作により其の觸れた物體に附著して居るのである。例令肉眼で見へなくとも、對照可能の指紋を印象せる物體があるから特に其の邊を考慮して臨場をしなければならぬのである。

卸說犯罪現場に犯人の指紋が遺留されてあつたときはこれが犯人檢擧の唯一の武器として使用されるのである。かやうな指紋を犯罪現場指紋といふのである。

去る昭和四年の臨時議會の問題になつた、第一世說數强盜かの帝都を聽慄せしめた盜妻木松吉は東京府下板橋町字上板橋白米商方に遺留されてあつた現場指紋から犯人逮捕の實を擧げ帝都の不安を一掃せしめたのである。これによつて犯罪現場指紋が偉大な效果のあることを三歲の兒童も知るやうになつたのである。

犯罪指紋の說明に就ては刑政第四十三卷十一月號に登載してあるから之を省く

抑々犯人各異の指紋を犯罪現場に應用することは、犯罪檢擧の上に少くとも時間と勞力と經費との空費を防止し且其の效果を偉大ならしむる、最も確實な上に進歩せる科學的捜査機關の一となつた。

例令ば犯罪嫌疑者であつて若し犯罪現場で採取した指紋と同一の指紋があつた場合は、最早嫌疑者でなく犯罪實行者であることが明確となり、又之に反して犯罪現場にあつた指紋が果して犯人の指紋と確定した以上は、一時嫌疑者と認めたものゝ、指紋と對照の上共犯者でなければ直ちに其の當否を決定することが出來るのである。

犯罪現場指紋から七十七名の犯人を檢擧した實例を事件別として見れば、竊盜四十九人、强盜八人、殺人强盜二人、放火未遂二人、殺人未遂二人、强盜殺人一人、强姦致傷一人、放火强盜一人、竊盜及禮拜所に關す一人、虚僞强盜一人、虚

僞の盜難一人、强盜强姦未遂一人、竊盜橫領一人、竊盜及强盜未遂一人、毀宅侵入一人、建造物損壞一人、盜難虛僞の届出一人、官文書毀棄誣告及竊盜一人、文書僞造行使脅迫一人である。又現場に現はれた指紋を物體から區別して見れば、金庫（大部分手提金庫）から二十一件、箪笥の抽斗から六件、電球を捻つたから十件、揮發油を入れた壜から二件、喰ひ荒した壜から二件、破れた硝子板から十一件、飲んだこつぷから二件、裝飾鏡から兒器橫槌の柄から、自動車の橫の硝子から、提灯の塗鉢から、机の抽斗から、日本刀の鞘から、雜誌の表紙から、柳行李の塗枠から、投書した用箋から、屋根板棧（土藏破）から、硯箱の蓋から、破壞された玩具の貯金函から、電球の笠から社殿の扉から、卷煙草入から、漆塗文具箱蓋から、障子の腰板棧から、投書に押した拇印から各一件宛である。又現場指紋を現出させた藥品別として見ると、アルミニユーム粉末から五十七件、硝酸銀溶液から十一件、白亜から二件、ストンベーターから一件、拇印から二件である。

現場指紋から犯人を檢擧した七十七件の實例を悉く載せることは紙數に限りがあるので、其の中の三件丈を掲げて諸彦の參考に供し餘は他日にゆづる。

(1) 日本刀の鞘に遺留せる三箇の指紋から

事件　强盜殺人

犯罪事實

犯人は長野縣某所の金貸業某を殺害して金品を强奪しようと意を決し、昭和二年六月十二日の午前八時三十分金貸家の表入口から侵入した。之を見た家主は直ぐ逃げやうとしたが犯人は同家にあつた刃渡一尺五寸の黒塗の鞘の日本刀を取り鞘を拂つて斬り付けた。家主は後頭部を唯一刀で割られたので、一言を發する暇もなく即死した。犯人は側にあつた新聞紙で刀身を拭ひ、鞘に納めて元の所に置き箪笥を搜して木綿絣財布の中から現金入皮製葢口を奪つて立ち去つた。

指紋の狀況と利用の經過

現場に臨檢したとき、犯行に使用された黒鞘日本刀の鞘の下げ緒環際に指紋が殘つて居つたので、之にアルミニユームの粉末を撒布して見た處が三個の指紋が現はれた。其の內二箇は不鮮明で用に立たなかつたが、一箇は締狀紋で其の紋樣も明かであつたから之をブラツクゼラチン紙に轉寫して保存した。一面被疑者を檢擧して指紋を對照して見ると遺留指紋は犯人の左手中指であることが明瞭となり犯行を自認した。

(2) 投書に押した拇印から足がつく

事件　文書僞造行使脅迫

犯罪事實

犯人は官吏として勤務中、職務上自己の希望が容れられなかつた事が多かつたので不滿を抱き、これは上官が自己を疎外する爲であると邪推し、深く之を恨んでゐたが、其の報復の手段として其の上官に職務上の失態を來たさせ、其の地位に在ることを得ない樣にする爲、大正十四年十一月から昭和二年四月迄の間、犯意を繼續して數度に亙り、上官の責に歸すべき幾多の事故があるらしく事實を捏造し文書を書いて某大臣と、某縣知事に宛て、他人の名義で投書した。又上官を畏怖させ辭職させる目的で、爆彈や拳銃で殺害すると云ふやうな脅迫狀を送つたのであつた。

指紋の狀況と利用の經過

某縣知事宛の投書中に名義者として某生と書いた下に數箇の指紋を重ねて押捺してあつたが、一見雜沓の樣で鮮明を缺いてゐた。然しそれを寫眞に擴大して鑑定すると右側下部から起つた指頭隆線が左方の上部へ斜に走り、再び元の方に逆流して居る蹄狀線六箇あるを認め、各特徴によつて分類した結果それは二種の指紋だと云ふことが明かとなつた。

玆で投書の消印により其の郵便局管內の容疑者の中で、其の指紋に似寄つた紋樣の者全部の指紋を採取して對照した處某の右手示指及中指の指紋と符合し、然も二指を通じて同一特徴の多々あることを發見したから、同人を引致して取調べた所犯罪事實の總てを自供した。

(3) 箪笥抽斗の內面の四箇の指紋から

事件　强盜

犯罪事實

香川縣某所の料理店某方へ昭和二年七月三十一日午前二時三十分頃、表の小窓から一人の賊が侵入し料理場から出couple庖丁を携へ店の間を通りぬけ、夫婦が蚊帳を吊つて就寢して居る六疊間に入り、その橫側にあつた箪笥の抽斗から金員を竊取した上、諸所を物色したが何物をも得られなかつたので、蚊帳の外から夫の方を蹴り起し、『金を出せ』と脅迫したが「金は今日の賣上金が二圓位あるばかりで外にはない」と云ふと賊は夫の左手環指に嵌めて居た手打純金四匁五分五厘の指輪を見付け、それを强奪した上、侵入した所から逃走したといふ事件であつた。

指紋の狀況と利用の經過

某縣知事宛の投書中に名義者として某生と書いた下に數箇の指紋を重ねて押捺してあつたが、一見雜沓の樣で鮮明を缺いてゐた。然しそれを寫眞に擴大して鑑定すると右側下部から起つた指頭隆線が左方の上部へ斜に走り、再び元の方に逆流して居る蹄狀線六箇あるを認め、各特徴によつて分類した結果それは二種の指紋だと云ふことが明かとなつた。

玆で投書の消印により其の郵便局管內の容疑者の中で、其の指紋に似寄つた紋樣の者全部の指紋を採取して對照した處某の右手示指及中指の指紋と符合し、然も二指を通じて同一特徴の多々あることを發見したから、同人を引致して取調べた所犯罪事實の總てを自供した。

(3) 箪笥抽斗の內面の四箇の指紋から

事件　强盜

犯罪事實

香川縣某所の料理店某方へ昭和二年七月三十一日午前二時三十分頃、表の小窓から一人の賊が侵入し料理場から出couple庖丁を携へ店の間を通りぬけ、夫婦が蚊帳を吊つて就寢して居る六疊間に入り、その橫側にあつた箪笥の抽斗から金員を竊取した上、諸所を物色したが何物をも得られなかつたので、蚊帳の外から夫の方を蹴り起し、『金を出せ』と脅迫したが「金は今日の賣上金が二圓位あるばかりで外にはない」と云ふと賊は夫の左手環指に嵌めて居た手打純金四匁五分五厘の指輪を見付け、それを强奪した上、侵入した所から逃走したといふ事件であつた。

指紋の狀況と利用の經過

臨檢してみると、夫婦の寢室にあつた箪笥の下の抽斗に、外面に一箇內面に四箇の指紋が殘つてゐた。そのうち內面のものは不鮮明で對照することが出來なかつたが、外面のものは比較的鮮明であつて右手拇指と認められるものは其の價が八てあつた。

一方非常手配の爲に某所に張込んで居た某署員は午前五時頃一人の不審者を發見して本署に引致した。そこで何か證據になる樣なものはないかと色々取調べて見たが、一向それらしい品物を發見しないので、本人の指紋をとり、爰に保存して置いた現場指紋と對照した所　其の特徴が全く一致したので、此事實を追窮した爲、遂に包み切れず其の犯行を自白したのであつた。（了）

全國刑務所の沿革 (三)

◎横濱刑務所

横濱刑務所は遠く安政二年、徳川幕府が伊豆下田を開港當時、同地に囚獄を設置し、越えて同六年横濱開港と共に、横濱市戸部へ移轉して戸部牢屋敷と改稱したが、これをその起源とする。其後明治四年廢藩置縣の結果、神奈川縣の所管となり爾來警察に繋屬したるを、明治十四年初めて分離し、同二十三年四月神奈川縣監獄署と改稱した。

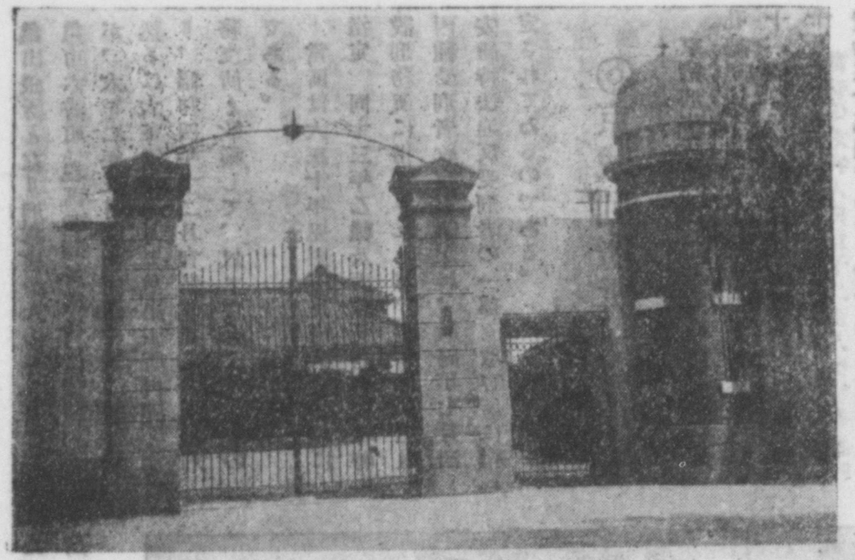
其後、囚員の增加、獄則の改正に伴ひ屢次增築變改を經たが、由來戸部の地は高低甚しく四隣は民屋に接近し、加ふるに條約改正に伴ひ、治外法權の徹廢は外人の出入を旺んならしむべく豫期され、玆に移轉の議が可決せられて、久良郡根岸村に新築工事を起し、同三十二年竣工して同所に移轉した。

次で同三十六年四月、官制改正と共に司法省の直轄となり横濱監獄と改稱、大正十一年十月十四日の官制改正に依り横濱刑務所と改稱されたが、偶々大正十二年九月の大震災に遭ひ建造物全部は鳥有に歸し、一時應急假設の設備を爲したが大正十二年十二月横濱市中區笹下町に地を卜し復舊工事を開始し、工事進捗に伴ひ昭和二年十一月根岸町の假設物を整理し拘置場及び女區を遷し他を全部笹下町に移し、更に同年九月一日根岸町の拘置場及女區を廢し本所に合併したが、未だ工事は未完成であつて、全部の完成を見るは昭和八年度の豫定である。

總坪數は廳舍敷地二萬七千三百三十七坪、耕地五千七百二十一坪、雜居房千〇九十五平方米、獨居房九百七十六平方米、工場一千二百八十平方米檢身場及浴場六十六平方米、食堂二百八十平方米炊所六百三十七平方米、倉庫五百十五平方米あり、いづれも鐵筋コンクリート造り、事務所及附屬物、雜居房、工場(四十一平方米)は假設の木造である大震災のため記錄燒失し初代所長の氏名は不明であるが、明治二十三年四月神奈川縣監獄署當時は小泉保直氏、同三十六年四月横濱監獄當時は有馬四郎助氏であつた。

◎高松刑務所

高松刑務所は維新當時は高松藩東町奉行所構內(現鶴屋町琴常小學校敷地)に在つて牢屋敷と稱し、揚屋、平民牢の二部に區別してゐた。其後廢藩置縣の際高松縣の管理となり、明治四年新置の香川縣聽訴課の管理に屬し、囚獄(未決)徒刑場(既決)の二部を置いたが、明治五年二月高松市內町高松城の西手(現縣公會堂敷地)に移轉し、同六年八月名東縣の管轄に屬し徒刑囚を德島徒刑場に移し、囚獄の一部に徒刑場を設け既決囚を拘禁する事になり、同年八月徒刑場を懲役場と改稱、同九年九月香川縣を廢し愛媛縣の主管に屬し高松假出張所と稱したが、同年十一月高松懲役場囚獄と改稱、次いで同十年十二月高松監獄、同十四年五月高松監獄支署、同十五年十月高松監獄署、二十年八月高松監獄と屬々其の名稱を改めた。同二十一年十二月愛媛縣の管理を離れ、再置の香川縣に隷屬して香川縣監獄署と稱したが、同三十年高松港修築に當り、監獄が恰も築港の埠頭に位置するを以て監獄移轉の議が起り、同年現在の地に新築着工、同三十一年竣工移轉した。而して同三十六年司法省の直轄となり高松監獄と改稱、大正十一年十月の官制によつて高松刑務所と改稱して現在に至つてゐる。



(高松刑務所)

總坪數は二萬三千六百七十坪、建坪數は四千五百四十六坪五合あり、木造平家建瓦葺及鐵筋コンクリート(一棟)である、初代所長は山本貫三氏であつた。

◎丸龜刑務支所

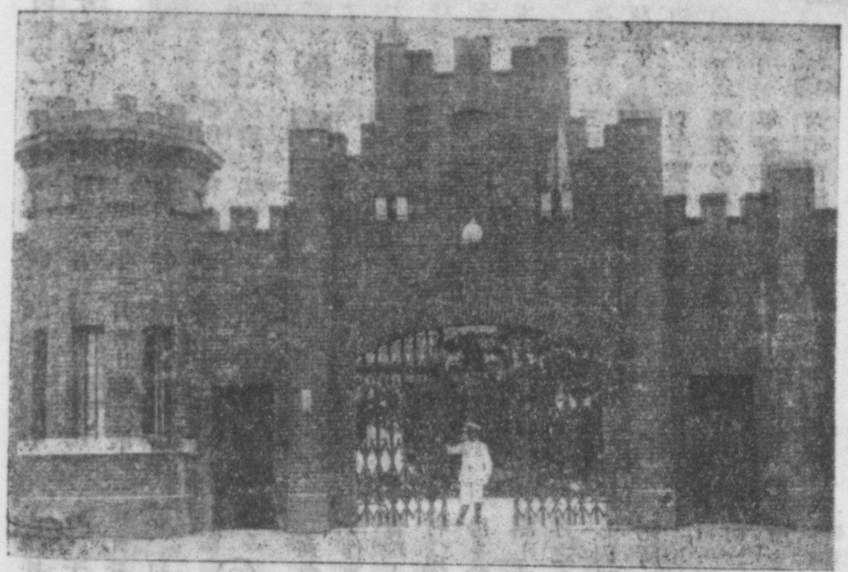
丸龜刑務支所は藩政の頃丸龜市風袋町字作事長屋に在り、廢藩置縣後丸龜縣の管理となつた。これより前仲多度郡琴平村(現在琴平町)及鹽飽本島に各一個の監房を設置ありて、當時一名之を三角牢と稱し有名な監房であつたが、明治七年三月之を合併して多度津町多聞院內に設置し囚獄所と改稱した。同十年三月治安裁判所を多度津町から丸龜市に移轉と同時に、囚獄所も丸龜市壘屋町(現在の通り町)へ移轉したが、同十三年十二月囚獄所を丸龜監獄と改め北平町(今の新堀)に移轉、同十五年二月丸龜監獄署と改稱して御供所町に移つた、同三十六年四月司法省の直轄となり高松監獄丸龜分監と改稱、同三十八年四月分監廢止高松監獄丸

龜出張所となり刑事被告人のみ拘禁、丸龜市六番町（現區裁判所構内）に移轉したが、大正二年五月廢止閉鎖するに至つた然るに大正三年五月丸龜出張所再置となり、昭和四年十二月官制改正にて丸龜刑務支所と改稱して、以て現今に及ぶものである。

當所は大正十年兇惡不良囚收容監獄に指定、同十三年乙種及丙種受刑者收容特設刑務所に指定されたが、昭和五年三月丙種受刑者收容を解かれ、尚同年七月治安維持法違反受刑者の一部を收容所に指定されてゐるのである。

◎京城刑務所

京城刑務所は朝鮮京畿道高陽郡龍江面孔德里に在る。大正元年朝鮮總督府令第十一號に依り設置せられたもので、同年十月工事竣工と共に開廳した。其の工事費約三十萬圓であつた。當時は京城監獄と稱したが、大正十二年五月朝鮮總督府令第七十二號に依り京城刑務所と改稱した。此の刑務所の位と龜を異にしてゐる所は全鮮刑務所に於ける既決囚にして長刑期囚のみの收容である。



（京城刑務所）

開廳以來大正十一年十一月炊場の火災に遭ひて其の改築を行ひ、同十三年三月には醫務係室の改築移轉を行つた。同年十一月外圍板塀を煉瓦塀に改め、昭和三年度に於ては廳舍各事務室の模樣替並に修繕等を行ひ、狹隘を告げてゐた事務室も之に依つて整頓し、且つ大に面目を改めるに至つた。

所管地總坪數實に十五萬五千八百五十二坪余あるが、此の內敷地坪數は一萬八千七百十五坪建坪數は五千六十餘坪、煉瓦工場一萬三千七百七十二坪、其他は附屬耕地である。建築は木造ではあるが構造は堅牢であり、規模も亦大である。收容舍は四翼扇面形で各工場に接續してゐる。其の中一翼は獨居房で四十八房を設け、當時に在つては內

容比較的完備し、全鮮刑務所中に冠たるの稱があつた。而して初代所長として三井久陽氏が任ぜられた。

當時の收容人員は千二百人で、各地刑務所に拘禁しる長刑期囚のみを移送集禁して來たが、大正八年騷擾事件勃發に依り、全鮮に於ける收容者は遽に激增し、各刑務所は拘禁過度となつたので、之が緩和の必要上短期囚をも移送を受けて收容した。大正十三年法務局長通牒を以て收容區分が改正せられ、開城法院支廳の判決確定者並に京城、平壤兩覆審法院管內の各刑務所に收容する無期及び十年以上の受刑者（大田刑務所を除く）を集禁することに定められた。

當所に於ける作業中大規模を有するものは抄紙工、竹パイプ工及び煉瓦工であつて、抄紙工は丸網式ヤンキー型抄紙機及び叩解機を設備し、五十馬力と二十五馬力の電動機並に汽罐汽機二基を備へ、一日優に半紙及び塵紙に於いて三百締乃至四百締以上の生産を爲しつゝある。煉瓦工は電動機七十五馬力を用ひ、平均煉瓦生地一日二萬五千個を切出す能力を有してゐる。竹パイプ工は十馬力の動力を用ひ、鮮內消費者に需給の專賣局煙草に使用する一ヶ年約五千萬本の製作を爲しつゝある。

附記

大正元年當所開廳と同時に永登分監が附設せられたが、之は大正九年本監に昇格し獨立した。其後同十三年行政整理に依つて廢止された。また大正十一年に開城分監が附設せられたが、大正十二年官制改正に伴ひ本監に昇格した。現今の開城少年刑務所が即ち之である。

◎秋田刑務所

秋田刑務所は舊藩中秋田花立町に置かれた獄舍をその起源とし、明治四年廢藩置縣の後、秋田市街に左記四個の獄舍を置き、秋田縣聽訴課の管理に屬した。

獄舍　放火及び賣貨僞造犯等を拘禁する所であつて秋田花立町に置く

監倉　窃盜其他破廉恥罪等を犯した者を拘禁する所であつて秋田土手長町元町に置く

北舍　鬪毆傷害等の如き犯罪者を拘禁する所であつて舊城內二ノ丸に置く

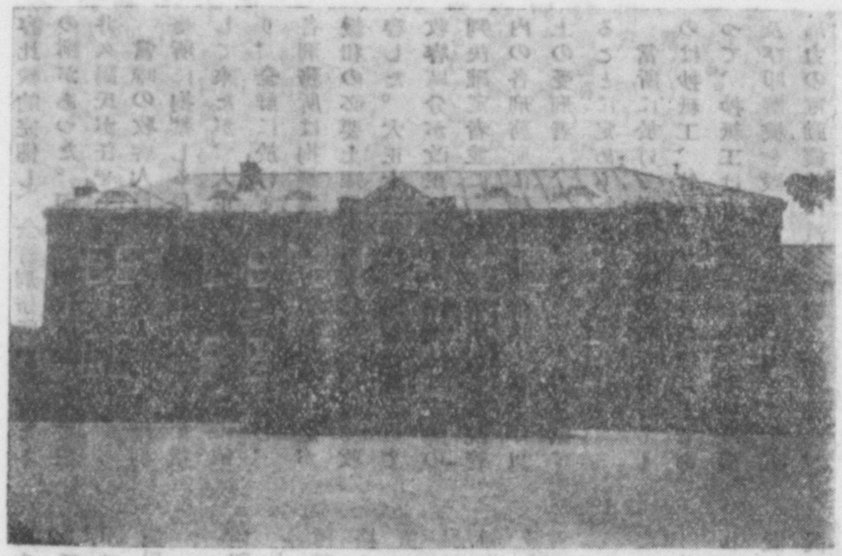
南舍　犯罪嫌疑者を一時留置する所であつて秋田土手長町上丁監倉隣地に置く

この外、尙徒刑場を南秋田郡檜山村の內岩取場に設けた。

明治五年南舍を廢して保管宿を市街旅人宿營業人に命じ監倉、北舍、獄舍、徒刑場を廢して第一未決監を秋田西根小屋町に、第二未決監を秋田土手長町上丁監倉跡に、既決監を秋田土手長町元監倉の北隣に置くやうになつたが、同六年第二未決監を第一未決監に合併して、之を秋田未決監と稱するに至つた。明治八年秋田縣第四課囚獄掛の管理に屬し、同九年三月第四課を廢し警察所を置くに及んで之が管理に屬し、同十年七月中保管宿を廢して、保管所を未決構內に設け、同十一年一月未決、既決の兩監を秋田縣監獄署

と改稱した。

明治十二年九月一日午後九時三十分監獄棟内既決監から出火し、既決監一棟を焼失したが、火勢猛烈を極め危險の迫るに及んで囚徒を解放して消火に従事せしめたところ、能く規則を遵守し消防に奮勵した。依つて就中功勞著しき者に對しては同年中本罪二等同減一等の特典を許せしめた。



（秋田刑務所）

斯くて明治十三年七月既決監の新築工事は成り、同十四年六月秋田縣監獄本署と改稱された同十九年四月未決監を秋田長野町に新設して之を監獄本署と稱することになり、從來長町にあつたものを監獄本署既決監と稱した。同年八月地方官々制に依り秋田縣第二部に監獄課を置き監獄本署を單に秋田監獄と稱することになつた。

明治二十九年監獄所在地たる秋田市長野町は步兵第十七聯隊敷地に指定せられたるを以て、拘置監を南秋田郡川尻村に移轉のことに決定し、同三十年三月移轉した。同三十六年三月監獄官制公布、四月より司法省所管となり秋田監獄と改稱、長町既決監を長町出張所と改めた。

明治四十年六月愈々新築工事に着手、同四十四年六月落成し、同時に舊廳舍より新廳舍に移轉し、長町出張所を廢した之れ即ち現在の秋田刑務所である。大正十一年十月の官制改正に依り秋田刑務所と改稱同十五年四月刑務所所在地なる川尻村は秋田市に編入せられ秋田市川尻町と稱せらるることになつた。

當所の總坪數は二萬五千六百三十八坪七合、之を細別すれば刑務所敷地一萬五千七百十八坪、官舍敷地二千八百五十七坪七合五勺、耕耘地六千九百六坪九合五勺、墓地が百五十六坪である。建物は木造二千百三十三坪（官舍五百五十八坪を含む）煉瓦造千八百三十坪、二階建坪二百七十六坪（木造二十四坪、煉瓦造二百五十二坪）である。即ち事務室、舍房は其の大部分煉瓦造で、工場は木造である

外塀は煉瓦塀を以て圍繞されてゐる。

當所の初代所長は副典獄心得高北患吾氏であつた、

◎大館刑務支所

大館刑務支所は明治三十二年四月北秋田郡大館町に、最初大館監獄支所として設置されたが、同三十六年四月支署を廢し出張所となり、同四十一年三月分監に而して大正十一年の官制改正に依り秋田刑務所大館支所と改稱され、同十五年十二月整理刑務所縮少に依り大館區裁判所構内に縮少移築し、昭和四年十二月の官制改正にて現在の大館刑務支所となつたものである。

◎大曲刑務支所

明治十年五月仙北郡大曲町に未決監を設置したが、之が大曲刑務支所の起源である。翌十一年一月大曲監獄分監と稱し同十四年六月大曲監獄支署と改稱、同二十三年地方官制改正に依り秋田縣大曲監獄支署と改めた。同二十四年建造物腐朽且つ狹隘を告げて改築し、同三十六年監獄官制改正に依り秋田監大曲分監と改稱大正十一年十月の官制にて秋田刑務所大曲支所となり、同十三年十二月秋田刑務所大曲出張所と改稱、同十五年十二月整理刑務所縮少に依り大曲區裁判所構内に縮少移築した。昭和四年十二月の官制によつて現在の大曲刑務支所と改稱するに至つた。

◎横手刑務支所

明治四十二年平鹿郡横手町に横手分監を設置、大正十一年秋田監獄横手分監となり、同十三年十二月出張所に改め、大正十五年十二月整理刑務所縮少に伴ひ、現在の儘縮少改築したが、昭和四年五月二十一日限り閉鎖するに至つた。

附記

まる三月三十一日の官制改正を以て、山形刑務所及び同所所轄の米澤刑務支所、鶴岡刑務支所、酒田刑務支所は共に四月一日から秋田刑務所の所轄となつた。



『刑政』改題十周年記念懸賞論文當選發表

第一部

壹等　名古屋　作業技師　原　三郎

貳等　川越少年　作業技師　岸野春一

參等　新潟　看守長　梶間織次郎
　　京都　仝　高田苗治
　　西大門　仝　和田義一
　　小菅　仝　福山福太郎
　　川越少年　仝　布施寛三
　　秋田　敎誨師　瓜生義淳

選外佳作　札幌　敎誨師　不二井伏雷
　　小菅　作業技手　大河内恭三郎
　　長崎　看守長　是松卓太

第二部

壹等　小菅　看守長　吉田益雄
　　豊多摩　看守部長　小室利一
　　青森　仝　小泉泰衛

參等　鹿兒島　看守　永田國雄
　　宮城　仝　照井明次郎
　　青森　看守部長　川村卓郎
　　小菅　仝　横山和義
　　福島　仝　佐藤宗助
　　松山　看守　山崎正治

選外佳作　豊多摩　看守長　小久保義晴
　　平壤　看守　井澁美
　　西大門　作業係　鈴木米藏
　　小田原少年　看守　池谷政男
　　西大門　仝　河野國夫

（以上）

岐阜刑務所落成式

岐阜刑務所ハ昭和六年三月二十日午前十時敎誨堂ニ於テ所長以下職員並ニ左記來賓ノ下ニソノ落成式ヲ擧行シタ。

鹽野行刑局長、住江刑務協會理事、立石名古屋控訴院長、皆川同檢事長、鵜澤岐阜縣知事、白井岐阜地方裁判所長、槇田同檢事正、池永檢事、岩佐判事、新納檢事、戸田判事、加藤判事、高城判事、六鹿判事、町田判事、北岡檢事、志水判事、日比野判事、長谷場三重刑務所長、花村名古屋刑務所典獄補、堀元岐阜市長、岡本岐阜郵便局長、川上大垣警察署長、高瀨岐阜縣社會課長、玉田岐阜市會議長、中尾岐阜市助役、久富岐阜縣會議長、山本岐阜警察署長、矢野辯護士會長、山田元代議士、岸岐阜憲兵隊長、末次長良村長代理等。

刑務所長式辭

玆ニ本日ヲトシ閣下玆ニ各位ノ御臨席ヲ忝フシ當所建築ノ落成式ヲ擧行スルヲ得ルハ小官ノ最モ光榮トスル所ナリ本所ハ元岐阜町ノ南今泉村ニ在リテ岐阜縣所屬ノ小規模ナル懲役場ナリシカ世ノ進運ニ伴ヒ監獄則ヲ制定アリシヨリ之カ擴張ヲ必要トスルニ至リ明治十六年改築ニ着手シ同二十一年竣功ス同二十四年十月全國ヲ震動セシメタル濃尾大震災ニ罹リ建築物ノ大半倒壞シ翌二十五年度ヨリ復舊工事ヲ起シ同二十六年ニ完成セリ然ルニ明治二十二年市制ヲ布キタル際所在地ハ岐阜市ニ編入セラレ再來年ト共ニ賑盛ニ赴キ學校官公衙商舖住宅等圍繞櫛比シ遂ニ都市ノ中樞トナリ市ノ交通發展ノ支障ヲ來スノミナラス一面社會ノ風敎上ト行刑上ニ弊害アルヲ以テ刑務所移轉ノ必要ヲ唱フルニ至リ大正九年五月帝國議會ヘ移轉ノ請願ヲ爲シタルニ採納可決トナリテ玆ニ移轉ノ議熟シ大正十年新築工事豫算ハ議會ヲ通過シ大正十一年度ヨリ六ケ年繼續工事トシテ工費總豫算五十五萬圓以テ市外地ヘ移築ヲ決行スルニ至レリ同年敷地トシテ此地田畑貳萬坪ヲ購入シ埋立均シ應急建物ノ假設ニ着手シ工ヲ進メタルニ大正十二年九月關東大震災ノ影響ヲ受ケ豫算ノ分割繰延等ニ依リ結局昭和五年度迄工事期間ヲ延長スルコトヽナレリ其間所長ノ交代五人ニ及ヒタルモ上司ノ監督指揮宜敷キヲ得タルト官民各位ノ援助及優秀ナル建築技術者ト刑務吏員ノ不撓不屈ナル精神ハ勤勞ヲ厭ハス熱誠以テ事ニ當リ又敎容者ノ涙クマシキ迄柔順ニ勤勉シタル結果本日コノ竣功ヲ見ルニ至リタルハ誠ニ感謝措ク能ハサル所ナリ昭和辛未孟春玆ニ當所ノ新裝ハ全ク成レリ將來行刑上甚大ナル効果アルコト勿論ナリト雖モ之カ活用之カ管理ハ其ノ責任ノ一層重大トナリシヲ感ス益々奮勵努力以テ國恩ノ萬一ニ報ヒンコトヲ期ス

昭和六年三月二十七日

岐阜刑務所長　青木七太郎

司法大臣訓辞

惟フニ時勢ノ變遷ニ伴ヒ思想ノ惡化日ニ月ニ甚シク秩官ノ職責ハ從前ニ比シテ一層ノ重大ヲ加フ故ニ事ニ此ニ從フ者ハ能ヲ誘發シテ速力ニ善性ニ復歸セシメ其ノ累犯ヲ禁絕シテ社會ノ公安ヲ確保シ以テ國家ノ秩序ヲ維持スルニ在リ若シ此ノ目的ヲ達成スル能ハスンハ則チ先王立法ノ本義ニ背反スルモノト謂ハサルヘカラス

岐阜ハ中部地方ニ於ケル主要都市ノ一ニシテ司法上行刑上ノ成績皆頗ル見ルヘキモノアリ然ルニ其ノ刑務所ハ明治十九年建築ニ係リ其ノ位置構造共ニ時運ニ適應セス加フルニ自然ノ朽廢ヲ以テシ夙ニ移轉改築ノ必要ヲ認メ遂ニ地ヲ長良村ニトシ四十一萬餘圓ノ工費ト九ケ年ノ歲月トヲ費シ玆ニ其ノ竣成ヲ告クニ至レリ是レ偏ニ當事苦若心ノ結果ニシテ事務所居房工場官舍等總テ現代ニ於ケル斯ノ種建築ノ最善ヲ盡シ內容外觀相待チテ遺憾ナキニ近ク行刑事務ヲ刷新シテ立法ノ本義ヲ貫徹スル上ニ多大ノ効果アルヘキハ予ノ確ク信ジテ疑ハサル所ナリ

行刑局長一行ハ開式前青木所長ノ案內テ所內巡視其ノ他ノ來賓ハ晝食後數班ニ分チテ參觀セリ。因ニ當日午後二時ヨリ五時迄製作品ノ即賣並ニ生花陳列等ノ餘興ト所內一部參觀ヲ許シタル爲メ岐阜市及近鄉ヨリ一萬餘人ノ者アリ一時雜踏ヲ極メルノ盛況テアツタ。



昭和六年三月二十七日

司法大臣　子爵　渡邊千冬

倘鵜澤岐阜縣知事ヲ始メ立石名古屋控訴院長皆川同檢事長白井岐阜地方裁判所長槇田同檢事正松尾岐阜市長(助役)代讀奧田名古屋刑務所長(代讀)久富岐阜縣會議長玉田岐阜市會議長、矢野辯護士會長末次長良村長代理等ノ祝辭アリ、倘長谷場三重刑務所長ハ元當所長ナリシ因緣ヲ以テ工事中官民ヨリ受ケタル多大ノ厚意ヲ謝スルノ辭ヲ述ヘ堀川敎務主任ノ閉會ノ辭ニテ午前十一時四十分嚴肅裡ニ終了

海外異聞錄

◇監獄を第一流ホテルに改造

モスクワの西方にあるロシヤの舊都市スモレンスク市當局では、從來住宅不足問題で頭痛鉢卷の態であつたが、先頃思ひ切つた解決策を講じて全世界をアツトいはせた。スモレンスクには約百年以前ロマノフ王朝未だ華かなりし當時、ニコライ一世の御代に政治犯人を投げ込むために建てた有名な獄舍があるが、即ちこれを第一流のホテルに作り替へたのである。收容人員一千名といふのだから、刑務所も伸々大したもので、從來監守部屋に充てられてゐた第一階の間は消費組合の販賣店浴場、レストラン、郵便局、洗濯場及び撞球場に模樣替へがうして刑務所をホテルに改裝するに要した費用はすべてで九十萬ルーブルとのこだ。

◇無類の正直者

米國でのこと、トーマス・ロリンスといふ放火罪であげられた男、愈々罪が決まつて監獄に送られる時、警官に監獄への道はよく判つてゐるからと申出て、一人でノコ〳〵と出掛けたが監獄の入口で守衞に令狀がなくては入れられませんと斷られ、又ぞろ引返し令狀を貰つてから監獄を訪ねたさうである。

◇ロンドンの屑屋警察官

ロンドンの警視廳には、深夜になるときまつて自動車を飛ばして出發しながら、決して犯人は捕へて來ない警官が一人宛居る。此の警官は何をするのかと云ふと、每晚八十哩のドライヴをし、市內五十二ケ所の警察署を廻つて洋傘だとか、外套、寶石、寫眞機等々々ロンドンつ兒が自動車の中や電車の中や、料理屋などに忘れて歸つた品物を集めて歸るのが役目なのである。最近此の自動車に運ばれて來た品物の中には、溝の中で發見された四萬ドルもするダイヤモンド、各々二千二百ドルもするダイヤモンド三個、一萬ドルの紙幣在中の簪口などがあつたと。

◇失業救濟の苦肉策

滔々として盡くる所なき世界失業の洪水はルーマニヤにも押寄せ政府は其の救濟策として左の如き血も涙もない布告を發した。「夫婦共官吏たる者或は高級の官吏は免職せらるべし」といふのである。パンのために悲壯な決意を以て共稼ぎの夫婦は、此の布告を見るや直ちに裁判所に殺到して離婚届を出したので、三週間內にブカレストの裁判所だけに提起された離婚届だけでも二千七百三十一通に達したと。

◇チヤツプリン君強盜と間違へらる

喜劇映畫王チヤーリー・チヤツプリン君が鄉里ロンドンを訪問した際のことである。事もあらうにロンドンの眞ん中で强盜と間違へられた珍事が持上り、流石のチヤツプリン君もこれには頭をかいて苦笑した。チヤツプリン君は連れ二人を伴ひウエストミンスター橋通りを人目を避けつゝ散步しながら、昔の貧乏時代を偲んで居たところ、スクリーンの上でよく見れてゐる顏だから、見逃されやう筈がない。直ぐ一人に發見されたら忽ち群集の黑山である。一方チヤツプリン君はこれは堪らぬと逃出すとともに一生懸命に

なつた結果、前後の思慮もなく一軒の菓子屋に飛込んだものである。しかし菓子屋のお神さんバウエル夫人は三人の男が飛び込んで來るが早いか内から戸を締めたので、てつきり强盜と感違ひし、吃驚仰天金切聲を張り上げて、戸を締めてはいけないと爭つた。此の光景にチャップリン君また吃驚、だが其處は鍛へ上げた喜劇王だけに靜かな調子でお菓子をくれと言つて五十錢の包を受取り悠々と出て行つた。とはお手のものゝ喜劇を地で行つたわけである。

◇珍「足止め策」

ロンドンで先頃窃盜罪を以て逮捕されたウエルーツコリンスと云ふ男があるが、この男の遣り方は、家に這入ると先づ家人の寢室に鋏を撒き散らし、それから悠々と仕事にかかるのであつた。彼の說によると目を覺ました家人は素足でベットから下り立つや、鋏を足に突き刺し、これを拔くために警官を呼ぶのが遲れると云ふ、珍案なのださうである。

◇催淚彈入の金庫

惡漢團の跳梁する米國に催淚彈入りの金庫が作り出された。メンフイスの金庫製造會社で最近作り出したものであるが、特殊な副鍵を使用しないで開けると、忽ち中からドンと一發催淚彈が飛出して周圍の人を全部淚ボロボロにさせてしまうといふ新裝置が附いてゐるものであると。

◇贅澤のための泥棒激增

北米アーカンサス州地方の泥棒增加に裁判所でも多忙を極めてゐるが、右に就いて泥棒裁判に多年の經驗を持つてゐる治安判事イズラエル氏は言ふ「最近泥棒の裁判事件が急激に殖えたことは事實で自分も驚いてゐるが、その理由は不景氣で食へないとか、飢に泣く妻子のために出來心を起したといふのでなく、流行の寶石を買ひたいため……などといふ怪しからぬ理由の者が多く、眞に不景氣のためにその日の糧にもありつけず惡とは知りつゝも、食物を盜んだといふやうな事は餘りない……」といふ興味深い事實を發表した。

◇相對性博士の御難

ベルリン郊外にある相對性博士アインシュタイン教授の別莊に、先頃泥棒が入つたがそれに味を占めてか再び忍び入り、庫の中にあつた葡萄酒を平げて引揚げた。其處で博士の盜難届に「日本の大學から贈られた立派な絹の刺繍を盜まれた」とある。

◇贅澤な留置場

ザツと費用が百八十萬ドル部屋の數が四百と一つ、室々には熱湯と冷水とが出る裝置があり、ラヂオ娛樂室、室內運動場 敎會、パイプオルガン、應接室がある。また病室が百八十六あり醫者も看護婦も揃つてゐる。そして日本で云へば矯風會員といつたやうな會の役員や心理學者、その他精神病學者なども住んでゐる。外觀は鈍黃色と薄桃色との煉瓦で綺麗に張られてあるどう見ても立派なアパートメントといふところだが、これは最近ニューヨークに出來た婦人留置場なのであつて、これでは定めし入所希望者が押し寄せて來るだらうと興味の的であるとのことだ。こんなものを作つたのは、つまりやかましい監獄改良運動の具體化した結果で、不自由と融通で矯正させるよりは、各人の缺點を科學的に調べて、よい方向へ導かうとする趣旨から出たものであるとは、流石にアメリカらしい計畫である。



◇不純の例外

仙臺 五月生

日常吾々が積善の功を表現すれば、社會の人々より稱讚の辭を浴せられ時によつては多少の物質上の恩澤を得又これらのことが動機となつて出世のチヤンスを得ることとなる。然し以上の事柄と反對の惡的行爲をなせば批難排斥ともなり又それぞれの道によつての懲罰を餘儀なくされ延ひては犯罪を構成して、法廷に悄然たる憐な姿を、曝けださねばならないやうなこともある。これらのことは皆正しいものは皆勝ち、惡は滅びるの眞理を、如實に證明されてゐるものにすぎない。然し社會一般の行事は、決して以上の眞理の反映のみ現實に展開されてゐるものとは限らない。例へば讃義的精神の缺如は勿論反社會性の行爲をなしても僥倖に法網を免れて比較的彼等の生存欲を滿足してゐるものがある。さうかと思ふと陰陽に拘らず善的行爲をなしてゐるにも拘らず善的行爲をなしても正しい人物が、憑まれない逆境に沈淪し同情に價する者のあることは、まま見聞することである。故に以上の事柄は眞理に對する例外とも云へよう。この様な矛盾した因果關係があるからして、世の中に神も佛もないものかなどと、早くも嘆解を洩すような意志の弱い人が現はれるのである。中には是が因となつて自暴自棄となり、知らず識らずのうちに惡い行が慢性となつて、遂ひには獄窓に呻吟しなければならないやうになる者さへできてくるのである。故に吾々は、この眞理に對する不純な例外のあることを認容したくない、寧ろ排斥否根本的に除去することに、心を傾けたいのである、其弊害の大なる所以であるからである。若し此不純の例外を首肯し認容することありとしたならば、其人は自己の人格を疑はれる範圍にたち到つたことになるばかりでなく人を善導することも知らないし、又人物鑑定眼のない人と云はれても過言でないと思ふ。故に苟も人を使ひ人を指導し又は人格を尊重するものは、愼重に研究すべき事項に價することは充分である。

現在國家の刑罰を强制されてゐる人はどんな徑路を辿て來てゐるかと想察すれば、それは色々あるであらうが、一つは不純の例外即ち正しいことをしても少しも世の中の人は見て呉れない、どうせさうなら思ひ切つて惡いことでもして、世を太くそして面白く暮して終らうなどと極めて淺はかな感慨のもとに遂ひ刑罰の浮目を見てゐるものが可成多いことと思はれるのである、いづれにしても此様な憐むべき同胞を敎化善導の責にある吾々が、若し彼等の處遇上に於ける大小さまざまの行爲が、以上述べきたつた不純の例外を默許し、又は知らずしても現實に色々の事柄に現はれるとしたならば、決

して悔悛の道のりを辿らしてゐる譯ではない。却て自暴自棄を起させて犯則行爲を增長せしめ色々の事故を導くことに終るに過ぎないと思ふ。だからして處遇上比較的重大性を帶びてゐる賞與懲罰假釋放等に對しては、愼重なる考察を要すべきものである。其判定が誰人の推測も一致する如く一點の不純の例外なきに到るまでに確認されなければいけない。故に此意味から考へ見ても、どれ程大なる努力と不斷の修養乃至研究を要すべきであるかが明瞭である。又一面彼等收容者に對しては、本當の幸福を齎らさない不純の例外は、恰も菫花一朝の夢の如き淡きもので又薄氷を踏むやうな極めて危險なものであることを、自覺と反省を與へて少しも危ぶまれなきに到る迄に敎化の實績をあげることに、吾々はベストを盡すべきものであると思ふ。かくすることに於て始めて尊き使命の重責を、良好に遂行しつつあるものと云はれる譯である。

◇刑政三月號を手にして

姬路少年　呑海

今日來るか明日來るか？と每日待焦れてゐた刑政が今日漸く屆いた、喜悅に浸りながら表紙を一枚めくると懷しや慈父の樣な鹽野局長閣下の溫顏が見える、其の橫手には五ヶ月間休まずタイムを報じて呉れた見覺えの柱時計が見える、試驗當日我々の頭を惱ましたあの黑板もテーブルも見える。何れも皆懷しい思ひ出である、次の頁は卒業當日紀念寫眞が出てゐる、五ヶ月共に寫した紀念寫眞が出てゐる、五ヶ月の間吾々を愛兒の如く鞭撻して下さつた懷しの○先生M先生A先生S先生等等僕が慈父の樣にお慕ひ申した先生方のお顏が一番に目につく、先生ッ——と叫びたい氣持が胸一杯になる、在所中親身も及ばぬ位世話して下さつたMさんのお顏も見える、——それからづつと上の段には當日我々の頭を惱ましたあの黑板もテーブルも見える。何れも皆懷しい思ひ出である、次の頁は卒業當日紀念寫眞が出てゐる、五ヶ月共に寫した紀念寫眞が出てゐる、五ヶ月の間吾々を愛兒の如く鞭撻して下さつた懷しの○先生M先生A先生S先生等等僕が慈父の樣にお慕ひ申した先生方のお顏が一番に目につく、先生ッ——と叫びたい氣持が胸一杯になる、在所中親身も及ばぬ位世話して下さつたMさんのお顏も見える、——それからづつと上の段には寄宿舍の入口の間で議論をしてゐる樣な氣がする、寄宿舍でサラ〳〵と吹雪が窓を打つ寒い晚戰闘準備に熱中した事も今は懷しい思ひ出の種である、又手早く頁を繰る、見學記が出てゐる、拙文ではあるが試驗前の多忙な時間を割いて書いた自分の橫須賀見學記も揭せてある、それから練習所卒業式の模樣が詳しく書いてある司法大臣閣下の御祝辭吾々總代にバットを五箇も空にする喫煙家のZ君體は小さいが酒なら人に負けを取らぬといふI君、青に金モールのマークを袖につけてゐたI君等々何れも思ひ出深い同期生の面々の顏がずらりと並んでゐる、この寫眞をじつと見詰めてゐると在東京當時の事が頭に浮んで來て走馬燈の樣にクル〳〵廻轉するネオンサインの紫金の光、銀座の雜踏、淺草の夜店、三越、丸ビル、松坂屋等の大ビルデイグ其れから晝休みの時間に疲れた頭を癒して呉れた日比谷の芝生、上野の森、命がけで通つた四谷の十字路自動車、電車、交通ポリスのゴーストツプの號笛迄耳底に聞こえる樣な氣がする、寄宿舍でサラ〳〵と吹雪が窓を打つ寒い晚戰闘準備に熱中した事も今は懷しい思ひ出の種である、又手早く頁を繰る、見學記が出てゐる、拙文ではあるが試驗前の多忙な時間を割いて書いた自分の橫須賀見學記も揭せてある、それから練習所卒業式の模樣が詳しく書いてある司法大臣閣下の御祝辭吾々總代

の丁君の答辭等讀めば當時の事が髣髴として眼前に展開する樣だ、思へば烏兎匆々東京驛で別れを告げてよりもう一ヶ月を過した、及ばず乍らも諸先生の御健康を祈ると共に同期生諸兄姉にも御健在で行刑の爲めに盡されん事を衷心より祈つて拙い筆を置く。

◇背景的方面より觀たる刑務敎育の私見

巢鴨　上條富士太郎

凡そ天地間の萬物の長たる者は苟くも道德才智識力がなくてはなりますまい若し人に於て道德才智がありませんと身を修め家を齊ふる事が出來ないので恰も禽獸と等しいものであります。

然らば收容者をして道德才智を富ましむるには何を以て先務とすべきであるか即ち敎育でありませう。

而し乍ら又一面に於ては刑務所は學校に非ずして刑の執行所であることは勿論でありますが單に皮相の觀たるのみに走らず之を背景的方面より觀察致しますれば、どうでせう。

荒れ果てた田は良田となりますまいか瘠せ衰へた庭園の花は美花を開きませんでせうか（敢て然らざりき）荒れ果てた收容者の精神も私共が勉勵以て之を耕作せば變じて善良に向ふ樣になりはせまいでせうか、又廢園の如く意志薄弱な彼等も私共が勤務以て之を培養致しますれば化して美花を開くではありませんでせうか

彼等收容者に於ても斯の如く豊生れ乍らにして惡を好む者はありますまい。

之を大にすれば一國を維持すべく之を小にすれば一家を整理すべく朝日に匂ふ大和心あるも幼少から敎育を授くるに非ざれば大和心何處にありますか、然るに多く世の中の人は敎育を忽にして然して富國强兵を求むる者がありはせまいでせうか。

之は所謂木に緣つて魚を求むると同じことで其の源を勉めずして其の末を欲する樣な事でありませう。

斯樣な見地から解しますれば刑務敎育は忽せにならぬのでありまして殊に少年刑務所に於ては其効を齎らす所以のものと敢て僭越にも愚言を述べたる次第であります。　以上

◇看守の敎養向上に就ての偶見

青森　巖鐵生

行刑の目的が彼等收容者を改善して社會の良民に復歸せしむるにあるは今玆にでいふまもないことである。而してその改善の第一線に立つ看守は昔時の牢番ではなく、只彼等の監視のみが吾々看守の職務でなく彼等に對する敎師であり病人に對する醫者であり、子に對する親であり弟に對する兄の氣持でなくてはならなくなつて來たのである。それが又近時吾々看守に重大なる職責を負はしめた所以である。

故に吾々看守は斯の如き行刑に適應すべく即ち彼等を改善せんとする重大な職

實なるが故に、常に是に對する研究をなし修養を積み彼等を敎化改善する丈の素質を涵養しなければならぬは理の當然である。殊に近時思想の進展に伴ひ日毎に入所する彼等の敎育程度が向上し來りしのみならずその處遇方法も違つて來たる今日に於てをやである。

然るに吾々看守が前述の如き行刑に適應すべくどの程度までそれを研究し修養を致し居るか、今吾々看守の過去並に現在の狀況を顧みるとき依然として舊態の儘の看守採用規則に依り小學校卒業程度の試驗を行ひ之に合格したる者を僅か二ヶ月敎習するのみ、而も卒業後は常に劇務に追はれ自ら研究し修養するの機會なく折角練習生の歸しそは吾々一般看守にとつてはあまり好感を持たぬ。

何となれば機關雜誌たる刑政自體があまりに高尙すぎて吾々看守に充分解せられぬ點多々あるからである。積石集に近藤哲雄氏曰く「讀書は自己の智識に相應したるものを選ぶべし高尙に過ぐる時は意義を了解し難し意義を了解せざれば弊多くして益少し」と然り

而して一方刑務官練習所制度に轉眼するなれば刑務官練習所へ入所する者は試驗の結果ほんの一部分の者に限られ而も卒業の曉は大方部長となり看守長に任官して吾々看守との間に相當の開きを生じいかめしい吾々の監督者として殆んど吾々と談合するの機會なく折角練習生の歸所遲しと鶴首し些少なりとも新進の智識を注入して貰はうとして居る殆んどが裏切られて居る狀態にあるからである。

故に部長看守長にでも進まんとする野心「自己のため」のある人以外に今日余り研究しないといふ傾向にあるは已むを得ないことであらう。

今忌憚なく申せば行刑員中何といつても彼等收容者と直接關係を生ずるものは吾々看守でいかに專門的智識ありとも吾々看守の助力なくして到底目的達成は覺束ないのである。玆に於て私は今日までの機關雜誌たる刑政を今少し吾々看守本位としてなるべく時事問題並に常識問題及び實務上に關する事項を多く揭載するやう即ち吾々看守に適應したる判斷力を與へられんことを又現在の刑務官練習所開設期間六ヶ月「昨年は五ヶ月」を三ヶ月として一年に二回開設し先づ前述の如く彼等と直接關係にある擔當看守の養成所たらしめさうして一般に研究心を誘發せしむるよう希望するものであるも若し斯くては經費其他の關係上至難とするならば各刑務所に於て敎養向上の爲め直接職員俱樂部等をうまく利用し每月少くも二回以上「午後六時頃より仝九時頃まで」研究會等の名目のもとに御互行刑に關する新意見の發表及び刑務所長が新智識の向上の爲めの講話をするように致したなら少くも吾々看守の敎養向上に就き之が收穫を擧げ得るものと信じるもので

ある。而してその結果は行刑の目的を可能ならしめるものであるまいか。否同時に改善の第一線に立つ吾々看守に役立つのではあるまいか。

◇心の持ちやう

廣島　大原庄七

人は心の持ちやうである、自分が不愉快だと思へば何事を行つても面白くなく自分から心を愉快に持てば何事を行つても面白い、心樂しければ仕事も愉快に面白く萬物總て歡喜を以て迎へられる。それと反對に心が不愉快なる時は咲く花も啼く鳥も人の笑聲も癪に障る樣なもので從つて仕事も捗取らず何事も失敗に終るのである。幾ら何と思つたところでどうせ爲さねばならぬ仕事なれば、自分の心から愉快にした方が自己の得で、又仕事も成就する。吾々刑務に職を奉ずるに於て最も其の感を深ふするものである。自分は未だ日淺い刑務官であるが、拜命當時誰れしも味ふ事であらう炎熱燒くが如き長い夏の日に、寒風肌を刺すが如き寒い冬の日に、拳銃を背、終日立番勤務をする其の無味乾燥なる事は幾ら考へ直して見ても、之れが尊い使命であるとは考へられないであらう。然し之れも見方である、考へ樣である。自分あるが爲め他の多くの職員が後顧の憂なく完全に職務を行ふことが出來るのである、戰場に於ける歩哨線にして最も重大なる任務である事を思へば、何等職責に遜色はないのである。自分は曾て暫く警察に籍を置いた經驗がある。最初に彼我を比較した時其の職責に於て目的に於て、警察行政が生者の扱であれば刑務行政は死者の扱であるかの如く格段の差異あるものの如く感じた、然しそれは刑務の何たるかを知らざる最初の感想に過ぎなかつた、貴き使命たる事に何程の優劣があらう、寧ろ優るとも劣らざる事を確信するものである。世の若き人はよく他人の仕事を羨しく思ふものである、他所目には美事に見える仕事も自己の仕事として見れば其處に苦痛もあり困難も伴ふもので仲々容易なものではない。故に吾々は常に自己に與へられた仕事を樂しみ、其の中より趣味なり希望なりを見出す事が最も大切である。それには即ち心の持ちやうこそ吾々が職務に樂しむ大切な心懸であり、又處世の秘訣ではあるまいか。

◇刑務官と敎養の一考察

靑森　雲助生

吾々刑務官の敎養問題に就ては隨分喧ましく理想論が各方面にまで風靡して居られるやうであるが、さてその實現は殆ど夢想だに想像が出來ない樣である。然らば吾々刑務官はこの責任重大なる職務に携つてその敎養といふことを機關がないとて等閑に附することが出來やうか?、漸漸的な社會は超急的に變遷して居るではないか。その雰圍氣の眞只中に合法的な人間として復歸せしめねばならぬ彼等をどうして敎化することが出來やう

か?、私は曾つて拝命當時或る教官より彼様なことを聞かされた。『看守といふものは收容者を逃さないで縊死させないで居りさへすればそれで充分職務が足りるものだ』といふことであつた。それでは案外自分に適當した（足が達者だから）職業かもしれないと思つて居たが月日が重なるにつれてその『逃さないで縊死させないで』といふ語の意味が深長になつたのである。何となれば彼等の逃走を企てる原因は何であるか?自殺する原因は何であるか?私はこゝに斷言する譯には行かぬが要するに吾等の教導の不完全なる點が第一に原因するからである。

吾々は智で導き情で導き意を以て導くならば彼等はどうして逃走や自殺や總ての反則を企てませう。しかしその智情意の發達を練磨することが吾等の最も至難なことである。けれども人格陶冶といふことは吾等の使命であらねばならぬ。故に吾等は常に激變して行く社會の事情をたづねてそれを調和させやうとする行刑思潮を追はねばならぬ。只ふるい行刑思潮を墨守して居るならば如何に建物が現代式であつても何時までたつても往昔の牢番であり獄卒と何等變りはないのである。而して彼等は僞善的な假面も冠むり逃走や自殺や總らゆる反則行爲が絶えぬのである。

彼の文明國なアメリカに一昨年六つの刑務所に暴動が起きた、その原因は六つとも行刑上の缺陷が第一に原因したそうである。（正木先生『アメリカの監獄暴動の原因』犯罪學雜誌第三卷第三號參照）今や我が行刑にも累進制度の是認が目睫に迫つた。第一線に立つ吾等は行刑の骨であらねばならぬ。若しその骨が緩んだならば如何なる制度も破壞することは火を睹るよりも明かなことではあるまいか。

この多端なる刑務に身を奉じた吾等は武道を以て心身を鍛練し文道を以て時代の行刑思潮の流通を敎養せずんば到底この後の行刑は不可能と思ふ。

三、二四

新刊紹介

新式六法全書

六法全書の出版は將に洪水の觀があり、そのいづれもが各特良を持つてゐる。本書は一、判例挿入、二、條數早見出、三、參照條文、四、綜合索引、五、五十音法令索引、六、內容の豐富、七、價格の至廉を以て所謂七大特色としたものである。この特色のうち先づ第一に擧ぐべきは判例の挿入であらう。主なる條文毎に極めて簡易に判例の要旨を揭げて判例要覽としての性質をも兼ねてゐるところ、便利有益と云ふべきである。尙條文にはこれに關聯する他の參照條文を附して、法の運用を一見して知るやうにしてあり、六法全體を綜合した「事項索引」や、五十音別法令索引等を附したのも、利用上に便利である。第五十九議會提出の法律案をも入れてゐる。

（特價二圓、發行所神田區今川小路至誠書院）

○選後所感

天位の雄心君の句、春の農村に見る一情景である。寒い冬も漸く去り、雪も消えて懐しい土の色が黒く見えると、百姓の心には云ひ知れぬよろこびが湧く。そして新しい心の充實を以て早くも今年の農作物の計畫が樹てられる。彼處の畑には何を蒔いて、此處の畑には何を植ゑてと云つた鹽梅に決めて、それの準備が始まる。斯うした頃來るのが種賣りである。新しく始めての顏のも來るが、多くはもう多年の得意で親しみを持つてゐる。その種賣りが種箱を背負つてやつて來て、緣側へその荷を解いた。去年の種のよし惡しなどを言ひながら、今年の種を彼れ此れと選んでゐると、折から低く雷の鳴るのが聞えて來た。初雷を聞くと春が確實になつたやうな氣のするものである。種賣りと云ひ、春雷と云ひ、農村の春の活動を促す景物であるその配材がよく利いてゐる句である。

◇

地位の銀波君の句、その閑寂な境地に魅力

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切毎月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

種賣の荷を解く緣や春の雷　天地　大田雄心

山門に明るき雨や飛ぶ燕　新潟銀波

芹摘むや淺き流れの片濁り　人秀　大曲船風

鶯を聽いて朝湯にありにけり　逸　大曲華白

大岩に藤咲き垂れし峠かな　堺指月

菜の花や日癖となりし野の晝　橋通とめ女

春雷にさとき耳持つ少婢かな　山口月雫

陽炎や網干す磯の石疊　三重笙聲

傳令とおぼしき一騎霞みけり　住作　三重章堂

嚴しき門の中なる蝶々かな　同利計

木蓮のこぼれ重なる白さかな　咸興窓子

がある。雨の日の山寺は來る人も見えず、そして山門のあたりは繁り合ふ若葉となつてゐる。靜かに灑ぐ雨は若葉の色を溶かしたやうに明るい。この若葉の明るい雨の中に立つ山門の情景は一幅の繪の感じである。若葉の雨には何でも調和しないものはながらう。近代的の西洋館でもいゝ、板葺き藁葺きの低い田舍家でも趣きはある。しかし山門のやうな建築物はそのクラシカルな奥床しい雅味が明るい雨に一層はつきりする。この靈感豊かな情景に燕を配したところ、句に變化を與へて効果がある。所謂靜中の動である。いかに美しい景色でもあまり靜かすぎると退屈を感じる。其處に何かその單調を破るものがあれば何時までも見飽きない。燕はつまりその重要な役目を持つてゐるのである。

◇

人位の船風君の句は、そのサラリとし、淡々としてゐるところに餘情が出てゐる。まだ春も早い水の色は冷たく澄み透つてゐる。底の小石もはつきりと見える。斯うした淺く小さい流れのほとりを歩いて芹を摘む。白い長い根を引き抜く度に根についた砂が流れるので水が濁るが、それは細く一條になつて片寄り、澄んだ流れとの差別をはつきり作つてゐる。其處に早春の感じが伴つてゐる。見るからに冷たい水に芹を摘むと濁した濁りが解けずに流れて行くのを見ると、水の春もまだ淺いと云ふ佗しさが感じられるのである。これは極めてデリケートな感じである。これを「芹摘むと小川の水を濁しけり」といふやうな句にしたら、早春の佗しさも何も感ぜしめず、何等取り柄のない平凡なものである。此の句の生命は下五の「片濁り」にある。此處に深い味があるのだ。

◇

本俳壇の投句數はいよ〳〵多くなつて來た。これは大いに喜ばしいことである。從つて採錄に洩れる人も多くなつて來た。隆盛になるに從つて平凡陳腐の句を寄せてゐては何時まで經つても採錄されることは覺束ない。まづ着想に清新なところがなければ駄目だ。着想の清新さはつまり觀察の深く鋭いことである。平凡な對象を生かすのも此の觀察の深さ鋭さである。俳句らしい俳句を作らうとすれは心構へのあるうちはいゝ句は得られない。それは觀察を怠つたごまかしである。自然の味の深い句は矢張り觀察の深いところから生れる。

花屑の柄杓に附いて上りけり　松山　一風生
汽車下りて出し野の道や夕雲雀　福岡　虎溪
一列に並ぶ漁舟や海長閑　同　廉聲
山燒の灰が落ち來ぬ桃畑　同　叫酔
砂溶びる鶏ひねもすや庭長閑　同　穂水
枕頭に入學の子の鞄かな　三重　安紀良
鐘の音の遠く聞ゆる長閑かな　福岡　放浪
朝靄の晴れ行く畑や揚雲雀　同　不仙
山の鼻廻ればありぬ藤の茶屋　尾道　枹鶴子
村芝居木戸に櫻の盛りかな　宮城　柳星
波立ちて大漢江の水溫む　元山　流洲
桃活けて明るき室や雛祭　群山　苔
屑大根捨てられしまゝ咲きにけり　松山　若葉
鶯の鳴くや登山の道すがら　橘通　靈雪
信濃路や高嶺に光り殘る雪　飯田　葉椰子
打返す土に浸む陽や春の畑　松江　磨佐緒
雨の降る池畔明るき木の芽哉　豊多摩　巴波
一機又續いて一機霞みけり　小田原　一峯
曇りつゝ風募り來し落花哉　山口　久子
葉櫻に丹の色映ゆる御堂かな　小菅　寛山
退院の人白足袋や長廊下　晋州あら
侍の自動車に乘る花見哉　宮城　久光
寒梅を一輪入れし便かな　大曲　呑月

櫻餅紙に包んで貰ひけり　三重　一飛
飛石を渡る小川や蘆の舟　市谷　峨房
寒月や對岸もなき豆滿江　清津　揖々子
池に浮く水鳥白し藤の花　小菅　珀水
落椿掃かれずにあり寺の庭　靜岡　一心
雪洞に艶めく夜の櫻かな　金澤　若水生
春風に扉きしるや寂光院　北區　まさじ
悠然と泳ぐ緋鯉や水溫む　松山　辰月
蒲公英を門に挿したる子供哉　上田　千曲
長閑さや牧場の草に牛の聲　岡山　稀有六
明き燈の映えて續けり花の道　市谷　幽邃
大幟はためき高し朝の風　小田原　一川
屋根より揃ひたる麥の穂波の光りかな　市谷　雨晴
露の臺出てゐる土や春の霜　西大門　逸孤
摘み殘る茨の籔の土筆かな　松山　如水
暇に出て家垣の茶を摘みにけり　市谷　上州
一陣の風にもまるる櫻かな　前橋　水一
提げて歌ひ歩けり蓬摘　金山浦　春雄
春の日や谷間に廻る水車　飯田　夕陽
雨に來し去年の鮮女や蕨賣　公州　曉甫
雨に見る花重げなり八重櫻　金澤　綠峯
春の山重なり合ふて暮れにけり　三重　英子

刑政第44巻第5号
矯正図書館



春の野に。。。
萠え出る薬草

つみ草の春です。この頃、野に出てゐる薬草を語りませう。ピクニックに出かけたとき、これと思ふ草を採取してお辨當を開いたあとのバスケットなりに入れて、持ち歸つて蔭乾にしておくとか、庭に植ゑておくとかすれば思ひがけない時に役立ちます。また現に病になやんでゐる人にそれをとつて早速試みてどらんなさい。いづれも經驗によるもので、中にはしば〳〵試みて不思議に効を奏したのがあります。

ハコベ　よく知られた草で方々にあります。ナデシコ科の草で白い小さな花が咲き、四五寸位にのびます。葉と莖を食べて盲腸並に腸一切の病にきゝます。殊に盲腸の妙藥で、これはかなり治した經驗があるが、たゞ食べるのには味にくいせがあるので、なれない人は味噌汁に入れて用ひるとよい。なれたらひたしものにしてもおいしい。勿論蔭乾にしておいて煎服するもよい。

タンポヽ　胃の藥になります。蔭乾にして煎じて服用するのだが、葉をひたしものにして食べてもよろしい。

ウツボグサ　四五寸位の草で葉には毛があり、對生（葉が對に出てゐる）してをり、夏の初めに紫の可愛い唇形の花が穗の形に咲きます。千葉縣市川の鴻の臺あたりにもあるが信州の山の中には殊に多い。葉と軸を蔭乾にして煎服すれば痲病殊に俗にいふ血痲の妙藥です。

オホバコ　俗にオンバコともいつてゐるがこれは葉を黒燒きにして用ひれば喘息の妙藥であり、蔭乾にして煎服すれば赤痢、痼氣に效く。

ドクダミ　最もよく知られてゐるやうだがやはりこの頃の野にある『十藥』と異名がある位にいろいろな病氣に效くのだが殊に黴毒、婦人病に良く、また强壯劑、利尿劑ともなります。

フキ　とうと葉を煎じてもまた食べてもよい。喘息が治ります。

イカリ草　葉のふちにはこまかなのこぎり齒があり、葉全體の形はかたよつた心臟形をしてをり、四月頃いかりのやうな可愛い花が咲き鉢植として觀賞してもよい。根を乾燥して煎用するのだが强壯劑だから體の弱つた人は常用するとよい。精力

の弱つた人にも妙。

タカトウダイ　といふ草は本來は毒草ですが根を乾して少量づゝ煎服すれば水腫、脚腫によく效きます。

バタをおいしく
…パンに塗りよくするには

△…サンドウキツチをつくる時など、バタをパンに塗るのにどうしてゐらつしやいますか、かたいバタそのまゝでは薄く切つたやはらかいパンには大變つけにくうございます。

△…よくバタをそのまゝ火にかざして溶かしてからお塗りになつてゐるやうですが、さうするとバタの味を大變惡くしてしまひます。一ぺん溶かしてそれの又かたまつたのを召上つてどらんになつたことがおありでせうか、とてもまづいものです。

△…そんなことのないやうそしてパンに塗りよくする秘訣は、どんぶりにでもバタを入れ、お湯の入つた藥鑵のふたをとつてそこにのせて、湯氣で段々半溶け位にするが、もう一つはバタをどんぶりに入れてフオークなどでよくよくかきまぜてゐると、やはらかいふわ〳〵したクリームのやうになりますから、パンに塗ります。

味の變つた菜漬の食べ方

今頃になると、菜漬も味が變つて來ておいしくなくなります。關西邊では菜漬に限らず、漬物の味の變つたのを醬油砂糖で煮て食べるやうですがこゝで申上げるのも一つの利用法です。それは古菜漬の味の變つたやうなのをこまかに刻んで二十分程水につけて鹽出しをします。そして鍋にゴマ油を少々入れ油が煮立つたら菜漬を固く絞つて入れよく炒つて、鰹節の粉になつたのを入れ、砂糖少々と醬油をどく少量入れて味をつけます。油氣がありますからお茶漬にはちよつと向きませんが溫かいご飯のお惣菜には結構食べられます。古澤庵の味の變つたものもかうすればおいしく食べられます。

臺所の經濟
鍋の選び方
缺點と長所

鍋は大體鐵鍋、アルミ鍋（質の硬いものと、軟かいものとがあります）瀨戸鍋の三種に分れますが、この頃ではアルミ全盛で、鐵鍋は殆ど顧みられない狀態ですが各々用途によつて長所がありますから、それを心得てゐないといためたり、火力の無駄をしたりします、先づ鐵鍋ですが、これは火力が經濟になり、煮物の味も宜しうございます。それは、鐵鍋は火の廻りが遲い代りに若しあたゝまつたとなつたら、却々さめませんから、餘熱を利用して內部までよく煮ることが出來ますが、アルミですとさうはゆきません。

火の廻りが早い代りに煮物に萬遍なく火がまはらず、魚にしても火の上にある一部、例へば腹が焦げついて尾が煮えぬといふやうな缺點があります。つまり煮物にムラが出來るのです。また水分を蒸發する力も强い爲に、調味料も餘計に要ります。のみならず、酸と鹽には全く弱いのですから、辨當箱などでも梅干のあつた部分から穴があくなどといふことはよく見受けます。それからアルミの鍋でしたらアクの强い野菜——例へば蓮根、午蒡のやうなものを煮ると汁のあたつた部分が黑くなります。鐵鍋も同じ缺點を持つので、所謂カナ氣が出ますからこの樣な野菜を煮るには瀨戸鍋に限ります。瀨戸鍋は掃除もラクで衞生的ですが、その代りに琺瑯が剝げたら最後、その部分が腐蝕されますから取扱ひに注意しなければなりません。保ちからいつてもアルミや瀨戸は到底鐵にかなひません。同じ鐵鍋でも蠟引といつて錫をかけたものが大變多く見たところもキレイで錆も防げますが、よくよく注意しなければならないのは蠟引鍋の安物には往々鉛の入つたものがあることです。そんなのを使ふと中毒を起す危險があります。では、どうして鉛を見分けるかといふと、鉛のまじつた蠟引はピカ〳〵光らずに鈍い光澤を帶びて居りますし、其上觸でこすつて見ますと黑くつきますから直ぐ分ります。かうして各種の鍋を比較して見ると、結局鐵をそのまゝ鎖出した鐵鍋（出來るなら支那鍋）が理想的と云ふことになりますが、たゞ缺點はカナ氣のあることです。それで鐵鍋をお求めになつて最初にカナ氣をとるには、午蒡か里芋の皮を入れて五時間位煮沸しますとキレイにとれますが、そんなことをしなくともステイール・ウールといつて金網で出來たタワシのやうなものが大きな金物屋にありますから、あれに石鹼をつけてゴシ〳〵こすれば大丈夫です。錆の出た時もこの方法で結構です。また魚の臭などのついてとれない時は藁灰で磨くととれます。凡てフライパンでも、支那鍋でも鐵製の鍋は使用後水洗ひせずに新聞紙で油を拭きとつて置く程度でいゝのです。最近「水いらず衞生鍋」といつて五種の合金から成る鍋が特許をとりましたが、この鍋は保熱力が强いために火力は普通鍋の半分ですみますし、名の如く水を使はずに魚でも野菜でも煮られるので調法がられてゐます

赤ん坊の髮を剃るのは禁物

赤ん坊の髮の毛がうすいからといつて小さいうちから頭の毛など剃刀あてゝくりくり坊主にしてしまふお母さんがありますが、もともと赤ん坊の毛髮はうすく、月日のたつにつれてこくなつて來るものでその上まだ弱い肌に剃刀をあてることは、病菌その他いろの危險が伴ひやすいものですから、ぜひやめなければいけません。世間は女の子など、小さい時から度々剃刀をあてると毛が黑く房々なると言ひますが、剃刀を用ひると毛は太くなりますが、決して黑くこくならないもので、場所によつては、かへつて毛がしぜんに減つてしまふものです。

敍任辭令

任典獄（市谷）高等官六等五級俸（願免）
裁判所書記　關田龜市

六級俸（願免）
敎誨師　小笠原覺雄（金澤）
前橋轉勤
保健技師　三井文夫（宇都宮）
宇都宮轉勤
同　土井通寬（巢鴨）
高等官六等
典獄補　奧村輝（福島）
作業技師（豐多摩）十級俸
奧山忠七
作業技師（神戸）十一級俸
作業技手　高城守人（巢鴨）
巢鴨轉勤
作業技師　工東寅信（名古屋）
名古屋轉勤
同　原三郎（神戸）

六級俸下賜
特賞金九百圓
願ニ依リ本職ヲ免ス
朝鮮總督府
保健技師　川村波間（咸興）

金百四十圓
右事務格別勉勵ニ付特ニ賞與ス
依願免本官
朝鮮總督府
看守長　藤原金右衞門（元山）

敍位敍勳

從五位勳六等瑞寶章　大原昇（大原信泰）
正五位勳六等瑞寶章　木亮
從七位　看守長　勳八　森口藤松
正六位　作業技師　從六　清水敏郎
正七位　看守長　從八勳八　三上源太郎
從七位　同　正八勳八　仲地清雄
正六位　保健技師　從六勳六　到津要
同　同　池田藏吉
同　朝鮮總督府看守長　水間彪一（西大門）
從七位
從六位　朝鮮總督府敎誨師　良永猛（開城）

行刑法令

○醫療器具機械ノ範圍ノ擴大

（監獄法第十四條第三十九條第四十條）

（昭和六年三月行甲第二六九號司法大臣訓令）

（一）衞生材料取扱規則附則改正

衞生材料取扱規則附則別表中左ノ通改ム

衞生材料

一、器械

（三）診療器械中

○内科用具ニ

「輸血器電氣熱氣浴器」ヲ加ヘ

○外科用具ニ

「電氣抵抗器、電氣燒灼子」ヲ加ヘ

○眼科用具ニ

「電氣燒灼子（眼科用）」ヲ加ヘ

○耳鼻咽喉科用具ニ

「電氣照診器」ヲ加ヘ

○泌尿器科用具ニ

「電氣膀胱鏡」ヲ加ヘ

○齒科用具ニ

「輸帶貯槽器、開口器、拔齒挺子」ヲ加フ

二、藥物

（一）保健衞生藥品中

「クレシン、デシンフエクトール」ヲ削リ

「ミケゾール」ヲ加フ

（二）檢査藥品中ニ

「メチールビオレット」ヲ加フ

（三）診療藥品中

（イ）左ノ上記藥品ヲ廢シ下記藥品ヲ以テ之ニ代フ

パントポンスコポラミン　×○ナルコポンスコポラミン

リバノール　トリパフラビン　ヴエロナール　ヂエチールマロニール尿素　ノヴオカイン　×○ペンカイン　セカコルニン　×滅菌エルゴチン注射液　アンチペリペリン　ビタニン　ラクトスターゼ　グリコラクチン　鹽化アドレリナリン　鹽酸スプラレニン

（ロ）「クリオゲニン、フアゴール」ヲ削リ

「ロイシヨン、トリオヂンクパスタ、トリクレゾールオキスバラ、アドソルビン、×○水銀」ヲ加フ

三、其ノ他ノ物品ニ

「アマルガム」ヲ加フ

（二）衞生材料取扱規則附則別表中改正ニ關スル件通牒

（昭和六年三月行刑局長通牒）

標記ノ件本日訓令相成候處藥物ニ就テハ醫藥品ノ國產奬勵ノ趣旨ニ基キ輸入品ニシテ國產品ヲ以テ代用シ得ラルルモノハ成ルヘク之ヲ改メ又從來ノ實績ニ鑑ミ使用ノ極メテ稀ナルモノ高價ニシテ他ノ指定藥品ヲ以テ代用シ得

ラルルモノ若ハ其ノ醫治効力ノ少キモノハ之ヲ廢シ必要アリト認メラルルモノヲハ新ニ加ヘラレ以テ實際ノ運用上ニ資セントセラレタル次第ニ有之候條本改正ノ趣旨ヲ體セラレ行刑衞生上遺憾ナキヲ期セラレ度候

衞生材料ノ制式、定數等指定ノ件

一、器械（一八略）

（二）檢查器械中

品目	制式	數	定數 收容人員五百人以上	定數 同五百人未滿	定數 同百人未滿	備考
血球計	トーマーツアイス氏	具	一	一	一	
〃	フツクスローゼンタール氏	〃	一	一	一	
〃	村田氏	〃	一	一	一	
瀆毒診斷器	原氏簡易ワツセルマン反應試驗器	〃	一	一	一	

（三）診療器械

○内科用具中

輸血器	河石氏	具	各一	各一	各一	
電氣熱氣浴器	腹部用、關節用	個	二	二	二	×○
	四肢用、睾丸用	〃	二	二	二	×○

○外科用具中

白衣		組	三	二	一	
	手術衣、帽子、手袋、手術用防水衣	具	三	二	一	手袋ハメリヤス製
電氣抵抗器	交流、一〇〇ボルト	組	一	一	一	×○
電氣燒灼子	弓狀、ヘラ狀	〃	一	一	一	×○

追テ令回改正セラレタル器械及藥物ニ對スル定數制限等ハ別紙ノ通ニ有之尚廢止セラレタル藥品ニシテ現存セルモノハ新ニ改正藥品ヲ購入スルニ至ル迄之ヲ使用シ得ルモノト御承知相成度候

| | | |

「メ」ノ部

滅菌エルゴチン注射液 一

「ヒ」ノ部

ビタニン 一

「ス」ノ部

水銀 一

三、其ノ他ノ物品

品目	制式	数稱	使用シ得サル刑務所	備考
アマルガム		瓦	牧容人員百人未満	
			牧容人員百人未満	一
			牧容人員百人未満	一
			牧容人員百人未満	一

○看讀書籍ニ關スル制限ノ緩和

（監獄法第三十一條同施行規則第八十六條）

●受刑者ノ看讀書籍ニ關スル件

（昭和五年十一月行甲第一、六八〇號行刑局長）

受刑者ニ對スル官本貸與主義ノ勵行ニ付テハ昭和二年九月行甲第一、二五一號ヲ以テ及通牒置候處豫算ノ都合上官本ノ完全ナル設備ヲ期シ難キ現況ニ鑑ミ敎化上特ニ必要ト認ムル書籍ハ累進處遇法ニ依リ處遇スル場合ト否トニ拘ハラス一般受刑者ニ對シ私本トシテ其ノ看讀ヲ許可スル要アルモノト被存候條當分ノ間本省ノ審査ヲ經タル書籍ニ限リ之カ自辨ヲ許シ看讀セシメラレ差支無之候

追テ別紙記載ノ書籍ハ昭和三年以降ニ於テ各所ノ申出ニ依リ審査ヲ遂ケ特ニ看讀ヲ許可シタル私本中辭典ヲ除外シタルモノニ有之候間別ニ總伺ヲ要セス本文ニ依リ看讀セシメラレ差支無之候（書籍名省略）

○特別事情ニ基ク刑事被告人ノ護送方法

（明治三十年十一月勅令第四一五號囚人及刑事被告人押送規則第一條）

刑務所出張所又ハ刑務支所ナキ地ノ裁判所ニ屬スル被疑者被告人ヲ刑務所ニ拘禁シタル場合ニ於ケル裁判出廷時護送ニ關スル件

（昭和五年十二月八日秋刑發第一、二七二號秋田刑務所長伺）

當地ヨリ鐵路四十二粁八（約十一里）ヲ離レタル本莊區裁判所竝同支部所在地タル秋田縣由利郡本莊町ニハ刑務支所又ハ刑務出張所無之同裁判所ニ屬スル被疑者及被告人ハ本莊警察署留置場ニ拘禁シ居リ候處仝警察署留置場滿員ノ場合ニハ當該檢事ノ移送指揮ニ依リ又初メヨリ當所ニ拘留スヘキ旨ノ勾留狀ニ依リ當所ニ收容スルコト有之是等被疑者被告人出廷ノ場合ハ囚人及刑事被告人押送規則第一條ニ基キ當然警察遞傳ニ附スヘキモノト思料シ右取扱ヒ來リ居リ候處裁判所側ニ於テハ審理上當所吏員ヲシテ押送セシメ度希望有之候ニ付テハ將來斯ル場合刑務所吏員ヲシテ護送セシムルコトトセハ他ニ刑務支所又ハ刑務出張所無キ地ノ裁判所（當地ニテハ能代區裁判所）ニ屬スル被疑者及被告人ヲ拘禁シタル場合ニ於テモ前同樣ニ取扱フ事ト相成旁々前例トモ相成ルヘキ事ニ付右ハ如何ニ取扱可然哉

（昭和五年十二月八日行丙第二、一八〇號行刑局長回答）

御問合ノ件ハ刑務所職員ヲシテ護送出廷セシムルヲ相當ト思料致候

【參照】

囚人及刑事被告人押送規則

第一條　囚人及刑事被告人ノ押送ハ警察署又ハ警察分署ノ遞傳ニ付スルモノトス但シ四十粁以内ノ押送汽車汽船ノ便アル地方間ノ押送又ハ一時多數ノ囚人若ハ刑事被告人ノ押送其ノ他特別ノ事情アル場合ハ本項ニ依ラサルコトヲ得

前項但書ノ場合ニ於テハ看守長看守又ハ憲兵下士卒ヲシテ押送セシムルコトヲ得

官制改正

朕監獄官制中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和六年三月三十日

內閣總理大臣　濱口雄幸

司法大臣子爵渡邊千冬

勅令第二十六號

監獄官制中左ノ通改正ス

第三條中「典獄　專任四十七人」ヲ「典獄　專任四十三人」ニ、「典獄補　專任三十一人」ヲ「典獄補　專任三十四人」ニ、「看守長　專任五百十八人」ヲ「看守長　專任四百九十五人」ニ改ム

別表中三池刑務所、大分刑務所、福島刑務所及山形刑務所ノ項ヲ削ル

附則

本令ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

司法省告示第九號

三池刑務所廢止ノ際同刑務所ニ繫屬スル事務及將來同刑務所ニ關シ生スヘキ事務ハ熊本刑務所ニ於テ之ヲ取扱フ

昭和六年三月三十一日

司法大臣子爵渡邊千冬

司法省告示第十號

大正十一年十月司法省告示第四十二號第一項及第二項中「及三池刑務所」ヲ削リ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年三月三十一日

司法大臣子爵渡邊千冬

【參照】

大正十一年十月十四日司法省告示第四十二號ハ小菅刑務所等懲役其ノ他各種ノ拘禁ヲ爲スノ件ナリ

司法省告示第十一號

昭和四年十二月司法省告示第四十二號中左ノ通改正シ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年三月三十一日

司法大臣 子爵 渡邊千冬

名古屋刑務所所轄ノ刑務支所ヲ創ル

大分刑務所所轄ノ刑務支所ヲ創リ宮崎刑務所所轄ノ刑務所ヲ左ノ如ク改ム

宮崎	延岡刑務支所	宮崎縣臼杵郡岡富村
	大分刑務支所	大分縣大分市
	中津刑務支所	大分縣中津市

福島刑務所所轄ノ刑務支所ヲ創リ宮城刑務所所轄ノ刑務支所ヲ左ノ如ク改ム

宮城	仙台刑務支所	宮城縣仙台市
	古川刑務支所	宮城縣志田郡古川町
	石巻刑務支所	宮城縣牡鹿郡石巻町
	福島刑務支所	福島縣福島市
	郡山刑務支所	福島縣郡山市
	白河刑務支所	福島縣西白河郡白河町
	若松刑務支所	福島縣若松市
	平刑務支所	福島縣石城郡平町

山形刑務所所轄ノ刑務支所ヲ創リ秋田刑務所所轄ノ刑務支所ヲ左ノ如ク改ム

秋田	大館刑務支所	秋田縣北秋田郡大館町
	大曲刑務支所	秋田縣仙北郡大曲町
	横手刑務支所	秋田縣平鹿郡横手町
	山形刑務支所	山形縣山形市
	米澤刑務支所	山形縣米澤市
	鶴岡刑務支所	山形縣鶴岡市
	酒田刑務支所	山形縣飽海郡酒田町

小田原少年刑務所所轄ノ刑務支所ノ次ニ左ノ項ヲ加フ

	岡崎少年	愛知縣豊橋市
	盛岡少年	岩手縣西磐井郡一關町

【參照】

昭和四年十二月二十七日司法省告示第四十二號ハ分監ノ名稱及位置ノ件ナリ

司法省令第八號

大正十一年十月司法省令第二十五號中定員ヲ左ノ通改ム

本令ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年三月三十一日

司法大臣 子爵 渡邊千冬

歳入

保健技師	九十三人	
保健技手	三十七人	
藥劑師	十人	
教誨師	百三十七人	
教師	三十七人	
作業技師	二十人	
作業技手	四百二十六人	
看守	六千四百五十九人	

【參照】

大正十一年十月十四日司法省令第二十五號ハ保健技師、保健技手、藥劑師、教誨師、教師、作業技師、作業技手及看守ノ定員ノ件ナリ

歳入

科目昭和五年度（六年一月末）昭和四年度（五年一月末）比較增減 △印 ハ減

経常部

官業及官有財産收入

刑務所收入 三、二七一、八一六円 三、七二七、五七一円 △四四五、七五五円

歳出

所管別昭和五年度（六年一月末）昭和四年度（五年一月末）比較增減 △印 ハ減

経常部

司法省 二四、八二一、六〇五円 二五、一六〇、〇二四円 △三四八、四一九円

臨時部

司法省 六八六、三五四円 一、五三〇、六八九円 △八四四、三三五円

大藏省に備ふる主計簿に依り調査したる昭和五年度國庫歳入歳出現計及前年度比較中司法省關係部分は左の如くである。（三月三十一日官報所載）

昭和六年二月中入出監竝月末在監人員

△ハ減

Prison Population during the Month of February, 1931

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	減 前年比較
受刑者	40,675	4,130	3,869	40,936	40,675	37,515	261	3,421
刑事被告人	5,121	3,887	3,699	5,309	5,121	4,698	188	611
勞役場留置者	427	820	704	543	427	285	116	258
乳兒	6	1	—	7	6	4	1	3
總計 男	45,487	8,652	8,093	46,046	45,487	41,775	559	4,271
總計 女	742	186	179	749	742	727	7	22
總計 計	46,229	8,838	8,272	46,795	46,229	42,502	566	4,293

備考　内朝鮮人受刑者 男 1,479人　女 6人　刑事被告人 男 230人アリ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國名		受刑者	刑事被告人	計
中華民國	男	105	21	126
	女	1	—	1
英吉利	男	—	1	1
佛蘭西	〃	2	—	2
露西亞	〃	4	—	4
羅馬尼亞	男	1	—	1
伊太利	〃	1	—	1
總計	男	113	22	135
	女	1	—	1

表員人者監在日末月二年六和昭

The Number of the Inmates during the Month of February, 1931

備考　×印ハ被疑者

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			勞役場留置者 Prisoners in "Roekijo" (Place of labour in lien of fine or penalty imposed)			乳兒 Bebies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	875	—	875	— 4	—	— 4	—	—	—	—	—	—	879	—	879
市谷 Ichigaya	116	10	126	×78 1,328	— 40	×78 1,368	58	1	59	—	1	1	1,580	52	1,632
豊多摩 Toyotama	988	—	988	— 161	—	— 161	2	—	2	—	—	—	1,151	—	1,151
巣鴨 Sugamo	1,993	—	1,993	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,993	—	1,993
横濱 Yokohama	608	1	609	×3 141	— 3	×3 144	21	2	23	—	—	—	773	6	779
千葉 Chiba	747	—	747	— 53	— 2	— 55	8	—	8	—	—	—	808	2	810
水戸 Mito	510	—	510	— 37	— 3	— 40	10	—	10	—	—	—	557	3	560
宇都宮 Utsunomiya	475	130	605	×2 18	— 1	×2 19	6	—	6	—	—	—	501	131	632

矯正図書館
刑政第44巻第5号

前橋 Maebashi	1,331	—	1,331	— 81	— 4	— 85	19	—	19	—	—	—	1,431	4	1,435
静岡 Shizuoka	933	—	933	× 1 129	— 1	× 1 130	10	—	10	—	—	—	1,073	1	1,074
甲府 Kofu	511	—	511	× 1 39	— 5	× 1 44	16	—	16	—	—	—	567	5	572
長野 Nagano	712	—	712	— 75	— —	— 75	6	—	6	—	—	—	793	—	793
新潟 Niigata	415	—	415	× 2 36	— 2	× 2 38	6	—	6	—	—	—	459	2	461
京都 Kyoto	734	122	856	× 6 123	— 7	× 6 130	10	1	11	—	1	1	873	131	1,004
大阪 Osaka	3,535	3	3,538	× 6 582	— 13	6 595	50	—	50	—	—	—	4,173	16	4,189
神戸 Kobe	1,460	—	1,460	× 5 144	— 5	× 5 149	41	4	45	—	—	—	1,650	9	1,659
奈良 Nara	648	—	648	× 1 30	— —	× 1 30	4	1	5	—	—	—	683	1	684
滋賀 Shiga	480	—	480	× 4 4	— —	× 4 4	2	—	2	—	—	—	490	—	490
徳島 Tokushima	530	6	536	× 1 23	— —	× 1 23	3	—	3	1	—	1	558	6	564
高松 Takamatsu	1,111	1	1,112	— 21	— 1	— 22	6	—	6	—	—	—	1,138	2	1,140
高知 Kochi	744	13	757	— 66	— 1	— 67	23	1	24	—	—	—	833	15	848
名古屋 Nagoya	1,657	47	1,704	× 9 238	— 2	× 9 240	16	—	16	—	—	—	1,920	49	1,969
三重 Mie	696	—	696	× 3 51	— 4	× 3 55	4	—	4	—	—	—	754	4	758
岐阜 Gifu	728	—	728	×12 29	— —	×12 29	8	—	8	—	—	—	777	—	777
金澤 Kanazawa	702	18	720	— 85	— 2	— 87	5	—	5	—	—	—	792	20	812

広島 Hiroshima	1,488	78	1,566	× 9 177	— 2	× 9 185	10	—	10	—	—	—	1,684	86	1,770
山口 Yamaguchi	751	2	753	× 3 44	— 2	× 3 46	11	—	11	—	—	—	809	4	813
岡山 Okayama	969	2	971	×10 64	— 4	×10 68	17	—	17	—	—	—	1,060	6	1,066
松江 Matsue	791	1	792	× 2 43	— 4	× 2 47	9	—	9	—	—	—	845	5	850
松山 Matsuyama	680	1	681	— 50	— 3	— 53	13	—	13	1	—	1	744	4	748
長崎 Nagasaki	881	—	881	× 3 83	— 7	× 3 90	5	—	5	—	—	—	972	7	979
三池 Miike	70	—	70	— —	— —	— —	—	—	—	—	—	—	70	—	70
福岡 Fukuoka	1,652	45	1,697	×17 160	— 3	×17 163	31	—	31	2	—	2	1,862	48	1,910
大分 Oita	365	—	365	× 6 54	— 2	× 6 56	1	—	1	—	—	—	426	2	428
熊本 Kumamoto	1,126	1	1,127	× 5 45	— 3	× 5 48	12	—	12	—	—	—	1,188	4	1,192
鹿兒島 Kagoshima	515	25	540	× 1 54	— 1	× 1 55	5	—	5	—	—	—	575	26	601
宮崎 Miyazaki	476	—	476	× 1 51	— 2	× 1 53	2	—	2	—	—	—	530	2	532
沖繩 Okinawa	341	9	350	× 2 36	— 2	× 2 38	4	—	4	1	—	1	384	11	395
宮城 Miyagi	751	41	792	× 2 63	— 1	× 2 64	7	—	7	—	—	—	823	42	865
福島 Fukushima	375	3	378	× 3 24	— —	× 3 24	17	1	18	—	—	—	419	4	423
山形 Yamagata	227	—	227	× 3 30	— —	× 3 30	1	—	1	—	—	—	261	—	261
秋田 Akita	435	—	435	— 107	— —	— 107	12	1	13	—	—	—	554	1	555

| | | |

刑政第44巻第5号

矯正図書館

44e Année nº 5 Mai 1931

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Shiono, S. — De la socialisation de l'exécution des peines privatives de liberté et du patronage.

Kimura, K. — Du travail pénitentiaire au point de vue de l'éducation et de l'individualisation.

Yoshimasu, S. — Etudes psychologique et psychiatrique des incorrigibles.

Quelques pages des journaux de B. Freudenthal de ses visites en Angleterre et aux Etats-Unis d'Amérique du Nord en 1927.

Mouvement des idées à l'étranger :

S. M. Fry, The abolition of the death penality, 2nd ed. 1928.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)
près le Ministère de la Justice
Tokio